

在外邦人の安全対策等に関する 行政評価・監視結果報告書

平成19年11月

総務省行政評価局

前 書 き

国際社会のグローバル化の進展に伴い、海外に滞在・渡航する日本人は年々増加しており、海外に3年以上滞在する日本人及び海外に永住資格を得ている者（以下「在留邦人」という。）は約106万人（平成18年10月1日現在）、平成18年に日本を出国した者（海外渡航者）の数は約1,750万人に上っている。在留邦人のうち義務教育段階の子供の数も年々増加しており、日本人学校や現地校等で学んでいる児童生徒数は約5万8,000人（平成18年4月15日現在）となっている。

このような在留邦人及び海外渡航者（以下、両者を併せて「在外邦人」という。）が増加している中で、在外邦人が事故、テロ、感染症といった様々な脅威に遭遇する可能性が高まってきていること等から、外務省は、平成16年8月に領事移住部を廃止し、新たに領事局を設置する等体制を整備するとともに、同年10月の海外交流審議会の提言「海外における日本人の安全対策・危機管理」等を踏まえ、外務省海外安全ホームページ等による渡航・滞在に当たっての注意や事件・事故の発生状況等に関する情報提供の推進、在外公館における平時及び緊急事態発生時における安全対策の強化等の取組を進めている。

また、文部科学省は、日本人学校等の児童生徒や教員の安全を確保するため、外務省の協力を得て、治安情報を収集し状況に応じて注意喚起するほか、平成7年8月のナイロビの日本人学校校長が射殺された事件を受けて、日本人学校校長等に対し、安全対策の点検と安全の確保への格別の努力を要請するとともに、「在外教育施設のための安全ハンドブック」（平成7年12月文部省教育助成局海外子女教育課作成）等の安全対策資料の作成・配布や日本人学校校長を対象とした研修会などを行っている。

しかし、最近、邦人40人が死亡したスマトラ沖地震及びインド洋津波（平成16年12月）等の大規模自然災害の増加や、ロンドンの連続爆破テロ事件（平成17年7月）等の携行爆弾による自爆テロの多発のほか、新型インフルエンザへの対応等の新たな課題も生じているなど、在外邦人が様々な脅威に遭遇する可能性は高まってきており、これらの脅威を回避できるよう、きめ細かな安全対策を講ずることがますます重要となっている。また、日本人学校等の運営に影響を及ぼすような事件、事故、自然災害等も発生しており、日本人学校等における安全対策の重要性も増大している。

このほか、日本人学校等に対しては、子供たちが国内の義務教育課程に近い教育が受けられるよう、文部科学省が外務省と協力して、教員の派遣、教科書の無償給与等の支援を行っているが、それらの支援方策の効果的・効率的な実施も重要となっている。

この行政評価・監視は、在外邦人の安全確保と海外子女の教育環境の整備を推進する観点から、在外公館や日本人学校等における安全対策の実施状況及び日本人学校等が行う教育への支援施策の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	
1 在外公館における安全対策の推進	2
(1) 在外邦人の所在の的確な把握	2
ア 長期滞在者等の在留状況の把握の推進	2
イ 短期渡航者の所在の把握の推進	19
(2) 緊急連絡体制等の整備	30
ア 在留邦人との連絡体制の整備等	30
イ 在外公館の休館時等における連絡体制の整備	41
ウ 緊急用無線通信機器の使用訓練の励行等	47
エ 緊急事態用備蓄品の管理の適正化等	64
(3) 緊急事態に対応したマニュアルの整備等	76
2 日本人学校等における安全対策の促進等	89
(1) 学校安全対策マニュアルの整備等	89
(2) 緊急用無線機の整備	111
(3) 日本人学校等における教育環境の整備	118
ア 派遣教諭の早期着任の推進	118
イ 教科書需要数の的確な把握	130

図 表 等 目 次

1 在外公館における安全対策の推進

(1) 在外邦人の所在の的確な把握

ア 長期滞在者等の在留状況の把握の推進

図 1 - (1) - ア - ① 在留邦人（永住者・長期滞在者）の推移……………	5
図 1 - (1) - ア - ② 海外渡航者数の推移……………	5
表 1 - (1) - ア - ③ 在留届及び変更届に関する法令……………	6
表 1 - (1) - ア - ④ 在留届の提出促進に関する訓令……………	7
表 1 - (1) - ア - ⑤ 在留届提出者に対する所在確認に関する訓令……………	8
表 1 - (1) - ア - ⑥ 在外公館における在留届の提出促進策の実施状況……………	9
事例表 1 - (1) - ア - ⑦ 邦人留学生に対する在留届提出促進策等を実施し ている事例……………	12
事例表 1 - (1) - ア - ⑧ 日本人総会等の際に臨時受付窓口を設置している 事例……………	12
事例表 1 - (1) - ア - ⑨ 在留届等が未提出のため、安否等の確認ができな かった事例……………	13
事例表 1 - (1) - ア - ⑩ 在留届等が未提出のため、安否等の確認に時間が かかった事例……………	14
表 1 - (1) - ア - ⑪ 在外公館における在留届提出者に対する所在確認状況……………	15
事例表 1 - (1) - ア - ⑫ 在留邦人の安否確認が短期間で行われた事例……………	17
表 1 - (1) - ア - ⑬ 在留届提出義務の認知状況、在留届及び変更届の提出 状況……………	18
表 1 - (1) - ア - ⑭ 平成 5 年の外務省調査（在留届の提出状況）の概要……………	18

イ 短期渡航者の所在の把握の推進

表 1 - (1) - イ - ① 旅行会社、ホテル等との協力体制確立に関する訓令……………	21
表 1 - (1) - イ - ② 在外公館における主要ホテル・主要旅行代理店との協 力体制確立状況……………	22
事例表 1 - (1) - イ - ③ 短期渡航者の所在の把握等に関して工夫を行って いる事例……………	26
表 1 - (1) - イ - ④ 在外公館からの一層の情報提供等を求める旅行業者の 意見……………	27

(2) 緊急連絡体制等の整備

ア 在留邦人との連絡体制の整備等

表 1 - (2) - ア - ①	緊急連絡網の整備等に関する訓令	32
表 1 - (2) - ア - ②	邦人用緊急連絡網の整備及びその機能確保（情報伝達訓練）の実施状況	33
表 1 - (2) - ア - ③	遠隔地に居住する在留邦人との連絡体制の整備状況	36
表 1 - (2) - ア - ④	館員用緊急連絡網の整備及びその機能確保（情報伝達訓練）の実施状況	39

イ 在外公館の休館時等における連絡体制の整備

表 1 - (2) - イ - ①	休館時等における在外公館の連絡体制 （平成14年10月24日付け外務省訓令領政合第24866号） （抜粋）	43
表 1 - (2) - イ - ②	「安全の手引き」作成にあたってのガイドライン （平成16年10月6日付け外務省訓令領安第58050号） （抜粋）	44
表 1 - (2) - イ - ③	在外公館における休館時等の連絡体制の整備状況等	45
事例表 1 - (2) - イ - ④	休館時等の対応体制が整備されていない事例	46
事例表 1 - (2) - イ - ⑤	「安全の手引き」に緊急連絡先を掲載していない事例	46

ウ 緊急用無線通信機器の使用訓練の励行等

表 1 - (2) - ウ - ①	無線通信機器の整備等に関する訓令	50
表 1 - (2) - ウ - ②	邦人保護用無線機の貸与に関する訓令	52
表 1 - (2) - ウ - ③	無線機の通話試験（訓練）に関する訓令	53
表 1 - (2) - ウ - ④	無線機の現地購入に関する訓令	54
表 1 - (2) - ウ - ⑤	館員用無線機の配備状況及び使用訓練の実施状況	55
表 1 - (2) - ウ - ⑥	在留邦人に貸与する無線機の配備状況及び使用訓練の実施状況	57
表 1 - (2) - ウ - ⑦	在留邦人に貸与する短距離無線機を貸与していない理由	59
事例表 1 - (2) - ウ - ⑧	緊急事態の際の在外公館との連絡手段の確保に支障が生じた事例	60
表 1 - (2) - ウ - ⑨	非常用FM放送機の配備状況、運用基準の周知状況及び使用訓練の実施状況	61
表 1 - (2) - ウ - ⑩	無線通信機器の調達及び保守点検の実施状況	63

エ 緊急事態用備蓄品の管理の適正化等

表 1 - (2) - エ - ①	緊急用備蓄品の配備に関する訓令	66
表 1 - (2) - エ - ②	短期渡航者用備蓄品の配備を指示した訓令	67
表 1 - (2) - エ - ③	短期渡航者用備蓄品の仕様書（保存食料品、非常用品、 保存用飲料水）	69
表 1 - (2) - エ - ④	館員用備蓄品の配備を指示した訓令	70
表 1 - (2) - エ - ⑤	緊急事態用備蓄品の管理状況（総括表）	71
表 1 - (2) - エ - ⑥	短期渡航者用備蓄品の管理状況（個表）	72
表 1 - (2) - エ - ⑦	館員用備蓄品の管理状況（個表）	73
表 1 - (2) - エ - ⑧	緊急事態用備蓄品（食料品及び飲料水）の現地調達の 実施状況	74

(3) 緊急事態に対応したマニュアルの整備等

表 1 - (3) - ①	館員向け「緊急事態対処マニュアル」の作成に関する訓令	78
表 1 - (3) - ②	在留邦人向け「安全の手引き」の作成に関する訓令	79
表 1 - (3) - ③	「緊急事態に備えての在外公館体制調査」の実施に関する 訓令	80
表 1 - (3) - ④	在外公館における「緊急事態対処マニュアル」及び「安全 の手引き」の整備状況	82
事例表 1 - (3) - ⑤	館員向け「緊急事態対処マニュアル」を作成していない 事例	83
事例表 1 - (3) - ⑥	館員向け「緊急事態対処マニュアル」を2年以上改定 していない事例	83
表 1 - (3) - ⑦	在外公館における緊急事態を想定した訓練の実施状況	84
事例表 1 - (3) - ⑧	在留邦人向け「安全の手引き」を2年以上改定して いない事例	87
表 1 - (3) - ⑨	「緊急事態に備えての在外公館体制調査」の回収状況 （平成18年12月末現在）	88

2 日本人学校等における安全対策の促進等

(1) 学校安全対策マニュアルの整備等

図 2 - (1) - ①	海外の邦人子女（義務教育段階）の数の就学形態別推移 （平成9年～18年）	93
図 2 - (1) - ②	在外教育施設の設置状況（平成元年・平成12年～18年）	94
表 2 - (1) - ③	海外子女教育についての政府の基本的な考え方及び主な 支援策	95

表 2 - (1) - ④	「在外教育施設における安全確保について（通知）」 （平成 7 年 9 月 26 日付け文教海第 214 号文部省教育助成局 長通知）	96
表 2 - (1) - ⑤	在外教育施設安全対策資料「児童生徒の在校時編」 （平成 12 年 3 月文部省教育助成局海外子女教育課作成） （抜粋）	97
表 2 - (1) - ⑥	「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について （通知）」（平成 16 年 1 月 30 日付け 15 初国教第 92 号文部科学省 初等中等教育局国際教育課長通知）	98
表 2 - (1) - ⑦	安全マニュアルの作成状況等	99
表 2 - (1) - ⑧	主要な連絡先、緊急電話リストの作成等	100
表 2 - (1) - ⑨	主要な連絡先の記載状況	101
表 2 - (1) - ⑩	緊急事態に際しての具体的任務の分担等について示した もの	102
表 2 - (1) - ⑪	教職員の役割分担について示したもの	102
表 2 - (1) - ⑫	緊急時における役割分担の記載状況	103
表 2 - (1) - ⑬	緊急事態の想定状況	104
表 2 - (1) - ⑭	過去に自校で発生した事件を踏まえた改定が行われてい ないもの	105
表 2 - (1) - ⑮	不審者侵入時の警察への通報に関する安全マニュアルの 記載状況	105
表 2 - (1) - ⑯	爆弾予告の想定と留意事項等	106
表 2 - (1) - ⑰	爆弾予告（在校時）時の対応（想定）に関する安全マニ ュアルの記載状況	106
表 2 - (1) - ⑱	安全マニュアルについての管轄公館の指導、助言状況 （平成 15 年度から 18 年度（12 月末まで））	107
表 2 - (1) - ⑲	関係者及び関係機関への緊急連絡訓練の実施状況 （平成 18 年度（予定を含む。））	108
表 2 - (1) - ⑳	避難訓練の実施状況（平成 18 年度（予定を含む。））	109
 (2) 緊急用無線機の整備		
表 2 - (2) - ①	在外教育施設における無線機の配備	113
表 2 - (2) - ②	ウォーデン（拠点邦人）に対する邦人保護用無線機の貸 与の実施要領について（平成 9 年 7 月 3 日付け外務省訓令 往信領保合第 16858 号及び平成 8 年 8 月 7 日付け外務省訓令 往信領保合第 2328 号）（抜粋）	114
表 2 - (2) - ③	財団法人海外子女教育振興財団が行う安全対策援助の概要	115

表 2 - (2) - ④	無線機の整備状況（平成18年12月末現在）	116
表 2 - (2) - ⑤	無線機の使用訓練の実施状況（平成18年度（12月末まで））	117
 (3) 日本人学校等における教育環境の整備		
ア 派遣教諭の早期着任の推進		
図 2 - (3) - ア - ①	教員の派遣実績（平成元年・平成12年～18年）	120
表 2 - (3) - ア - ②	派遣教員の確保に要する経費の推移	121
表 2 - (3) - ア - ③	在外教育施設教員派遣規則 （昭和56年文部省訓令第27号）（抄）	121
表 2 - (3) - ア - ④	在外教育施設教員派遣制度の概要	122
図 2 - (3) - ア - ⑤	派遣教員の選考から派遣まで （平成19年度及び20年度派遣教員）	123
表 2 - (3) - ア - ⑥	委嘱式の実施日及び到着日等	124
表 2 - (3) - ア - ⑦	教諭の到着日及び始業式の実施日等 （平成18年度に教員派遣があった34校）	125
表 2 - (3) - ア - ⑧	始業式の実施日及び授業時間確保方策の実施状況	126
表 2 - (3) - ア - ⑨	教諭の着任時期に関する意見	128
 イ 教科書需要数の的確な把握		
表 2 - (3) - イ - ①	海外子女への教科書の無償給与の概要	132
表 2 - (3) - イ - ②	無償給与されている教科書	133
表 2 - (3) - イ - ③	在外公館に対する教科書の無償給与事業に係る需要数 調査の実施指示	134
表 2 - (3) - イ - ④	海外の子供に対する教科書の給与冊数と対象人数の推移	135
表 2 - (3) - イ - ⑤	海外の子供に対する教科書無償給与に係る経費の推移	135
表 2 - (3) - イ - ⑥	日本人学校等における教科書需要見込数の算出方法	136
表 2 - (3) - イ - ⑦	教科書の配布状況	138
 (参考) 日本人学校等における飲食料等の備蓄状況		
		141

第 1 行政評価・監視の目的等

1 目 的

この行政評価・監視は、在外邦人の安全確保と海外子女の教育環境の整備を推進する観点から、在外公館や日本人学校等における安全対策の実施状況及び日本人学校等が行う教育への支援施策の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

法務省、外務省、文部科学省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

日本人学校、補習授業校、日本人会、在外企業、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

4 実施期間

平成18年 8 月～19年11月

[調査対象在外公館]

在中華人民共和国大使館、在上海総領事館、在大韓民国大使館、在香港総領事館、在インドネシア大使館、在フィリピン大使館、在タイ大使館、在カンボジア大使館、在ベトナム大使館、在マレーシア大使館、在シンガポール大使館、在インド大使館、在パキスタン大使館、在バングラデシュ大使館、在ニューヨーク総領事館、在ロサンゼルス総領事館、在シカゴ総領事館、在メキシコ大使館、在ペルー大使館、在コロンビア大使館、在サンパウロ総領事館、在英国大使館、在フランス大使館、在デュッセルドルフ総領事館、在ベルギー大使館、在オランダ大使館、在イタリア大使館、在スペイン大使館、在チェコ大使館、在ロシア大使館、在エジプト大使館、在イスタンブール総領事館、在イラン大使館、在ケニア大使館、在南アフリカ共和国大使館、在パプアニューギニア大使館

計36公館

(注) 1 調査対象在外公館は、在留邦人や海外渡航者の人数が多く日本人学校も設置されているところ等を中心に選定した。

2 下線の在外公館は実地調査、その他の在外公館は書面調査を実施

第2 行政評価・監視結果

1 在外公館における安全対策の推進

(1) 在外邦人の所在の的確な把握

ア 長期滞在者等の在留状況の把握の推進

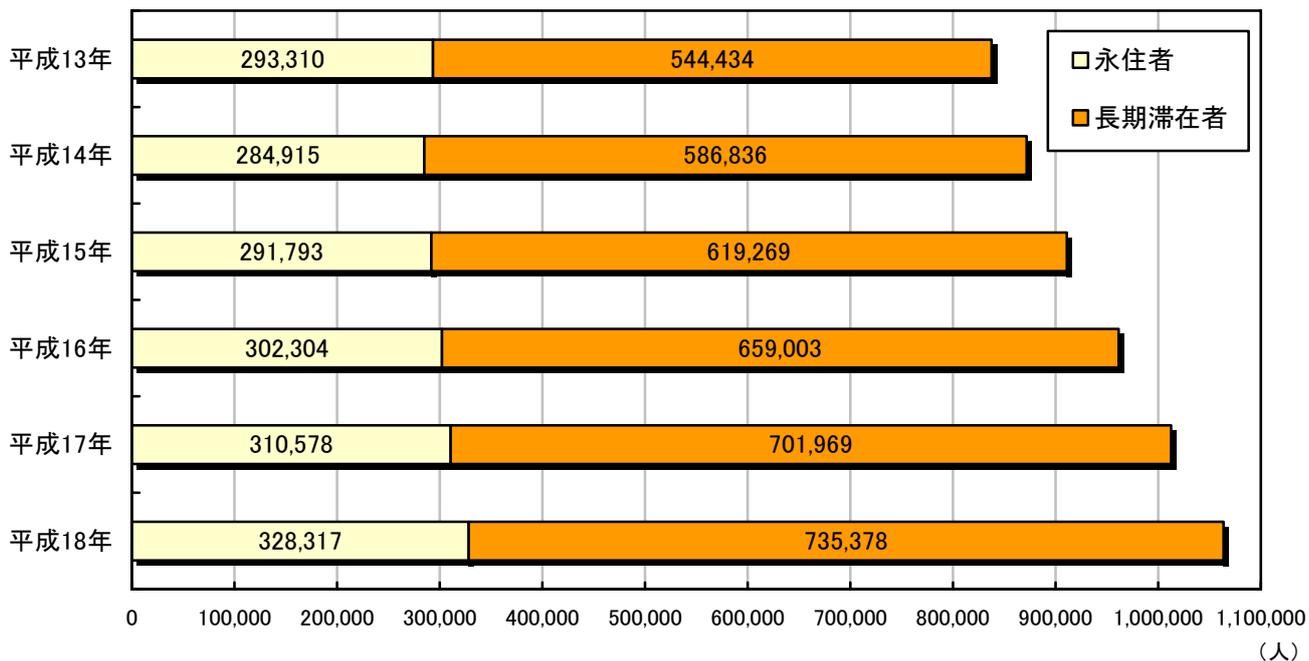
勸告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>近年、国際社会のグローバル化の進展に伴い、海外に滞在・渡航する日本人は増加傾向にあり、平成18年10月1日現在、日本を出国した者（海外渡航者）のうち海外に3月以上滞在する者（以下「長期滞在者」という。）は約73万人、海外に永住資格を得ている者（以下「永住者」という。）は約33万人となっており、両者を合わせた人数は約106万人で過去最高となっている。また、海外渡航者の数は、平成14年まで増加傾向にあり、15年に重症急性呼吸器症候群（Severe Acute Respiratory Syndrome：SARS（サーズ））の影響で約1,330万人に減少したものの、その後再び増加し、18年には約1,750万人に上っている（以下、「長期滞在者」と「永住者」を併せて「在留邦人」といい、「在留邦人」と海外渡航者のうち滞在期間が3月未満の者（以下「短期渡航者」という。）を併せて「在外邦人」という。）。</p> <p>外国に住所又は居所を定めて3月以上滞在しようとする者は、旅券法（昭和26年法律第267号）第16条において、当該住所又は居所を管轄する領事館の領事官（領事館の長）に届け出なければならないとされている（以下、当該届を「在留届」という。）。また、旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）第11条第2項において、住所、居所その他の届出事項に変更が生じたとき及び当該届出をした領事官の管轄区域を去るときは、その旨を届け出なければならないとされている（以下、当該届を「変更届」という。）。</p> <p>在留届及び変更届（以下「在留届等」という。）は、邦人の安全を確保するための基本となる情報であり、平素から、在留届等の提出の励行について周知を徹底するとともに、緊急事態の発生時に迅速な安否確認を行うことができるよう、在留届の提出者の所在を確認しておくことが重要である。しかし、在留届等の提出は必ずしも励行されておらず、その提出を促進することが課題となっている。</p> <p>このため、外務省は、ホームページやパンフレット等により在留届等の重要性と提出を励行することを周知するとともに、平成14年度からはインターネットによる届出も可能としている。また、外務省は、平成17年10月に作成した在外公館（外務省設置法（平成11年法律第94号）第6条に基づくもの。以下同じ。）向けの「邦人保護事務の手引き」（平成17年10月外務省海外邦人安全課作成）において、緊急事態対処マニュアル（ひな形）（以下「緊急マニュアル」という。）を示し、在外公館は、平時から、在留邦人の所在を把握し、緊急事態の発生時に迅速な安否確認を行うため、在留届等の提出の促進を図ること、このためには、管轄する国の出入国管理局、邦人留学生が在学している大学事務局等の協力を求めるなど、管轄する国・地域の事情に応じた工夫をして、機会あるごとに在留届等の重要性を広報することが重要であるとしている。さらに、外務省は、在外公館に対し、毎年10月1日現在で実施する「海外在留邦人数調査」の際に、必要に応じて、在留届の提出者に対する所在確認を行うことを求めている。</p>	<p>図1－(1)－ア －①、②</p> <p>表1－(1)－ア －③</p> <p>表1－(1)－ア －④</p> <p>表1－(1)－ア －⑤</p>

<p>(調査結果)</p> <p>今回、在外公館における在留届等の提出促進に関する業務等の実施状況について、在留邦人数や海外渡航者数が多い国等32か国36在外公館を抽出し、平成15年度から18年度（同年12月末）までの状況を調査した結果、次のとおり、在留届等の提出が不十分となっている状況がみられた。</p> <p>① 在留届等の提出を促進するための周知・広報としては、調査した36在外公館すべてにおいて、領事窓口や領事出張サービス時における来訪者に対する勧奨、ホームページでの呼び掛け、日本人会等に対する会員への届出の励行に関する周知依頼等が行われている。</p> <p>このほか、在外公館の中には、次のような工夫を行い、留学生の在留確認数や在留届等の提出件数の増加につながっている例がみられた。</p> <p>i) 管轄する国・地域の大学事務局に対し、在学している邦人留学生の把握についての協力や在留届用紙の配布を依頼している例や、邦人留学生の新生歓迎会で安全対策に関する講話を行うとともに在留届の重要性を周知している例（3在外公館（在中華人民共和国大使館、在ロシア大使館及び在デュッセルドルフ総領事館））</p> <p>ii) 日本人総会や在留邦人を対象とした講演会等の際に、臨時窓口を設置し在留届等の提出を受け付けている例（3在外公館（在タイ大使館、在ベトナム大使館及び在イタリア大使館））</p> <p>しかし、在留届等が提出されていないため、緊急事態の発生時等に、安否等の確認ができなかった例や、安否等の確認までに長時間を要している例がみられた（8在外公館11事例）。</p> <p>② 在留届の提出者に対する在留状況の確認については、25在外公館（69%）では年に1回以上行っているが、10在外公館（28%）では必要の都度行うこととしており、また、1在外公館（3%（在ケニア大使館））では調査対象とした期間（3年9か月）に一度も行っていない。</p> <p>一方、在外公館の中には、年に数回、在留届の提出者の在留状況を確認していたため、緊急事態の発生時に、短期間で管轄地域内の在留邦人すべての安否確認を行うことができた例がみられた（1在外公館1事例（在パキスタン大使館））。</p> <p>③ 36在外公館の管轄する国・地域に居住する在留邦人169人を調査した結果、在留届の提出率は97%と高いものの、在留届の提出後住所を変更している者99人のうち変更届を提出していない者が18人（18%）みられた。</p> <p>なお、外務省（本省）では、在留届の提出状況について、平成5年に抽出調査を行い、在留届の提出率は77%との結果を得ているが、その後はこの種の調査を行っておらず、最近の状況は把握していない。</p> <p>(所見)</p> <p>したがって、外務省は、緊急事態の発生時に在留邦人の安否確認を迅速に行うことができるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 在留届等の提出の促進及び在留届の提出者の在留状況の確認に関する在外公館に</p>	<p>表1-(1)-ア-⑥</p> <p>事例表1-(1)-ア-⑦、⑧</p> <p>事例表1-(1)-ア-⑨、⑩</p> <p>表1-(1)-ア-⑪</p> <p>事例表1-(1)-ア-⑫</p> <p>表1-(1)-ア-⑬</p> <p>表1-(1)-ア-⑭</p>
--	---

<p>おける業務の実施状況を的確に把握するとともに、これらの業務の効果的な取組事例を収集し在外公館に情報提供すること。</p> <p>② 在外公館に対し、提供した効果的な取組事例等を参考に、在留届等の提出の一層の促進及び在留届の提出者に対する在留状況の定期的な確認の実施について指示を徹底すること。</p>	
---	--

図 1 - (1) - ア - ①

在留邦人(永住者・長期滞在者)の推移

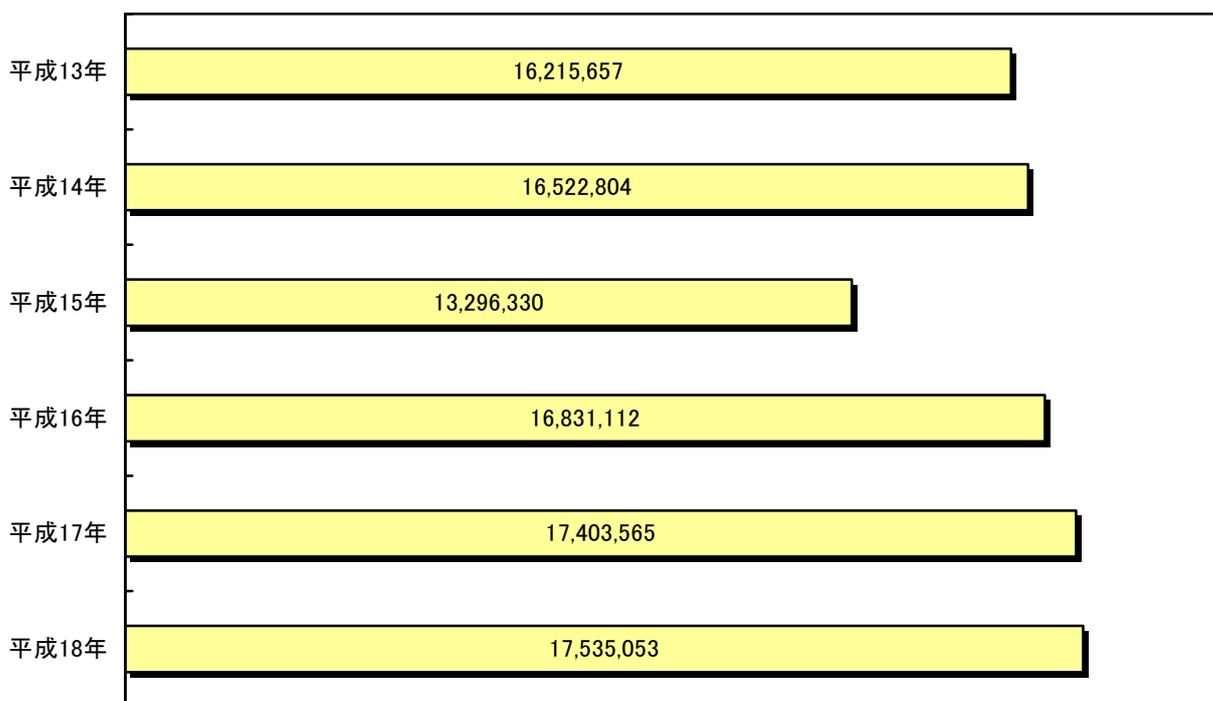


(注) 1 外務省の「海外在留邦人数調査統計」に基づき、当省が作成した。

2 各年ともに10月1日現在の人数である。

図 1 - (1) - ア - ②

海外渡航者数の推移



(注) 法務省の「出入国管理統計年報」に基づき、当省が作成した。

表 1 - (1) - ア - ③

在留届及び変更届に関する法令

○旅券法（昭和26年法律第267号）（抄）

（外国滞在の届出）

第十六条 旅券の名義人で外国に住所又は居所を定めて三月以上滞在するものは、外務省令で定めるところにより、当該地域に係る領事館の領事官に届け出なければならない。

○旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）（抄）

（外国滞在の届出）

第十二条 法第十六条の規定による届出は、旅券の名義人が外国に住所又は居所を定めて三月以上滞在しようとするときは、遅滞なく、当該住所又は居所を管轄する領事官（当該住所又は居所を管轄する領事官がない場合には、最寄りの領事官）に別記第十四号様式による在留届一通を提出してしなければならない。

2 前項の届出をした者は、住所、居所その他の届出事項に変更を生じたときは、遅滞なく、また当該届出をした領事官の管轄区域を去るときは、事前に、その旨を当該領事官に届け出なければならない。

3 前二項の届出は、世帯ごとに行うことができる。

（注） 下線は、当省が付した。

表 1 - (1) - ア - ④

在留届の提出促進に関する訓令

○邦人保護事務の手引き（平成17年10月 外務省海外邦人安全課作成）（抜粋）

Ⅱ. 緊急事態における邦人保護
緊急事態対処マニュアル（雛形）

- 1 緊急事態における邦人保護の原則は、「早め早めの対応」「大きく構えて小さく収める」である。右原則に則り具体的事案に対処するため、「緊急事態における邦人保護」（緊急事態対処マニュアル（雛形））を以下のとおり策定する。
- 2 在外公館においては、以下を指針として国及び地域の特殊事情を加味した「緊急事態対処マニュアル」を作成ありたい。（略）

1 平時より講じておくべき措置

(2) 在留邦人向けの措置

(イ) 在留届（変更届）の提出（旅券法第16条）促進

在留邦人の所在を把握し、緊急事態に際して迅速な安否確認を行うため、在留届及び変更届の提出促進を図る。緊急事態発生時における安全確保の視点（在留届は在外公館と邦人を結ぶ「命綱」）を強調しつつ、機会あるごとに在留届の重要性について広報することが重要である（出入国管理局、邦人留学生在が在学している大学事務局等の協力を求めるなど、貴地事情に応じた工夫をする）。

提出された在留届は世帯ごとに整理し、地域別にリスト化し、地図上に在留邦人分布図を作成することが望ましい。

(ロ) 大使館（総領事館）からの「お知らせ」の発出 （略）

(ハ) 安全対策連絡協議会を通じた情報提供、意見交換 （略）

(ニ) 「安全の手引き」作成 （略）

(ホ) 緊急連絡網の整備 （略）

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 - (1) - ア - ⑤

在留届提出者に対する所在確認に関する訓令

○海外在留邦人数および実態調査(訓令)(平成18年8月29日付け 領政第105531号)(抜粋)

3. 必要経費(経費稟請)

本件調査に必要な経費については、必要に応じ、以下の要領にて9月10日(必着)までに稟請ありたい。(略)

- (1) 在留邦人数の実態を把握するために、現地日本人会及び商工会等を活用することは有効であるところ、同団体に本件調査を委嘱する場合には、同経費を稟請ありたい。なお、経費を稟請するにあたっては、経費の内訳を明記ありたい。
- (2) 本件調査を行うにあたり、各種調査のために専属の臨時職員の雇用が必要な場合には、同経費を稟請ありたい(9月10日必着)。なお、経費を稟請するにあたっては、内訳(時給×時間/日×人数×日数)を明記ありたく、雇用予定期間(○月○日～○月○日)も併せ明記ありたい。回電にあたっては、件名を「海外在留邦人数調査(経費稟請-貴館名)」とし、保存期間「5年」、秘密度「無指定」、配布パターン「Q083ME 0 D」とされたい。
- (3) 実態数の算出のため、ダイレクトメール等の発送により、在留邦人の所在確認等を行う場合には、必要な郵送料等につき内訳を明記の上稟請ありたい。なお、本件経費は特に予算が逼迫しているところ、各館の全ての要望には応じられないので、予め承知おきありたい。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 - (1) - ア - ⑥

在外公館における在留届の提出促進策の実施状況

(総括表)

区 分	在外公館数
来訪者に対する届出勧奨や在留届等の重要性の周知を実施	36
うち、管轄する国・地域の実情に応じた工夫を実施	(6)
邦人留学生に対する在留届提出促進策等を実施	(3)
日本人総会等の際に臨時受付窓口を設置	(3)
合 計	36

(個表)

在外公館名	在留届の提出促進策の実施状況
在中華人民共和国大使館	○当館窓口来訪者に対する届出勧奨 ○領事出張サービス時の届出勧奨 ○当館ホームページ・メールマガジン届出案内掲載 ○日本語情報誌（スーパーシティ）届出案内掲載 ○中国日本商会会合での届出案内 ◎留学生新入生歓迎会での届出案内
在上海総領事館	○当館来館者への在留届提出の呼び掛け ○領事出張サービス時の在留届提出の呼び掛け ○在外選挙企業出張登録サービス時の在留届提出の呼び掛け ○当館ホームページによる在留届提出の呼び掛け ○当地日本語情報誌への広告掲載
在大韓民国大使館	○当館窓口来訪者に対する届出案内 ○領事出張サービス来訪者に対する届出案内 ○当館ホームページ・メールマガジンへの届出案内掲載 ○ソウルジャパンプラブ関係会合での届出案内
在香港総領事館	○当館ホームページでの呼び掛け ○当地機関誌での呼び掛け
在インドネシア大使館	○当館領事窓口での提出確認 ○当館ホームページ上での呼び掛け ○「ジャカルタ新聞」（日系紙）での呼び掛け ○ジャパンプラブ理事会及び邦人部会での呼び掛け
在フィリピン大使館	○日本人会や当地商工会議所等に対する届出の励行依頼 ○在外選挙登録の日系企業訪問の際の届出確認
在タイ大使館	○当館窓口来訪者に対する届出勧奨 ○領事出張サービス時の届出勧奨 ○フリーペーパー紙への広告掲載 ◎安全対策関連講演、日本人総会等における臨時受付窓口開設
在ガボリア大使館	○当館窓口来訪者に対する届出勧奨 ○邦人用メール案内での届出案内（ファクシミリによる提出可能）
在ベトナム大使館	○当館窓口来訪者に対する届出勧奨 ○領事出張サービス時の届出勧奨 ○当館ホームページでの届出案内 ◎医療・安全情報講演会等における臨時受付窓口開設 ○在留邦人実態調査の進出日系企業調査の際の届出勧奨
在マレーシア大使館	○年2回開催の全日本人会連絡会議における届出勧奨
在シガポール大使館	○当館メルマガ、ホームページへの届出案内掲載 ○FM日本語放送番組への広報放送依頼 ○当地邦人向け有力広報誌、新聞への記事掲載依頼 ○日本人会、日本商工会議所に対する届出励行依頼

在外公館名	在留届の提出促進策の実施状況
在インド大使館	○ホームページ及び当館掲示板に掲載 ○「大使館からのお知らせ」等により日本人会や商工会への提出励行
在パキスタン大使館	○領事窓口来訪者に対する届出勧奨 ○領事事務電話照会者に対する届出勧奨 ○邦人団体合（安全連絡協議会、日本人会理事会等）での届出励行依頼 ○JICA等の組織に対する届出励行依頼
在バングラデシュ大使館	○当館ホームページへの掲載 ○生活情報誌「ハローダッカ」（ダッカ日本会編集）への掲載
在ニューヨーク総領事館	○当館来訪者に対する届出勧奨 ○領事出張サービス時における届出勧奨 ○在留届提出者に対する帰国・転出届の案内（メール受付可） ○日系企業・団体に対する届出励行依頼
在ロンドン総領事館	○領事出張サービス時における届出勧奨 ○在外選挙登録出張サービス時における届出勧奨 ○当館ホームページでの届出案内
在ソコト総領事館	○領事出張サービス時における届出勧奨 ○当館ホームページでの届出案内
在メキシコ大使館	○領事出張サービス時における届出勧奨 ○邦人メールによる広報 ○邦人着任者研修（商工会議所主催）時における届出勧奨
在ペルー大使館	○領事窓口来訪者に対する届出勧奨 ○「ペルー新報」（日系紙）への記事投稿 ○邦人団体合（三水会、安全対策連絡協議会等）での届出励行依頼
在コロンビア大使館	○領事窓口来訪者に対する届出勧奨 ○領事出張サービス時における届出勧奨 ○邦人団体合での届出励行依頼
在サハハラ総領事館	○領事窓口来訪者に対する届出勧奨 ○領事出張サービス時における届出勧奨 ○在外選挙広報のダイレクトメール送付時の届出励行啓発 ○当館ホームページでの届出案内
在英国大使館	○領事窓口来訪者に対する届出案内及びメリット紹介（提出書類の免除や郵送申請が可能となる手続） ○領事出張サービスの開催案内（DM）で未届出邦人に対する周知を依頼 ○日系ガイドブック（3誌）に届出案内を掲載
在フランス大使館	○領事出張サービス時における届出案内 ○ミニコミ誌などに届出案内を掲載
在デュッセルドルフ総領事館	○領事出張サービス時における届出励行案内 ○日系企業等個別訪問サービス時における届出励行案内 ○企業訪問時における届出励行案内 ○日本人会会報の総領事館からのページに「在留届提出のお願い」を掲載 ◎在留邦人数調査の際に管轄内各大学に対し協力依頼・届出用紙送付
在ベルギー大使館	○当館ホームページ等での届出呼び掛け
在ワシントン大使館	○領事窓口来訪者に対する届出案内
在イタリア大使館	○領事出張サービス時における届出勧奨 ○当館ホームページでの届出案内 ○ローマ日本人会会報への広報記事掲載 ◎大使館、ローマ日本人会共催の新年祝賀会場における臨時受付窓口開設
在スペイン大使館	○領事窓口来訪者に対する届出勧奨 ○領事事務電話照会者に対する届出勧奨 ○領事出張サービス時における届出勧奨 ○当館ホームページでの届出案内

在外公館名	在留届の提出促進策の実施状況
在チェコ大使館	○日本人会会報での提出励行 ○邦人団体（商工会等）会合での届出励行依頼
在ロシア大使館	○当館発出の「安全上のお知らせ」での届出励行要請 ○商工会ニュースでの「在留届」励行要請 ○商工会事務局、日本人会事務局での届出用紙の配布、届出受付 ○在外選挙登録等の企業訪問時に届出用紙の配布 ◎管轄内各大学に対し正確な留学生数、連絡先の提供を依頼
在エジプト大使館	○領事窓口来訪者に対する届出勧奨 ○当館ホームページでの提出案内 ○日本人会会報での提出案内
在イスタンブール総領事館	○在留邦人実態調査に伴う届出提出励行依頼（E-MAIL） ○在留邦人実態調査の実施に伴い、在留届提出の励行文書を発出（郵送）
在イラン大使館	○領事窓口来訪者に対する届出確認
在ケア大使館	○領事窓口来訪者に対する届出確認 ○領事出張サービス時における届出勧奨依頼（既届出者） ○邦人企業等に対する届出励行依頼
在南アフリカ共和国大使館	○大使館日本人会共催安全対策講習会における届出励行依頼 ○海外邦人安全対策ワークショップにおける届出励行依頼 ○危機管理セミナーにおける届出励行依頼
在パプアニューギニア大使館	○領事窓口来訪者に対する届出勧奨 ○巡回医師団健康相談実施時における届出勧奨

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「在留届の提出励行策の実施状況」欄の「◎」は、管轄する国・地域の事情に応じた工夫を行っているものを示している。

事例表 1 - (1) - ア - ⑦

邦人留学生に対する在留届提出促進策等を実施している事例

在外公館名	在中華人民共和国大使館	実施時期	毎年 9 月
<p>毎年 9 月に、在北京留学生組織（「日本人留学生の会」：10 大学で組織）が開催する、「留学生新生歓迎会」に参加し、安全講話を行うとともに、在留届の提出励行を促している。</p> <p>また、留学生については、各大学で一元的管理が行われているため、各大学事務局（外事課）との連絡体制を構築している。</p>			
在外公館名	在デュッセルドルフ総領事館	実施時期	平成 17 年 11 月
<p>平成 17 年度の在留邦人数調査の際に、管轄内各大学へ留学生等の把握について協力依頼を行うとともに、在留届の届出用紙を送付した。</p> <p>その結果、平成 17 年度は、留学生等の在留確認が前年度比で約 500 人増加した。</p>			
在外公館名	在ロシア大使館	実施時期	随時
<p>特に、留学生に在留届の未提出者が多いが、各大学の学生課にコンタクトし、最新かつ正確な留学生数、連絡先を把握してきている。</p>			

(注) 当省の調査結果による。

事例表 1 - (1) - ア - ⑧

日本人総会等の際に臨時受付窓口を設置している事例

在外公館名	在タイ大使館	実施時期	随時
<p>安全対策関連講演、日本人総会等の機会を捉えて、会場に臨時受付窓口を開設し、在留届の受付を行っている。</p> <p>その結果、日本人総会の参加者は、在留届を提出する。</p>			
在外公館名	在ベトナム大使館	実施時期	随時
<p>医療・安全情報講演会等の機会を捉えて、会場に臨時受付窓口を開設し、在留届の受付を行っている。</p>			
在外公館名	在イタリア大使館	実施時期	平成 18 年 1 月
<p>大使館、ローマ日本人会共催の新年祝賀会の機会を捉えて、会場に臨時受付窓口を開設し、在留届の受付を行っている。</p>			

(注) 当省の調査結果による。

事例表 1 - (1) - ア - ⑨

在留届等が未提出のため、安否等の確認ができなかった事例

在外公館名	在インドネシア大使館		
緊急事態名	ジャワ島中部地震	発生年月日	平成18年5月27日
<p>当地に3か月から1年程度の予定で滞在している留学生の多くは、在留届を提出しておらず、本邦家族から当館に対し安否照会があっても、当館としては、連絡先等の資料がないため、安否確認が事実上困難となっている。</p>			
在外公館名	在カンボジア大使館		
緊急事態名	本邦警察庁からの邦人の所在調査要請	発生年月日	平成16年8月
<p>本邦警察庁から邦人の所在調査要請があったが、在留届に記載された住所から転居しており、所在が確認できなかった。</p>			
在外公館名	在パキスタン大使館		
緊急事態名	パキスタン等大地震	発生年月日	平成17年10月8日
<p>当該緊急事態発生の際に、本邦親族から、パキスタンに滞在していると思われる邦人2人（親子）の安否照会があった。当方において、在留届、旅券申請書等を種々調査するも、全く手掛かりが発見できず、安否確認ができなかった。（数か月後、外務本省から親族が当該邦人と直接連絡が取れた旨の報告があったが、いまだ、当該邦人からは在留届が提出されていない。そのため、当該邦人が、当館管轄地域、在カラチ総領事館管轄地域のいずれに在住しているか不明である。）</p>			
在外公館名	在ニューヨーク総領事館		
緊急事態名	小型飛行機の高層住宅ビルへの衝突	発生年月日	平成18年10月11日
<p>在留届を提出しているが既に転出又は帰国済みである邦人、あるいは、そもそも在留届を提出していない邦人が、多数いるため、緊急事態の発生時の安否確認作業に支障を来している。</p> <p>平成18年10月の小型飛行機の高層住宅ビルへの衝突事故の際、当該ビルを現住所として在留届を提出していた10家族について安否確認を行ったが、実際に居住していたのは1家族のみであった。</p> <p>逆に、実際に当該ビルに居住していた5家族は、在留届を提出していなかった。</p>			
在外公館名	在ロサンゼルス総領事館		
緊急事態名	邦人殺害事件	発生年月日	平成17年
<p>当地保安官事務所から、邦人の殺害事件について通報があったが、当館に提供された邦人の氏名が判然としなかったため、在留届により正確な身分関係情報の入手に努めた。当該邦人は在留届を提出しておらず、本邦在住の家族等の連絡先が把握できず、家族等への連絡に支障があった。</p> <p>邦人保護案件の対応に際しては、本邦家族等と連絡を取りつつ実施しなければならないことが少なくないが、本事件のように、在留届が提出されていないために本邦家族等と連絡ができず、邦人保護業務に支障が出る事例は多数ある。</p>			

(注) 当省の調査結果による。

事列表 1 - (1) - ア - ⑩

在留届等が未提出のため、安否等の確認に時間がかかった事例

在外公館名	在インドネシア大使館		
緊急事態名	邦人死亡事案	発生年月日	—
<p>当地では、在留邦人が死亡した場合に、在留届が未提出であることが多い、身元確認から本邦家族への連絡先把握までに、時間を要している。</p>			
在外公館名	在タイ大使館		
緊急事態名	スマトラ沖地震による津波	発生年月日	平成16年12月26日
<p>当該緊急事態の発生時は、邦人観光旅行者の親族を含め、多数の安否照会があった。その中に、被災地に住んでいた邦人の親族から安否照会があったが、在留届が未提出であったため、当地の入国管理局等に照会し、その結果、近隣国に出国していることが判明した事例がある。</p>			
在外公館名	在カンボジア大使館		
緊急事態名	邦人の交通死亡事案	発生年月日	平成18年11月10日
<p>在留届が提出されていないため、本邦留守家族以外の連絡先が確認できず、留守家族外出中のため、通報に長時間を要した（オンラインシステムの旅券発給事実照会により身元は判明）。</p>			
在外公館名	在カンボジア大使館		
緊急事態名	本邦留守家族からの所在調査依頼	発生年月日	平成16年7月
<p>本邦留守家族から、実姉急病のため連絡したいとの所在調査依頼があったが、在留届が提出されていないため所在が確認できず、数か月後に、たまたま本人が旅券発給申請に来館したことで所在が確認できた。</p>			
在外公館名	在マレーシア大使館		
緊急事態名	スマトラ沖地震による津波	発生年月日	平成16年12月26日
<p>当該緊急事態の発生時、日本人会に属さない邦人について、在留届を基に、直接安否確認を行ったが、帰国時に在留届抹消の届出がなされていない邦人についても、当地に在留しているとの前提で安否確認を行ったため、結果的に、安否確認に時間を要してしまった。</p>			
在外公館名	在バングラデシュ大使館		
緊急事態名	バングラデシュ同時多発爆弾テロ事件	発生年月日	平成17年8月17日
<p>当該事件発生の際、日本人会等に属さない邦人（110人）について、在留届を基に、当館が直接安否確認を行ったが、50人の安否は確認できたものの、残り60人については、不在で確認が取れなかったため、最終的には、警察及び病院への被害者照会というネガティブチェックによる安否確認となった。その際の不在の理由は、一時帰国又は本帰国等によるものと思われる。</p> <p>帰国者や住所等の変更者については、届出がなされないことが多く、こういった事件が発生した場合には、安否確認が手間取る要因となっている。</p>			

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ア - ⑪

在外公館における在留届提出者に対する所在確認状況

(総括表)

区 分	在外公館数
在留届提出者に対する所在確認を、年に複数回実施	6
在留届提出者に対する所在確認を、年に1回(海外在留邦人数調査の際に)実施	19
在留届提出者に対する所在確認を、不定期又は複数年に1回実施	10
在留届提出者に対する所在確認を、未実施	1
合 計	36

(個表)

在外公館名	在留届提出者に対する所在確認状況
在中華人民共和国大使館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)
在上海総領事館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)
在大韓民国大使館	●メールを送信して確認(不定期)
在香港総領事館	●15,000世帯から16,000世帯に、ダイレクトメールを送付し調査(3年に1回)
在インドネシア大使館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)
在フィリピン大使館	●企業訪問する際に、その社の在留状況を調査(月に10社程度)
在タイ大使館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)
在カンボジア大使館	◎メールによる情報提供時に確認(月1回)
在ベトナム大使館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)
在マレーシア大使館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)
在シンガポール大使館	●不定期に実施
在インド大使館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)
在パキスタン大使館	◎テロの発生等から安否確認として実施(頻繁、年に数回)
在バングラーデシュ大使館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)
在ニューヨーク総領事館	●在外選挙人登録のための企業出張サービスの際にリストを作成し、企業の人事担当者に帰国者や転出者を確認(企業出張サービス時) ●帰国・転出している可能性の高い邦人(短期留学の学生や10年以上前に在留届を提出した後、変更届の提出が一切ない邦人等)を中心に電話による確認作業(随時)
在ロサンゼルス総領事館	●在留届提出者に電話にて連絡し、所在確認を実施(随時)
在シカゴ総領事館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)
在メキシコ大使館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)
在ベルギー大使館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)
在コロンビア大使館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)
在ジャカルタ総領事館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)
在英国大使館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)
在フランス大使館	●メール送信によって(不定期)
在デュッセルドルフ総領事館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)
在ベルギー大使館	○海外在留邦人数調査の際に実施(年1回)

在外公館名	在留届提出者に対する所在確認状況
在ワシントン大使館	●在外選挙人登録を確認し、選挙公報を郵送するために所在調査を実施（在外選挙登録前） ●領事出張のために出張広報する場合、所在調査を実施（出張前）
在イタリア大使館	●滞在予定期間を過ぎた者に関してのみ、確認調査（随時）
在スペイン大使館	○海外在留邦人数調査の際に実施（年1回）
在チェコ大使館	◎在留邦人向け一斉メールを送信した際に、届かなかった邦人に対して実施。1度につき20人程度（1か月から2か月に1回）
在ロシア大使館	○海外在留邦人数調査の際に実施（年1回）
在エジプト大使館	○海外在留邦人数調査の際に実施（年1回）
在イスタンブール総領事館	◎日本人会邦人会員名簿の改訂の際に所在確認（年2回） ●一斉メール時に未着信であった場合に所在確認（随時）
在インド大使館	◎日本人会名簿が更新されるので、それにより把握（3か月に1回） ○新年祝賀会準備の際に、永住者に対しては電話把握（年1回）
在ケニア大使館	×在留邦人が600名程度と少なく、所在不明の場合には、邦人組織等から必ず連絡が入るため、確認の必要はない。
在南アフリカ共和国大使館	●在外選挙登録前に所在調査を実施
在パプアニューギニア大使館	◎お知らせメールを送信した際に、未着信であった場合に、電話や人づてに確認（年5回から6回）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「在留届提出者に対する所在確認状況」欄の記号については、「◎」は1年に複数回の実施を、「○」は年1回の実施を、「●」は不定期な実施を、「×」は未実施を、それぞれ示している。

事例表 1 - (1) - ア - ⑫

在留邦人の安否確認が短期間で行われた事例

在外公館名	在パキスタン大使館		
緊急事態名	パキスタン等大地震	発生年月日	平成17年10月8日
<p>当該緊急事態は、土曜日の早朝に発生したこともあり、翌月曜日から一週間は査証受付業務を停止する等の措置を執ることにより、一定期間、安否確認業務等を集中的に実施したため、事態発生後4日目には、在留邦人すべての安否確認を終了することができた。</p> <p>これは、同じ年の夏頃に、在留届の確認作業（電話等による在留の事実確認）を行っていたことから、行い得たものと理解している。</p> <p>このことから、年に1回程度は、在留届の確認作業が必要であることを痛感した。</p>			

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ア - ⑬

在留届提出義務の認知状況、在留届及び変更届の提出状況

(単位：人、%)

調査区分 調査項目等		36在外公館の管轄区域内の在留邦人に対する 当省の調査結果（調査期間：平成18年11月～12月）		
		調査対象者数 (A)	調査項目該当者数 (B)	割合 (B/A×100)
在留届提出義務の 認知状況	認知	169	162	95.9
	不認知	169	6	3.6
	無回答	169	1	0.6
在留届の 提出状況	提出	169	164	97.0
	未提出	169	4	2.4
	無回答	169	1	0.6
変更届の 提出状況	提出	99	71	71.7
	未提出	99	18	18.2
	無回答	99	10	10.1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 在留届の調査項目における調査対象者数は、調査票を回収することができた人数である。

3 変更届の調査項目における調査対象者数は、在留届提出後に住所を変更したと調査票で回答した人数である。

表 1 - (1) - ア - ⑭

平成5年の外務省調査（在留届の提出状況）の概要

(単位：人、%)

在留邦人数 (C)	在留届の提出者数 (D)	提出率 (D/C×100)
209,636	162,269	77.4

(注) 1 外務省の資料による。

2 本調査は、外務省が12在外公館において推計した在留届の提出者数等を集計したものである。

イ 短期渡航者の所在の把握の推進

勸告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>緊急事態の発生時を想定し、平素から、在留邦人だけでなく旅行者等の短期渡航者についても、その人数や安否の確認、安全情報の提供等を迅速かつ的確に行い、適切な援護・保護措置がとれる準備をしておくことが必要である。しかし、短期渡航者は在留届の提出義務がないため、その所在の把握が困難であり、緊急事態の発生時には、短期渡航者からの連絡が在外公館にない限り、その安否を確認することは難しい。</p> <p>このため、外務省は、緊急マニュアルにおいて、在外公館に対し、日本人の利用の多い航空会社、旅行会社、ホテル等旅行業界の各社をリストアップし、緊急事態の発生時に迅速な安否確認のための協力が得られるよう、平素から良好な関係を維持しておくことを求めている。また、緊急事態の発生時には、日本人の利用が多い航空会社、旅行会社、ホテル等に大使館（総領事館）からの「お知らせ」を張り出し、旅行者に対し、大使館（総領事館）への連絡を促すことは、短期渡航者の安否確認を行う上で一つの有効な手段となり得るとしている。</p> <p>(調査結果)</p> <p>今回、36在外公館における短期渡航者の所在の把握等に係る業務の実施状況を調査した結果、次のとおり、現地の旅行業界との協力体制の整備が不十分となっている状況がみられた。</p> <p>① 平素から、日本人の利用の多いホテルや旅行代理店のリストを作成し、かつ、緊急事態の発生時に短期渡航者の安否確認を迅速に行うことができるよう、これら各社に対する協力要請を行っているものは、36在外公館中14在外公館（39%）ある。しかし、i) ホテルのリストは作成しているが旅行代理店のリストは作成していないものが4在外公館（11%（在インドネシア大使館、在ベルギー大使館、在オランダ大使館及び在南アフリカ共和国大使館）、ii) ホテル及び旅行代理店のリストは作成しているが、協力要請は行っていないもの（12在外公館）、あるいは、旅行代理店に対する協力要請にとどまっているもの（6在外公館）が計18在外公館（50%）ある。ただし、これら22在外公館の中には、ホテルや旅行代理店以外に、有力な在留邦人や日系人が経営するペンション等のリストを作成し協力要請を行うなど、管轄する国・地域の実情に応じた工夫をしているもの（4在外公館（在ペルー大使館、在コロンビア大使館、在英国大使館及び在サンパウロ総領事館））もある。</p> <p>② 当省が、在外の旅行業者36社から「在外公館からの情報提供等に関する意見」を聴取したところ、うち12社から意見（複数回答）があり、その内容は、平素からの積極的な情報提供を求めるものが10社、大手旅行業者だけでなく現地の旅行業者等への広範な情報提供と意見聴取等を求めるものが3社、緊急事態対応のセミナー等の開催を求めるものが2社などとなっている。</p> <p>③ 外務省（本省）は、緊急マニュアルで示した短期渡航者向けの措置（旅行業界との協力体制確立）についての在外公館における励行状況を十分把握していない。</p> <p>(所見)</p>	<p>表1-(1)-イ-①</p> <p>表1-(1)-イ-②</p> <p>事例表1-(1)-イ-③</p> <p>表1-(1)-イ-④</p>

したがって、外務省は、緊急事態の発生時に短期渡航者の所在の把握や安否確認を迅速に行うことができるよう、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 短期渡航者の所在の把握等に関する在外公館における業務の実施状況を的確に把握するとともに、これらの業務の効果的な取組事例を収集し在外公館に情報提供すること。
- ② 在外公館に対し、情報提供や協力要請の対象に現地旅行業者等を含めるなど、協力要請の対象機関、実施方法等を見直すよう指示すること。

表 1 - (1) - イ - ①

旅行会社、ホテル等との協力体制確立に関する訓令

○邦人保護事務の手引き（平成17年10月 外務省海外邦人安全課作成）（抜粋）

Ⅱ. 緊急事態における邦人保護
緊急事態対処マニュアル（雛形）

- 1 緊急事態における邦人保護の原則は、「早め早めの対応」「大きく構えて小さく収める」である。右原則に則り具体的事案に対処するため、「緊急事態における邦人保護」（緊急事態対処マニュアル（雛形））を以下のとおり策定する。
- 2 在外公館においては、以下を指針として国及び地域の特殊事情を加味した「緊急事態対処マニュアル」を作成ありたい。（略）

1 平時より講じておくべき措置

(1) 短期渡航者向けの措置

(イ) 渡航情報の発出（更新）（略）

(ロ) 航空会社、旅行会社、ホテル等旅行業界との協力体制確立

日本人の利用が多い航空会社、旅行会社、ホテル等旅行業界をリストアップし、緊急事態の際に迅速な安否確認のための協力が得られるよう平素より良好な関係を維持しておく。

旅行者は在留邦人と異なり、所在の把握が困難であることから、緊急事態の発生の際、旅行者自らが大使館（総領事館）とコンタクトを取らない限り、安否の確認は難しい。このような場合に、日本人の利用が多い航空会社、旅行会社、ホテル等に大使館（総領事館）からの「お知らせ」を貼り出し、旅行者に対し、大使館（総領事館）に連絡するよう促すことは、一つの有効な手段となり得る。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 - (1) - イ - ②

在外公館における主要ホテル・主要旅行代理店との協力体制確立状況

(総括表)

区 分	在外公館数
主要ホテル及び主要旅行代理店のリストを作成し、協力要請を実施	14
主要ホテル及び主要旅行代理店のリストの作成や協力要請が一部未実施	22
うち、主要ホテル及び主要旅行代理店のリストは作成しているが、主要旅行代理店に対してのみ協力要請を実施	(6)
うち、主要ホテル及び主要旅行代理店のリストは作成しているが、協力要請は未実施	(12)
うち、主要ホテルのリストのみを作成し、協力要請を実施	(1)
うち、主要ホテルのリストのみ作成しているが、協力要請は未実施	(3)
合 計	36

(個表)

区 分 在外公館名	リスト		協力要請		協力要請等の内容	協力要請の 実施時期
	主要 ホ テ ル	主要 旅 行 代 理 店	主 要 ホ テ ル	主 要 旅 行 代 理 店		
在中華人民共和国大使館	○	○	○	○	大使館からの邦人へのお知らせの伝達依頼	随時
在上海総領事館	○	○	×	×	—	—
在大韓民国大使館	○	○	○	○	安否確認及び大使館から邦人への連絡事項の伝達依頼 なお、旅館、ゲストハウス及びレストランのリストも作成	随時
在香港総領事館	○	○	○	○	香港警察を通じて、安全情報(チラシ)配布を依頼 最近では、平成18年11月に、日本人被害に係る「トランプ詐欺事件」の防犯チラシを作成・配布	随時
在インドネシア大使館	○	×	○	×	安全情報のほり出しを依頼	随時
在フィリピン大使館	○	○	○	○	緊急事態の際の邦人宿泊者リストの提供及び避難場所の提供について協力依頼 当地の日系旅行業者協会を通じて、短期渡航者に対して、渡航情報(危険情報)等の提供を行うこと等について協力依頼	1年ごと 随時
在タイ大使館	○	○	○	○	安全の手引きやパンフレットなどを持参し、協力(配布)を要請 なお、ゲストハウス(訪問者用の宿泊施設)、主なデパート(スーパーマーケット)、航空会社及び邦人が集まりやすい場所のリストも作成	平成17年10月

区分 在外公館名	リスト		協力要請		協力要請等の内容	協力要請の実施時期
	主要ホテル	主要旅行代理店	主要ホテル	主要旅行代理店		
在カンボジア大使館	○	○	×	×	—	—
在ベトナム大使館	○	○	○	○	邦人事案発生の都度、類似のトラブルに巻き込まれないよう注意喚起（情報提供）を依頼 なお、主要航空会社及び病院のリストも作成	随時
在マレーシア大使館	○	○	○	○	主要ホテル2社及び主要旅行代理店2社の計4社に対して、邦人の所在確認及び情報伝達を依頼 なお、主要航空会社のリストも作成	随時
在シンガポール大使館	○	○	×	×	主要航空会社及び病院のリストも作成	—
在インド大使館	○	○	×	×	政府関係者及び主要航空会社のリストも作成	—
在パキスタン大使館	○	○	○	○	ペシャワールの主要60ホテルに対し、アフガニスタンとパキスタンの危険情報（日本語）の掲示を依頼 また、これらホテルのほか、ペシャワール、イスラマバード及びラワルピンディの主要旅行代理店に対し、邦人旅行者がアフガニスタンへの渡航を計画していることが判明した場合は、大使館へ電話するよう依頼	平成17年6月
在バンガラデシュ大使館	○	○	×	×	主要病院、航空会社及び主要交通機関のリストも作成	—
在ニューヨーク総領事館	○	○	○	○	主要ホテル及び主要旅行代理店との間で、ネットワーク体制を構築し、緊急事態時の邦人渡航者の安否確認情報の提供を依頼	随時
在ロサンゼルス総領事館	○	○	×	×	—	—
在シカゴ総領事館	○	○	×	×	主要病院のリストも作成	—
在メキシコ大使館	○	○	○	○	治安情報の提供が必要と判断した都度、必要な連絡を実施 なお、主要航空会社のリストも作成	随時
在ペルー大使館	○	○	×	○	邦人が巻き込まれた事件・事故が発生した場合の大使館への通報を依頼 なお、日系人が経営するペンションのリストも作成	随時

区分 在外公館名	リスト		協力要請		協力要請等の内容	協力要請の実施時期
	主要ホテル	主要旅行代理店	主要ホテル	主要旅行代理店		
在コロンビア大使館	○	○	×	×	主要航空会社や有力在留邦人のリストも作成	—
在カナダ総領事館	○	○	×	×	主要航空会社や各県人会館等のリストも作成	—
在英国大使館	○	○	×	×	在留邦人が集まる施設のリストも作成	—
在フランス大使館	○	○	×	×	—	—
在ドイツ総領事館	○	○	○	○	邦人の被害事例の連絡と防止のための措置を依頼 なお、航空会社のリストも作成	随時
在ベルギー大使館	○	×	×	×	—	—
在オランダ大使館	○	×	×	×	—	—
在イタリア大使館	○	○	×	○	当地の日系旅行社に対し、邦人旅行者の被害手口の傾向についての情報提供及び顧客に対する注意喚起を依頼	随時
在スペイン大使館	○	○	×	○	当地の日系旅行社13社に対し、邦人の被害状況、犯罪手口、防犯対策につき情報を提供し、被害に遭わないようツアー客への注意喚起を依頼	随時
在チェコ大使館	○	○	×	○	邦人ツアー客の把握を依頼 大使館のホームページの閲覧を依頼 なお、航空会社及び外交団のリストも作成	平成17年
在ロシア大使館	○	○	○	○	邦人が宿泊する主要ホテルに、宿泊客に対する情報提供等の協力を要請 日系旅行社とは緊密に連絡を取り合う体制を構築	随時
在エジプト大使館	○	○	○	○	邦人の宿泊確認と邦人に対する安全情報の提供を依頼 なお、航空会社のリストも作成	随時
在イスตันบูล総領事館	○	○	×	○	邦人旅行者及び添乗員に対して、犯罪の発生状況の周知及び注意喚起文書の配布を依頼 なお、病院のリストも作成	平成18年2月
在イラン大使館	○	○	×	○	危険情報を提供し、邦人旅行者への注意喚起を依頼 なお、主要航空会社のリストも作成	半年に1回
在ケニア大使館	○	○	×	×	—	—
在南アフリカ共和国大使館	○	×	×	×	—	—

区分 在外公館名	リスト		協力要請		協力要請等の内容	協力要請の実施時期
	主要ホテル	主要旅行代理店	主要ホテル	主要旅行代理店		
在ハ°プ°アニューギ°ニア大使館	○	○	○	○	<p>邦人に緊急事態が発生した場合の安否確認及び大使館への情報提供を依頼</p> <p>当地にて主に邦人旅行者を取扱う旅行代理店3社と常に情報交換を実施</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>

(注) 当省の調査結果による。

事例表 1 - (1) - イ - ③

短期渡航者の所在の把握等に関して工夫を行っている事例

在外公館名	在ペルー大使館	実施時期	随時
日系人が経営するペンションのリストを作成し、邦人が巻き込まれた事件・事故が発生した場合の大使館への通報を依頼している。			
在外公館名	在コロンビア大使館	実施時期	随時
有力在留邦人のリストを作成し、カリ、パルミラ、メデシン、ペレイラ、マニサレス、カルタヘナ、バランキージャ等に在住している有力在留邦人と相互に協力体制を確立し、邦人旅行者の情報提供等を依頼している。			
在外公館名	在サンパウロ総領事館	実施時期	随時
各県人会館等のリストを作成し、邦人旅行者の情報提供等を依頼している。			
在外公館名	在英国大使館	実施時期	平成18年
在留邦人が集まる施設のリストを作成し、在留邦人をターゲットとした詐欺事件が発生した際には、ジャパンセンターに注意喚起の張り紙の掲示を依頼した。			

(注) 当省の調査結果による。

表1-(1)-イ-④

在外公館からの一層の情報提供等を求める旅行業者の意見

(総括表)

区 分	旅行業者数
在外公館に積極的な情報提供の実施を求める意見	10
大手旅行業者だけでなく現地の旅行業者等への情報提供等を求める意見	3
緊急事態対応のセミナー等の開催を求める意見	2
旅行業者のネットワークの構築を求める意見	1
邦人旅行者のための緊急窓口の整備を求める意見	1

(注) 当省が調査した在外の旅行業者36社のうち、在外公館からの情報提供に関する意見(複数回答)のあった12社の意見について記載した。

(個表)

旅行業者名	在外公館からの情報提供等を求める意見
在外公館に積極的な情報提供の実施を求める意見	
A社	ホームページをチェックしていないと、情報が入ってこない。在外公館は、ホームページに掲載するだけでなく、積極的に情報提供してほしい。
B社	在外公館は、もっと情報提供してほしい。
C社	近年、在留邦人数は徐々に増えているにもかかわらず、これら邦人に対する配慮が想像以上に希薄である。非常事態が発生した際にも、常に公務員関係者が優先され、民間人はおざなりにされているように感じる。 情報提供でさえ同様で、在外公館に問い合わせを入れても回答が一切なく、門前払いされる始末である。 在留邦人及び旅行者に対し、危機管理情報の広く平等な提供を強く希望する。
D社	在外公館の会議に参加できるのは、大手旅行社のみとなっているので参加しておらず、情報の提供を受けていない。 在外公館からの協力要請も、大手旅行社のみとなっている。
E社	現在、安全情報の危険区分地図は大雑把な色分けがなされているだけのシンプルなものとなっている。実際の観光客の渡航状況などを調査して、現実に即した安全情報となるように、更に細分化したものを作成してほしい。 また、その頻繁な更新をお願いしたい。アメリカで「9.11」が起きても、炭そ菌問題が起きても、安全情報の内容が変わらないことに多くの人が大きな疑問を抱いているのではないか。
F社	日本商工会議所の定例会にて、定期的に情報提供を受けている。 在外公館では、最近では緊急連絡先を周知してくれており、改善されている様であるが、まだまだ周知不足の印象がある。
G社	在外公館の会議に出席している。 当地の国土は広いので、旅行者に誤解を与えないよう、観光ルートには危険情報が出ていないことを、分かりやすく情報開示してほしい。

旅行者名	在外公館からの情報提供等を求める意見
I 社	<p>在外公館の邦人旅行者保護の担当者名や、閉館時の連絡電話番号など知らされていない。そのため、事故などが発生したときには、日本の外務本省経由で、在外公館に連絡を取らざるを得ない。</p> <p>重大事故や大規模自然災害が発生し、邦人旅行者が被害に遭うことも起り得るので、それらの事態に対応できるように、平素より在外公館と交流を持つことは非常に有用と考える。</p>
K 社	<p>在外公館の会議に参加することで、最新の正確な情報が得られ、現状を把握することができ、お客様に対する心構えやお客様への正しい情報提供、アドバイスができる。</p> <p>また、在外公館との縦のつながりのみならず、参加社同士（特に同業者同士）の横のつながりも強化できる。</p> <p>当地国内のニュースは、新聞等で知ることができるが、在留邦人の被害の詳細は、後日偶然出会った日本人同士の口コミでしか知ることができない。</p> <p>同じ様な被害に遭わないためにも、プライバシーを損なわない範囲でよいので、即時、在外公館から在留邦人に具体例を知らせてくれると良いと思う。</p>
L 社	<p>日本人会に入会しないと、在外公館からの情報が入ってこないように感じる。</p>
<p>大手旅行者だけでなく現地の旅行者等への情報提供等を求める意見</p>	
E 社 (再掲)	<p>在外公館の会議に参加したが、そこで得られた情報は、「いかに現地人に騙されないか」、「いかに現地人に対して用心せねばならないか」といった内容で、実際に現地の人達と協調体制の中で仕事をしている場合には考えられない発想のものだった。</p> <p>日本人が日本人だけで集まって、日本人の発想方法で対策を練るのではなく、もっと現地の政府や警察、治安維持組織と積極的に歩み寄って、関係づくりをする必要があると思う。</p>
H 社	<p>在外公館は、主に日本企業に対して活動を行っているので、当社のような現地企業とはあまり関係が構築されていない。</p>
I 社 (再掲)	<p>在外公館は、現地の人に対し、とても閉鎖的かつ威圧的で、「甘い顔を見せると、すぐにビザ取得の目的で取り入ろうとする」との警戒感が如実に表れている。</p> <p>事故や災害の際には、在外公館と邦人旅行を取り扱っている現地の旅行者業者との協力は不可欠であり、今後改善されることを望む。</p> <p>なお、他の国の旅行者業者も同じような感想を持っていると聞いており、現地の旅行者業者や現地の人に非友好的な在外公館の職員がいるのではないかと感じる。</p>
<p>緊急事態対応のセミナー等の開催を求める意見</p>	
A 社 (再掲)	<p>日常知識や緊急事態対応の知識について、セミナーを開設してほしい。</p>
I 社 (再掲)	<p>危機管理意識啓発のためにも、現地側旅行会社の管理者を対象に、危機管理セミナーを是非開催してほしい。</p>

旅行者名	在外公館からの情報提供等を求める意見
旅行者者のネットワークの構築を求める意見	
J社	<p>当地の旅行者者を網羅したネットワークを再構築してほしい。</p> <p>過去に事件、事故が多発した際には、当地の旅行者者を招集した連絡会議が開催されていた。新規参入業者も出てきており、再構築が必要な時期に来ているものとする。</p>
邦人旅行者のための緊急窓口の整備を求める意見	
E社 (再掲)	<p>在外公館は、夜間、土日、日本と当地の祝祭日には、代表電話が「閉館中」のアナウンスとなるが、領事の連絡先を「旅行の手引き」に掲載することは禁じられている。</p> <p>当社は、領事の連絡先を承知しているので問題はないが、他社手配の日本人旅行者が事故で死亡した際（平成16年頃）に、土曜日であったため、当該他社から在外公館に連絡がつかないと聞いたことがある。</p> <p>また、当該事故の際、情報を入手した当社から在外公館に連絡したが、既にテレビ報道されている段階であったのに、在外公館の担当者は情報を入手していなかった。</p> <p>日本人旅行者の安全確保や対応のためにも、何らかの緊急窓口は準備しておく必要があると思う。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(2) 緊急連絡体制等の整備

ア 在留邦人との連絡体制の整備等

勸告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>緊急事態の発生時に、在留邦人の安否確認、在留邦人に対する治安情勢等に係る情報の提供や安全確保上の注意事項の伝達等を速やかに行うためには、平素から、在外公館と日本人会、日本人学校等との間、在外公館の職員（以下「館員」という。）間、日本人会の会員相互間等における連絡体制を整備しておくことが不可欠である。</p> <p>このため、外務省は、緊急マニュアルにおいて、在外公館に対し、基本的にすべての在留邦人を網羅した緊急連絡網を整備し、定期的に（原則として3か月に1回程度）運用テスト（以下「情報伝達訓練」という。）を行い、常に機能する状態を確保することを求めている。また、緊急事態の発生時には、地方都市や離島等への連絡が困難となる場合があるので、ウォーデン（拠点邦人）となり得る在留邦人を見付け、地域内の在留邦人の窓口役を務めてもらうようあらかじめ依頼しておくことが望ましいとしている。</p> <p>(調査結果)</p> <p>今回、36在外公館における緊急事態の発生時の在留邦人との連絡体制の整備状況等を調査した結果、次のとおり、在留邦人との連絡体制の整備や情報伝達訓練の実施が不十分となっている状況がみられた。</p>	<p>表1－(2)－ア －①</p>
<p>① 平成18年12月末現在、在留邦人との間の緊急連絡網（有線電話（ファックス及び携帯電話を含む。）による連絡網）は、1在外公館（3%（在ベルギー大使館））では整備されていない。緊急連絡網を整備していない理由について、在ベルギー大使館は、緊急事態の発生時には日本人会が作成している連絡網や在外公館のホームページ及びEメールを通じて連絡すれば足りるためとしているが、当省が調査した同国の日本人会では連絡網は作成しておらず、Eメールの登録率（在留邦人（世帯）に占める登録数の比率）も約23%にとどまっている。</p> <p>残り35在外公館では緊急連絡網を整備しているとしているが、うち3在外公館（9%（在タイ大使館、在チェコ大使館及び在上海総領事館））では、日本人会や商工会等が作成している連絡網と在外公館とを連結した緊急連絡網を整備しているとしているものの、当省が調査した同国の日本人会等では連絡網は作成されておらず、緊急連絡網が有効に機能しない状態となっている。</p> <p>また、平成15年度から18年度（同年12月末）までにおける情報伝達訓練の実施状況をみると、調査対象とした期間（3年9か月）に一度も行われていないものが20在外公館（56%）ある。ただし、これらの中には、緊急連絡網を使用して会議等の連絡を行っているものもある。</p> <p>残り16在外公館（44%）では、情報伝達訓練により問題点や課題が発見され必要な改善措置が講じられている例もあるが、いずれも緊急マニュアルが求めている定期的な実施（原則として3か月に1回程度）は励行されていない。これらの中には、3年以上訓練が行われていないもの（1在外公館（在南アフリカ共和国大使館））や1年以上3年未満の間訓練が行われていないもの（4在外公館（在インド大使館、</p>	<p>表1－(2)－ア －②</p>

<p>在パキスタン大使館、在オランダ大使館及び在ロシア大使館)) もある。</p> <p>② 在外公館から遠隔の地にある地方都市等に居住する在留邦人に対する緊急連絡体制の整備状況をみると、管轄区域面積が小さい在シンガポール大使館を除く35在外公館のうち、23在外公館（66%）では、遠隔地に居住する在留邦人への連絡等のため、現地の日本人会等の協力を得るなど管轄する国・地域の事情に応じた取組が行われているが、12在外公館（34%）では特段の取組が行われていない。</p> <p>③ 館員間の緊急連絡網の整備状況及び情報伝達訓練の実施状況をみると、緊急連絡網は、36在外公館すべてで整備されているが、情報伝達訓練については、36在外公館中、定期的に行われているのは3在外公館（8%（在大韓民国大使館、在タイ大使館及び在パプアニューギニア大使館））で、調査対象とした期間（3年9か月）に一度も行われていないものが9在外公館（25%）、不定期に行われているものが24在外公館（67%）ある。</p> <p>④ 外務省（本省）は、緊急マニュアルで示した緊急連絡網の整備に関する在外公館における励行状況を十分把握していない。</p>	<p>表1-(2)-ア-③</p> <p>表1-(2)-ア-④</p>
<p>（所見）</p> <p>したがって、外務省は、緊急事態の発生時における在留邦人との連絡体制等の整備を促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 在外公館における在留邦人との間の緊急連絡網の整備状況及び館員間の緊急連絡網の整備状況並びに情報伝達訓練の実施状況を的確に把握するとともに、これら整備等の効果的な取組事例を収集し在外公館に情報提供すること。</p> <p>② 在外公館に対し、在留邦人との間の緊急連絡網及び館員間の緊急連絡網の整備を促進するとともに定期的な情報伝達訓練を励行するよう指示を徹底すること。</p>	

緊急連絡網の整備等に関する訓令

○邦人保護事務の手引き（平成17年10月 外務省海外邦人安全課作成）（抜粋）

Ⅱ. 緊急事態における邦人保護
緊急事態対処マニュアル（雛形）

- 1 緊急事態における邦人保護の原則は、「早め早めの対応」「大きく構えて小さく収める」である。右原則に則り具体的事案に対処するため、「緊急事態における邦人保護」（緊急事態対処マニュアル（雛形））を以下のとおり策定する。
- 2 在外公館においては、以下を指針として国及び地域の特殊事情を加味した「緊急事態対処マニュアル」を作成ありたい。（略）

1 平時より講じておくべき措置

(2) 在留邦人向けの措置

- (イ) 在留届（変更届）の提出（旅券法第16条）促進（略）
- (ロ) 大使館（総領事館）からの「お知らせ」の発出（略）
- (ハ) 安全対策連絡協議会を通じた情報提供、意見交換（略）
- (ニ) 「安全の手引き」作成（略）
- (ホ) 緊急連絡網の整備

緊急連絡網は、基本的に全ての在留邦人を網羅する。日本人会、商工会、日本人学校、観光業者、県人会等が既に作成している連絡網と大使館（総領事館）とを連結したものでよい。緊急連絡網を上記（ニ）と一体化して在留邦人に配布する場合は、連絡網に記載されている個人情報に関係者以外に漏れることがないように各家庭において厳重に保管するよう依頼する。

連絡網を通常の情報提供（「お知らせ」の配付等）の目的で用いる場合は、迅速性を重視し、電子メールやFAXを活用し一斉同報が可能となるようにする。安否確認に用いる場合は、情報伝達の確実性を期すため、連絡網を通じて連絡事項が最後まで回った旨の連絡が必ず最初の者に伝わるようにする。

緊急事態発生時には、地方都市や離島等への連絡が困難となる場合があるので、ウォーデン（拠点邦人）となりうる在留邦人（可能であれば複数）を見つけ、地域内の在留邦人の窓口役（連絡網の整備や安否確認等）を務めてもらうよう予め依頼しておくことが望ましい。

緊急連絡網を常に最新のものとするため、日本人会等と協力し、転勤等による異動の際の連絡担当者を確保する（特に、情勢が悪化すると、在留邦人の出国が相次ぎ、緊急連絡網が機能しなくなる可能性が高い）。また、定期的に（現地事情にもよるが3カ月に1回程度）運用テストを行い、常に機能する状態を確保する。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 - (2) - ア - ②

邦人用緊急連絡網の整備及びその機能確保（情報伝達訓練）の実施状況
（総括表）

区 分	在外公館数
邦人用緊急連絡網を整備し、定期的に情報伝達訓練を実施	0
邦人用緊急連絡網を整備しているが、情報伝達訓練は不定期に実施	16
うち、3年以上情報伝達訓練を行っていないもの	(1)
うち、1年以上3年未満の間情報伝達訓練を行っていないもの	(4)
うち、上記以外のもの	(11)
邦人用緊急連絡網を整備しているが、情報伝達訓練は未実施	16
邦人用緊急連絡網を整備しているが、有効に機能しない状態にあり、情報伝達訓練も未実施	3
邦人用緊急連絡網を整備しておらず、情報伝達訓練も未実施	1
合 計	36

（個表）

区 分	整備	訓練	整備した邦人用緊急連絡網等の状況
在外公館名			
在中華人民共和国大使館	○	△	情報伝達訓練の際に、担当者の不在、機械の故障（紙詰まり）等による障害が発生した。
在上海総領事館	△	×	日本人会等の邦人団体と連結した形で、邦人用緊急連絡網を整備しているとしている。 しかしながら、当省が調査した同地域の商工クラブでは、緊急連絡網を作成しておらず、当該連絡網は有効に機能しないものとなっている。 なお、情報伝達訓練は未実施である。
在大韓民国大使館	○	△	—
在香港総領事館	○	×	—
在インドネシア大使館	○	×	—
在フィリピン大使館	○	×	—
在タイ大使館	△	×	日本人会等の邦人団体と連結した形で、邦人用緊急連絡網を整備しているとしている。 しかしながら、当省が調査した同国の日本人会では、緊急連絡網を作成しておらず、当該連絡網は有効に機能しないものとなっている。 なお、情報伝達訓練は未実施である。
在ガボリア大使館	○	×	—
在ベトナム大使館	○	△	—
在マレーシア大使館	○	×	安全対策協議会開催（年2回）の連絡に緊急連絡網を使用しているとしている。
在シカゴ大使館	○	×	—
在インド大使館	○	△	情報伝達訓練を1年以上実施していない。
在パキスタン大使館	○	△	情報伝達訓練の際に、当館への最終連絡者が不明確であったことが判明した。そのため、最初に当館から連絡を受けた者が、各団体の最終確認を行い、当館へ報告することを徹底した。 また、一部関係者（J B I C、国際機関関係者）が、どの団体に属すか不明確で、連絡先から漏れていたことが判明した。そのため、当館から、直接連絡する体制に変更した。 なお、その後、情報伝達訓練を1年以上実施していない。

区分 在外公館名	整備	訓練	整備した邦人用緊急連絡網等の状況
在バンガラテッシュ大使館	○	△	—
在ニューヨーク総領事館	○	×	—
在ロサンゼルス総領事館	○	△	<p>情報伝達訓練の際に、こちらからの呼び掛けに対するメールによる回答は、369名（28％）と少なかったが、企業によっては、代表者が1通のメールでまとめて返信しているケースもあったので、呼び掛けに反応した人の数はもっと多いと思われる。</p> <p>次回からは、効率的で、かつ情報の整理が容易となる段取りを考えることが必要である。</p>
在ソコ総領事館	○	×	—
在メキシコ大使館	○	×	—
在ベル大使館	○	×	—
在コロンビア大使館	○	△	<p>情報伝達訓練の際に、出張などの不在時の確認方法が未整備であることが判明した（安全対策の観点から、外部からの照会に対して、安易に答えないようにしている。）。</p> <p>解決策として、在外邦人の集まりである木曜会の安全委員会へ、不在である旨をメールで連絡することとした。</p>
在サンパウロ総領事館	○	×	—
在英国大使館	○	×	—
在フランス大使館	○	△	—
在デュッセルドルフ総領事館	○	×	緊急重要情報の連絡に緊急連絡網を使用しているとしている。
在ベルギー大使館	×	×	<p>緊急時には、日本人会が作成した緊急連絡網や大使館ホームページ及びEメールを通じて連絡するとして、邦人用緊急連絡網を作成していない。</p> <p>しかしながら、当省が調査した同国の日本人会では、緊急連絡網を作成していない。また、Eメールの登録率（在留邦人（世帯）に占める登録数の比率）は約23％である。</p>
在ワシントン大使館	○	△	情報伝達訓練を1年以上実施していない。
在イタリア大使館	○	△	情報伝達訓練の際に、企業、団体に属していない在留邦人については、不在等により半数近くに連絡が取れず、その際の代替連絡手段も無いことが判明した。
在スペイン大使館	○	×	—
在チェコ大使館	△	×	<p>日本人会や商工会等と連結した形で、邦人用緊急連絡網を整備しているとしている。</p> <p>しかしながら、当省が調査した同国の日本商工会では、緊急連絡網を作成しておらず、当該連絡網は有効に機能しないものとなっている。</p> <p>なお、情報伝達訓練は未実施である。</p>
在ロシア大使館	○	△	<p>情報伝達訓練の際に、不在者の確認方法に課題があることが判明した（メールのみの連絡では不十分である。）。</p> <p>なお、その後、情報伝達訓練を1年以上実施していない。</p>
在エジプト大使館	○	△	情報伝達訓練の際に、少数ながら、SMS（携帯電話同士で短い文字メッセージを送受信できるサービス）の使用方法が分からない者や携帯電話を持っていない者への対応が課題であることが判明した。
在istanbul総領事館	○	△	—
在イラン大使館	○	×	危険情報等重要な情報の連絡に緊急連絡網を使用しているとしている。
在ケニア大使館	○	×	情報伝達訓練は、団体ごとに実施するとしているが、ケニア日本人会では、情報伝達訓練を実施していない。

在外公館名	区分	整備	訓練	整備した邦人用緊急連絡網等の状況
在南アフリカ共和国大使館		○	△	情報伝達訓練の際に、FM放送の聴取は、一部地域に限られ、その他の地域では、電話又は電子メールの連絡手段しかないことが判明した。 なお、その後、情報伝達訓練を3年以上実施していない。
在パプアニューギニア大使館		○	△	情報伝達訓練の際に、貸与している無線通信機器の耐用年数が過ぎており、修理又は買換えが必要なことが判明した。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 整備状況は、平成18年12月末現在であり、情報伝達訓練の実施状況は、平成15年度から18年度（12月末）までの間の状況である。

3 「整備」欄の「△」は緊急連絡網を作成しているが、連絡網として有効に機能していない状況を示している。

4 「訓練」欄の記号については、「○」は情報伝達訓練が定期的に行われていることを、「△」は情報伝達訓練が不定期に行われていることを、それぞれ示している。

表 1 - (2) - ア - ③

遠隔地に居住する在留邦人との連絡体制の整備状況

(総括表)

区 分	在外公館数
遠隔地に居住する在留邦人との連絡体制を整備	23
うち、あらかじめ遠隔地に居住する在留邦人との連絡体制を整備しているもの	(5)
うち、現地の日本人会等と協力して、緊急時の遠隔地に居住する在留邦人との連絡体制を確保しているもの	(18)
遠隔地に居住する在留邦人との連絡体制が未整備	12
管轄区域面積が小さく遠隔地が存在しない	1
合 計	36

(個表)

在外公館名	区 分	面積 (千km ²)	兼 轄 の有無	遠隔地との連絡体制	
				整備	整備内容
在中華人民共和国大使館		9,596.96	×	○	中国全国日本人組織（日本人会・日本人クラブ、商工会・商工クラブ等）、JICA派遣職員等による支援体制を構築
在上海総領事館		349.60	×	×	—
在大韓民国大使館		99.27	×	○	必要に応じ、遠隔地に所在する地方日本人会（仁川、大田、光州）から協力を得られるよう、緊密な関係を構築
在香港総領事館		1.12	○	○	兼轄しているマカオ日本人会及び永年居住者を通じて、ある程度の情報伝達は可能
在インドネシア大使館		1,890.00	×	○	各地の日本人会等に依頼
在フィリピン大使館		299.40	×	○	各地に所在する現地日本人会（バギオ、オロンガポ、スービック、カガヤンデオロ、レイテ）と必要に応じ協力
在タイ大使館		514.00	×	○	各地で組織されている日本人会（プーケット、チョンブリ・ラヨーン、アユタヤ、コラート）等に対して、必要に応じ依頼
在ガボリア大使館		181.00	×	◎	プノンペン市に次いで在留邦人の多いシアムリアップ市においては、地域の警察と良好な関係を維持しており、当該州警察本部長に対して、緊急時に携帯電話により支援要請や情報収集が可能な体制を維持 また、シムリアップ市の邦人の中から、拠点邦人（ウォーデン）を指名し、当館との間で交信が可能な長距離無線を設置（貸与）
在ベトナム大使館		329.24	×	×	—
在マレーシア大使館		330.00	×	○	最寄りの日本人会やマレーシア日本人商工会議所の会員日系企業との協力関係を通じて対応
在シンガポール大使館		0.70	×	—	—

在外公館名	区分	面積 (千km ²)	兼轄 の有無	遠隔地との連絡体制	
				整備	整備内容
在インド大使館		3,287.26	○	○	邦人旅行者等が訪れるバラナシ市及びマナリ市においては、現地事情に詳しい邦人が長年居住しており、邦人に事件・事故等が発生した場合には協力を依頼
在パキスタン大使館		796.00	×	○	館員が赴くことが困難な場合には、名誉総領事（ラホール、ペシャワール）、情報提供者（フンザ）、商工会（ラホール）や在留邦人に協力を依頼
在バングラデシュ大使館		144.00	×	○	基本的には、ダッカの大使館より現場へ人を急行させて対応する。 チッタゴン（ダッカから200km）については、現地の日本人会に初動を行ってもらいこともあり得る。 地方在住者の多くが、国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊員（JOCV）であり、協力をお願いすることもあり得る。
在ニューヨーク総領事館		381.22	×	○	各地の邦人団体とのつながりを作り、必要に応じ協力を依頼
在ロサンゼルス総領事館		410.00	×	×	—
在ソコト総領事館		1,725.17	×	○	日本人会等が組織されている地域においては、同会役員等との間で可能な協力が得られるよう協議中
在メキシコ大使館		1,973.00	×	○	広大な国土を有することから、各地の政府関係団体職員、日本人会等と連絡を密にし、有事の際の協力体制を確保
在ペルー大使館		1,285.22	×	○	地方にある日系人協会、日系旅行社の提携先旅行社を通じて対応
在コロンビア大使館		1,139.00	×	◎	在留邦人の多くが住むカリ市においては、名誉総領事及び日系人協会との連絡体制を整備。その他のメデシン、カルタヘナ、ペレイラ、バランキージャ等においては、協力団体はないが、日本人との連絡体制は構築
在カハーク総領事館		8,512.00	×	×	—
在英国大使館		243.00	×	○	必要に応じ、各地日本人会等に協力を依頼。地方都市における通訳手配を依頼した例あり。
在フランス大使館		547.00	○	×	—
在デュッセルドルフ総領事館		34.00	×	×	—
在ベルギー大使館		30.53	×	×	—
在ウガンダ大使館		41.86	×	×	—
在イタリア大使館		301.00	○	○	フィレンツェ、ナポリ等特に邦人観光客の多い地域には、邦人援護案件発生時に協力を得られる邦人が数名存在 兼轄国においては、名誉総領事の協力を得ている。
在スペイン大使館		506.00	×	×	—

在外公館名	区分	面積 (千km ²)	兼轄 の有無	遠隔地との連絡体制	
				整備	整備内容
在チェコ大使館		78.87	×	×	—
在ロシア大使館		17,070.00	○	○	ロシア国内の当館管轄区域内のうち、遠隔地に在住する邦人については、企業関係者は商工会ルート、留学生は学校事務局ルートにて連絡可能な体制を整備。その他の邦人は、当館からのメール、電話等で対処 兼轄国アルメニアには、11人の邦人が在住し、そのうちの日本語教師を通じて連絡体制を確保
在エジプト大使館		1,001.00	×	◎	邦人援護事案が発生した際の当館との連絡及び現地での初動体制（館員が現地到着して事案を引き継ぐまでの対応）を行うことを目的に、遠隔地の観光地で、邦人旅行者の訪れることが多い4か所（ルクソール、アスワン、シャルム・エル・シェイク、バハレイヤ）を選定し、同地域に長期間在住する邦人（シャルム・エル・シェイク、バハレイヤ）、または邦人客を扱う旅行社の責任ある人物（ルクソール、アスワン）に、コンタクトパーソン（邦人援護協力者）としての役割を依頼し、スムーズな援護活動の一端を担うべく体制を確立
在イスタンブール総領事館		775.00	×	×	—
在イラン大使館		1,648.20	×	×	—
在ケニア大使館		583.00	○	◎	在留邦人の多い地域・都市には、あらかじめ協力団体（主にJICA）及び協力邦人を確保し、緊急時における対応について、協力を得る体制を整備
在南アフリカ共和国大使館		1,220.00	○	○	遠隔地において邦人が巻き込まれた事件が発生した場合、現地に永住している在留邦人等に協力を依頼
在パプアニューギニア大使館		462.00	○	◎	邦人観光客が多く訪問し、比較的多くの邦人が在住する地方都市（ウエワク、ラバウル及びゴルカ）では、緊急事態が発生した場合に、当館との連絡や担当官が到着するまでの間の協力体制は、それぞれの都市在住の企業、JOVC隊員を中心に確立。これらの体制は、明文化されたものではないが、これまでも多くの協力を得ている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「整備」欄の記号については、「◎」は管轄する国・地域の実情に応じた工夫を行っているものを、「○」は現地日本人会等と協力しているものを、それぞれ示している。

表 1 - (2) - ア - ④

館員用緊急連絡網の整備及びその機能確保（情報伝達訓練）の実施状況
（総括表）

区 分	在外公館数
館員用緊急連絡網を整備し、定期的に情報伝達訓練を実施	3
館員用緊急連絡網を整備しているが、情報伝達訓練は不定期に実施	24
うち、3年以上情報伝達訓練を行っていないもの	(2)
うち、1年以上3年未満の間情報伝達訓練を行っていないもの	(6)
うち、上記以外のもの	(16)
館員用緊急連絡網を整備しているが、情報伝達訓練は実施	9
館員用緊急連絡網を整備しておらず、情報伝達訓練も未実施	0
合 計	36

（個表）

在外公館名	区 分	整備	訓練	整備した館員用緊急連絡網等の状況
在中華人民共和国大使館		○	△	情報伝達訓練の際に、地下道・地下鉄、劇場等電波の受信できないところにいた館員がいることが判明した。 なお、その後、情報伝達訓練を3年以上実施していない。
在上海総領事館		○	△	—
在大韓民国大使館		○	○	—
在香港総領事館		○	△	情報伝達訓練の際に、一部ではあるが、現在地、招集の可否等必要項目を的確に伝達できない館員がいることが判明した。
在インドネシア大使館		○	△	情報伝達訓練を1年以上実施していない。
在フィリピン大使館		○	×	—
在タイ大使館		○	○	情報伝達訓練の際に、メールサーバー上の問題で、メールを受信していない館員がいることが判明した。
在ガボリア大使館		○	△	—
在ベトナム大使館		○	△	情報伝達訓練の際に、当地の電波事情により、音声はやや不明瞭となるケースがあることが判明した。 なお、その後、情報伝達訓練を1年以上実施していない。
在マレーシア大使館		○	△	—
在シガポール大使館		○	△	情報伝達訓練を1年以上実施していない。
在インド大使館		○	△	情報伝達訓練の際に、おおむね良好であるが、当館建物の構造上の問題で、携帯電話が通じない場合があることが判明した。 なお、情報伝達訓練を1年以上実施していない。
在パキスタン大使館		○	×	—
在バングラデシュ大使館		○	△	—
在ニューヨーク総領事館		○	△	情報伝達訓練の際に、約1時間でおおむね全員に連絡がしたが、2人のみ2時間を要した。
在ロサンゼルス総領事館		○	△	情報伝達訓練の際に、伝達内容が長かったため、メモ取り及び復唱が必要となり、伝達に時間がかかった。
在ソコ総領事館		○	△	—
在メキシコ大使館		○	△	情報伝達訓練の際に、無線通信機器の一部にバッテリー不良と思われるものが発見された（短期通話には支障なし。）。)

在外公館名	区分	整備	訓練	整備した館員用緊急連絡網等の状況
在ベル大使館		○	△	情報伝達訓練の際に、より短時間で伝達するために、要点のみの伝達に努めるとともに、無線通信機器使用の場合は、使用場所における感度を確認することが必要であることが判明した。
在コンビア大使館		○	△	—
在サハカ総領事館		○	△	情報伝達訓練の際に、メモを取るよう指示したが、大半の館員が未実施であり、また、情報伝達機器の電源を切っていた館員がいることが判明した。
在英国大使館		○	△	情報伝達訓練の際に、携帯電話が不通（回線混雑）の状況下での連絡体制の確保が必要であることが判明した。そのため、メールでの連絡を採用した。 なお、その後、情報伝達訓練を1年以上実施していない。
在フランス大使館		○	△	—
在デュセルドルフ総領事館		○	△	情報伝達訓練の際に、言語が通じない場合や、不在時・伝達不能の場合の対応に課題があることが判明したので、改善を図った。
在ベルギー大使館		○	×	—
在ワシントン大使館		○	△	情報伝達訓練の際に、携帯電話の着信音が聞こえなかった館員が数名いたため、固定電話を使用し連絡をとったが、固定電話番号は緊急連絡網に記載していなかったため確認のため若干時間をロスした。そのため、緊急連絡網に固定電話番号も記載することとした。 なお、その後、情報伝達訓練を1年以上実施していない。
在イタリア大使館		○	×	—
在スペイン大使館		○	×	—
在チェコ大使館		○	×	—
在ロシア大使館		○	×	—
在エジプト大使館		○	△	—
在イスタンブール総領事館		○	×	—
在イラン大使館		○	×	—
在ケニア大使館		○	△	—
在南アフリカ共和国大使館		○	△	情報伝達訓練の際に、対策本部の設備を整えるのに、30分程度を要し、在留邦人への警告を出すのが遅れた。 なお、その後、情報伝達訓練を3年以上実施していない。
在パプアニューギニア大使館		○	○	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 整備状況は平成18年12月末現在であり、情報伝達訓練の実施状況は平成15年度から18年度（12月末）までの間の状況である。

3 「訓練」欄の記号については、「○」は情報伝達訓練が定期的実施されていることを、「△」は情報伝達訓練が不定期に実施されていることを、それぞれ示している。

イ 在外公館の休館時等における連絡体制の整備

勸 告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>在外公館は、常時、在外邦人からの援護要請等に速やかに対応できる体制を確立しておくことが求められている。</p> <p>このため、外務省は、在外公館の休館日及び執務時間外の時間帯（以下「休館時等」という。）における在外邦人との連絡体制の整備について、「休館時等における在外公館の連絡体制」（平成14年10月24日付け外務省訓令領政合第24865号）等を定め、在外公館に対し、警備上の観点から館員等が24時間常駐している在外公館や現地の通信事情等から留守番電話の設置が困難又は効果的でない在外公館を除き、留守番電話により緊急連絡先（電話番号）等の必要なメッセージを流すよう指示している。また、在外邦人の保護件数が特に多い在外公館については、休館時等の電話応答業務を外部委託することとしており、平成18年度末現在、41在外公館で業務委託が行われている。</p> <p>また、外務省は、「安全の手引き」作成にあたってのガイドライン」（平成16年10月6日付け外務省訓令領安第58050号）を定め、在外公館に対し、在留邦人に配布する「安全の手引き」に記載する緊急連絡先に、在外公館の代表電話番号に加え、領事部の直通電話番号と緊急時等の連絡の取り方を掲載するよう指示している。</p>	<p>表1-(2)-イ-①</p> <p>表1-(2)-イ-②</p>
<p>(調査結果)</p> <p>今回、36在外公館における休館時等の連絡体制の整備状況を調査した結果、次のとおり、連絡体制の整備が不十分となっている状況がみられた。</p> <p>① 36在外公館中35在外公館では、留守番電話が設置されており、留守番電話による対応の内訳は、緊急連絡先のメッセージが流れるようになっているものが20在外公館、外部委託業者に転送され必要な対応がとられるようになっているものが16在外公館となっており、うち、1在外公館（在タイ大使館）は両者の機能を有している。</p> <p>しかし、日本語を十分理解できない現地警備員が配置されているのみで留守番電話を設置していないものが1在外公館（在インド大使館）ある。</p> <p>留守番電話を設置していない理由について、在インド大使館は、緊急対応を要する連絡があった場合は、連絡を受けた現地警備員が当番の館員に連絡するようになっているとしている。しかし、日本語を十分理解できない者が、在外邦人からの緊急連絡の内容を的確に把握し館員に連絡することは困難である。ちなみに、在イラン大使館では、現地警備員による宿直体制をとりつつ、留守番電話を設置し緊急連絡先のメッセージを流すようにしている。</p> <p>② 在留邦人に配布する「安全の手引き」に緊急連絡用の電話番号が掲載されていれば、在留邦人は留守番電話で緊急連絡先のメッセージを聞くまでもなく館員に直接電話を掛けることができるため、緊急時における一層迅速な対応が可能となる。</p> <p>しかし、在外公館の休館時等における連絡の取り方についての「安全の手引き」への掲載状況をみると、留守番電話を設置し緊急連絡先のメッセージを流す方式を採っている20在外公館のうち、15在外公館（75%）では緊急連絡用の電話番号を掲載しているが、5在外公館（25%（在メキシコ大使館、在オランダ大使館、在エジプト大使館、在イラン大使館及び在デュッセルドルフ総領事館））では緊急連絡用の</p>	<p>表1-(2)-イ-③</p> <p>事例表1-(2)-イ-④</p> <p>表1-(2)-イ-③（再掲）</p> <p>事例表1-(2)-イ-⑤</p>

電話番号を掲載していない。

(所見)

したがって、外務省は、在外邦人からの援護要請等に在外公館が常時速やかに対応できるよう、在外公館における休館時等の連絡体制の整備状況と「安全の手引き」への緊急連絡先の掲載状況を把握するとともに、在外公館に対し、緊急時に在外邦人が迅速かつ確実に館員と連絡を取ることができる体制を整備するよう指示を徹底する必要がある。

表 1 - (2) - イ - ①

休館時等における在外公館の連絡体制（平成14年
10月24日付け外務省訓令領政合第24866号）（抜粋）

客年往電領政合第10866号に関し、

1. 在外公館の休館時等における、邦人等からの電話連絡への対応体制整備については、冒頭往電にて再確認、指示した通りであるが、依然として、一部公館においては、留守番電話の不具合やスイッチ切り替え忘れ等により、緊急時にもかかわらず、必要とされる案内にたどり着くまでに時間がかかる等の邦人からの指摘や不満が本省側にも示されている。（略）
2. 在外公館における休館時等の対応については、既に24時間対応の外部委託を実施している公館（北米におけるJANサービス）、警備上の観点から24時間宿直となっている公館以外では、留守番電話により必要なメッセージを流していると承知するが、該当する公館では、休館時等における連絡体制に万全を期するため留守番電話による対応を下記項目について再点検、もしくは改善の措置をとられたく、貴館のとした措置があれば右を報告ありたい。
 - （1）休館時前の留守番電話の機能検査の実施。
 - （2）当番館員用携帯電話等の機能の再点検（バッテリーの容量・個数を含む）
 - （3）日本語と現地語のメッセージを組み込んでいる場合は、日本語のメッセージを先に流す。（緊急の援護を求めるために電話してくるのは殆どの場合邦人）
 - （4）留守番電話に組み込むメッセージは、必要に応じ、平日時間外、週末用、連休時対応用等区別して運用する。
 - （5）留守番電話に組み込まれたメッセージが終わりまで全て流されている。
 - （6）メッセージが明瞭、明快に聞き取れる。メッセージが迅速に流される（緊急照会の邦人等をイライラさせない様、工夫する）。
 - （7）その他、貴館事情に応じ必要とされる改善措置。
3. （略）

（注） 下線は、当省が付した。

表 1 - (2) - イ - ②

「安全の手引き」作成にあたってのガイドライン（平成 16 年
10 月 6 日付け外務省訓令領安第 58050 号）（抜粋）

< 構成例 >

- I 序言（作成した理由等）
- II 防犯の手引き
- III 緊急事態の手引き（必要に応じて作成）
- IV 結語

< 「II 防犯の手引き」における項目 >

- 1 防犯の基本的な心構え
- 2 最近の貴地犯罪発生状況
- 3 防犯のための具体的な注意事項（日本人の被害例等）
 - (1) 居住（選択及び警備方法等）
 - (2) 外出時（スリ・置き引き・窃盗・強盗・障害・暴行・車上狙い・夜間における行動等）
 - (3) 生活上（近隣者・訪問者・使用人・家族・電話・郵便物・鍵・長期旅行等）
- 4 交通事情と事故対策
- 5 テロ・誘拐対策（一般論）（領対作成各種マニュアル及び啓発用パンフレットを参照ありたい）
- 6 緊急連絡先
 - (1) 警察、消防、救急車、医者・病院、観光局、日本人会等
 - (2) 大使館（総領事館）については、代表に加えて領事部直通、執務時間外、休祭日、緊急時の連絡の取り方
 - (3) 緊急時に役立つ簡単な現地語

< 「III 緊急事態の手引き」における基本項目 >

- 1 平素の準備と心構え（連絡体制の整備、集結場所（緊急避難場所）、携行品及び非常用物資の準備）
- 2 緊急時の行動（基本的な心構え、情報の把握、大使館への通報等、国外への退避）
- 3 緊急時に備えてのチェックリスト
- 4 その他（連絡網、避難場所の地図等）

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 - (2) - イ - ③

在外公館における休館時等の連絡体制の整備状況等

(単位：在外公館)

区分 在外公館名	留守番電話の設置	留守番電話の内容			24時間常駐体制の導入状況	「安全の手引き」への緊急連絡先の掲載状況
		緊急連絡先の案内	メッセージの録音依頼	外部委託会社への転送		
在中華人民共和国大使館	○	—	—	○	△	
在上海総領事館	○	—	—	○	—	
在大韓民国大使館	○	—	—	○	△	
在香港総領事館	○	—	—	○	—	
在インドネシア大使館	○	○	—	—	○	○
在フィリピン大使館	○	—	—	○	—	
在タイ大使館	○	○	—	○	—	○
在加ボリア大使館	○	○	—	—	—	○
在ベトナム大使館	○	○	—	—	—	○
在マレーシア大使館	○	—	—	○	—	
在シンガポール大使館	○	—	—	○	—	
在インド大使館	×	—	—	—	●	
在パキスタン大使館	○	○	—	—	—	○
在バングラデシュ大使館	○	○	—	—	—	○
在ニューヨーク総領事館	○	—	—	○	—	
在ロサンゼルス総領事館	○	—	—	○	—	
在ジャコバ総領事館	○	—	—	○	—	
在メキシコ大使館	○	○	—	—	—	×
在ペルー大使館	○	○	—	—	—	○
在コロンビア大使館	○	○	—	—	—	○
在カンパウラ総領事館	○	○	—	—	—	○
在英国大使館	○	—	○	○	△	
在フランス大使館	○	—	—	○	—	
在デュッセルドルフ総領事館	○	○	—	—	—	×
在ベルギー大使館	○	—	—	○	—	
在ワシントン大使館	○	○	—	—	—	×
在イタリア大使館	○	—	—	○	—	
在スペイン大使館	○	—	—	○	—	
在チェコ大使館	○	○	○	—	—	○
在ロシア大使館	○	○	○	—	○	○
在エジプト大使館	○	○	—	—	—	×
在イスタンブール総領事館	○	○	—	—	—	○
在イラン大使館	○	○	—	—	●	×
在ケニア大使館	○	○	○	—	—	○
在南アフリカ共和国大使館	○	○	—	—	—	○
在パプアニューギニア大使館	○	○	—	—	—	○
計	○=35 ×=1	○=20 —=16	○=4 —=32	○=16 —=20	○=2 ●=2 △=3 —=29	○=15 ×=5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「24時間常駐体制の導入状況」欄の記号については、「○」は日本語による電話対応を実施しているものを、「●」は日本語以外による電話対応を実施しているものを、「△」は電話対応が未実施のものを、「—」は24時間常駐体制を導入していないことを、それぞれ示している。

事例表 1 - (2) - イ - ④

休館時等の対応体制が整備されていない事例

在外公館名	在インド大使館
<p>在インド大使館では、宿直体制を整備しているが、宿直に当たっているのは、日本語を十分理解しない現地人警備員であり、日本語による対応は困難となっている。</p> <p>在インド大使館では、緊急対応を要する連絡があった場合は、同警備員から館員（当番）に連絡するとしているが、邦人の連絡内容を的確に把握し、館員に伝えることは困難であると考えられる。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

事例表 1 - (2) - イ - ⑤

「安全の手引き」に緊急連絡先を掲載していない事例

在外公館名	在メキシコ大使館
<p>在メキシコ大使館では、留守番電話による緊急連絡先（携帯電話番号）の案内で対応している。</p> <p>一方、在メキシコ大使館が作成し在留邦人に配布している「緊急事態に備えた日本人心得」では、大使館代表番号及び領事部直通番号は掲載しているが、当該緊急連絡先は掲載していない。</p>	
在外公館名	在デュッセルドルフ総領事館
<p>在デュッセルドルフ総領事館では、留守番電話による緊急連絡先（当番館員の携帯電話番号）の案内で対応している。</p> <p>一方、在デュッセルドルフ総領事館が作成し在留邦人に配布している「安全の手引き」では、総領事館代表番号は掲載しているが、当該緊急連絡先は掲載していない。</p>	
在外公館名	在オランダ大使館
<p>在オランダ大使館では、留守番電話による緊急連絡先（当番館員の携帯電話）の案内で対応している。</p> <p>一方、在オランダ大使館が作成し在留邦人に配布している「安全の手引き」では、大使館代表番号は掲載しているが、当該緊急連絡先は掲載していない。</p>	
在外公館名	在エジプト大使館
<p>在エジプト大使館では、留守番電話により、夜間の場合は、領事班長、領事班員、警備班長の順で、それぞれの携帯電話番号を、休日の場合は、休日当番館員の携帯電話番号を案内し対応している。</p> <p>一方、在エジプト大使館が作成し在留邦人に配布している「緊急事態に備えた日本人心得」では、大使館代表番号及び領事部直通番号は掲載しているが、これら夜間・休日緊急連絡先は掲載していない。</p>	
在外公館名	在イラン大使館
<p>在イラン大使館では、留守番電話による緊急連絡先（当番館員の携帯電話番号）の案内で対応している。</p> <p>一方、在イラン大使館が作成し在留邦人に配布している「防犯及び安全対策の手引き」では、大使館代表番号、領事班直通番号、警備班直通番号に加え、休館時等の対応方法は掲載しているが、当該緊急連絡先は掲載していない。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

ウ 緊急用無線通信機器の使用訓練の励行等

勸告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>緊急事態の発生時には、電話等の通常の連絡手段が途絶する可能性があり、それに備えて、平素から、緊急時に利用可能な連絡手段を確保しておくことが必要である。</p> <p>このため、外務省は、緊急マニュアルにおいて、在外公館に対し、緊急事態の発生時の連絡及び安否確認の手段が電話のみに依存することがないように注意し、無線、非常用FM放送機、衛星電話、電子メール、在外公館のホームページ等を在外公館の事情に応じて組み合わせ、目的（情報提供又は安否確認）に応じた連絡体制を構築するよう指示している。また、無線網の整備を促進するため、平成6年度から長距離無線機（電波の到達距離は約100km以上）を遠隔地等のウォーデン（拠点邦人）に貸与する仕組みを、9年度から短距離無線機（電波の到達距離は最大約50km）を緊急事態の発生時に避難先となる日本人学校や日本人会代表者（以下「学校・在留邦人代表者」という。）に貸与する仕組みを導入している。</p> <p>さらに、緊急マニュアルにおいて、i）無線網を整備した在外公館においては、在留邦人との連絡にかかわる部分については、領事・警備担当官のみならず、館員全員が基本的な使用方法を熟知し、機器の整備と訓練の実施に努めること、ii）通信の目的別（館員系、邦人系等）に無線周波数をあらかじめ指定しておくとともに、在留邦人にFM放送の運用基準（周波数、放送時間帯等）を周知しておくことを指示している。</p> <p>なお、無線機については、年数回（注）の使用訓練を行うこと（「緊急時邦人保護体制の整備（無線機等）」（平成17年3月16日付け外務省訓令領安第34137号））、また、現地調達の可能性を検討し、これを推進すること（「緊急時邦人保護体制の整備（無線機購入調査）」（平成18年5月22日付け外務省訓令領安第61715号）及び「緊急時邦人保護体制の整備（無線機等の整備）」（平成18年12月9日付け外務省訓令領安第150461号））としている。</p> <p>（注） 外務省は、少なくとも月1回程度は実施すべきとしている。</p>	<p>表1－(2)－ウ－①</p> <p>表1－(2)－ウ－②</p> <p>表1－(2)－ウ－①（再掲）</p> <p>表1－(2)－ウ－③～④</p>
<p>(調査結果)</p> <p>外務省が在外公館における緊急事態の発生時の連絡手段として整備を進めている主な無線通信機器（館員用無線機、在留邦人に貸与する無線機及び非常用FM放送機）の整備状況及び使用訓練の実施状況等について、今回、36在外公館を調査した結果、次のとおり、使用訓練が励行されていないもの等、緊急事態の発生時に備えた連絡手段の確保が不十分となっている状況がみられた。</p> <p>① 館員用無線機</p> <p>館員用無線機は、長距離無線機が16在外公館に、短距離無線機が36在外公館のすべてに、それぞれ配備されている。平成15年度から18年度（同年12月末）までにおける在外公館での使用訓練の実施状況をみると、20在外公館では使用訓練が行われており、そのうち15在外公館では、使用訓練の結果、機器の不具合等が発見され、必要な改善措置が講じられている。しかし、外務省が指示する月1回程度の使用訓練を励行しているのは1在外公館（在パプアニューギニア大使館）のみで、他の35</p>	<p>表1－(2)－ウ－⑤</p>

<p>在外公館（97％）では励行されておらず、そのうち16在外公館（46％）では調査対象とした期間（3年9か月）に一度も使用訓練が行われていない。</p> <p>② 在留邦人に貸与する無線機</p> <p>i) 在留邦人に貸与する無線機は、長距離無線機が2在外公館に、短距離無線機が26在外公館に、それぞれ配備されている。平成18年12月末現在における当該無線機の在留邦人への貸与状況をみると、長距離無線機は2在外公館ともウォーデン（拠点邦人）に貸与されているが、短距離無線機は18在外公館（69％）では学校・在留邦人代表者に貸与されているものの、8在外公館（31％）では全く貸与されていない。その理由について、緊急事態が発生し電話が使用できなくなった時点で貸与するなどとしているが、平時から貸与し使用訓練をしておかないと、緊急時の連絡を適切に行うことができない可能性が高い。</p> <p>また、上記8在外公館の中には、緊急事態の発生時に通常の電話（携帯電話を含む。）が極めてつながりにくくなり、児童生徒の安否確認等に関する在外公館との連絡を迅速に行うことができなかった例もある（在英国大使館）。なお、当該在外公館に配備されている在留邦人に貸与する無線機は、その性能が低い（電波の到達距離が短い）ため、日本人学校との連絡が十分確保できないものとなっている。</p> <p>ii) ウォーデン（拠点邦人）や学校・在留邦人代表者に無線機を貸与した在外公館（長距離及び短距離無線機を貸与1在外公館、長距離無線機を貸与1在外公館、短距離無線機を貸与17在外公館、計19在外公館）における、平成15年度から18年度（同年12月末）までの間の使用訓練の実施状況をみると、13在外公館では使用訓練が行われており、そのうち6在外公館では、使用訓練の結果、機器の不具合等が発見され、必要な改善措置が講じられている。しかし、外務省が指示する月1回程度の使用訓練を励行しているのは1在外公館（在パプアニューギニア大使館）のみで、他の18在外公館（95％）では励行されておらず、そのうち6在外公館（33％）では調査対象とした期間（3年9か月）に一度も使用訓練が行われていない。</p> <p>③ 非常用FM放送機</p> <p>非常用FM放送機は、23在外公館に配備されているが、在留邦人に対するFM放送の周波数や放送時間帯等の運用基準の周知状況をみると、12在外公館（52％）では周知が全く行われていない。</p> <p>また、平成15年度から18年度（同年12月末）までにおける使用訓練の実施状況をみると、定期的（四半期に1回）に使用訓練が行われているものが1在外公館（在エジプト大使館）あるが、他の22在外公館（96％）では定期的に行われておらず、そのうち20在外公館（91％）では調査対象とした期間（3年9か月）に一度も使用訓練が行われていない。</p> <p>④ 無線通信機器の調達</p> <p>無線通信機器の現地調達の実施状況をみると、36在外公館のうち14在外公館（39％）では現地調達しているが、22在外公館（61％）では現地調達しておらず、日本で調達したものが搬送されている。現地調達していない在外公館のうち6在外公館（在イタリア大使館、在スペイン大使館、在チェコ大使館、在ロシア大使館、</p>	<p>表1－(2)－ウ－⑥、⑦ 事例表1－(2)－ウ－⑧</p> <p>表1－(2)－ウ－⑨</p> <p>表1－(2)－ウ－⑩</p>
---	--

在シカゴ総領事館及び在デュッセルドルフ総領事館)は北米や欧州に所在する在外公館であり、無線通信機器の現地調達を行いやすい環境にあると考えられるが、輸送経費を含めたコスト比較等の現地調達の検討は十分行われていない。

また、当該6在外公館のうち在ロシア大使館を除く5在外公館では、無線通信機器の保守点検を現地業者に委託しており、このことからみても、無線通信機器の現地調達を行いやすい環境にあるものとみられる。

なお、無線通信機器の調達について、外務省(本省)は、平成18年度から、在外公館に対する「緊急時邦人保護体制の整備(無線機購入調査)」において、現地調達を推進する観点から、その可否を検討し報告するよう求めているほか、無線機購入の個別案件ごとに、現地調達の可否を審査している。

⑤ 無線通信機器の使用訓練に関する外務省(本省)の指導

外務省(本省)は、在外公館に対し、「緊急時邦人保護体制の整備(無線機等)」において、無線機については年数回の使用訓練を行い、その成果、問題点等を適宜本省に報告すること、また、緊急マニュアルにおいて、整備した無線網の訓練の実施に努めることを指示しているが、各種の無線通信機器ごと及び無線網全体の総合的な使用訓練に関する実施方法や実施内容についての統一的な方針や基準は定めていない。

(所見)

したがって、外務省は、緊急事態の発生時に備えた連絡体制の整備等を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 無線通信機器及び無線網の使用訓練に係る実施基準等を作成し、在外公館に対し、当該基準等に基づき、使用訓練を適切に行うよう指示すること。
- ② 在留邦人に貸与する無線機の貸与状況を把握し、在外公館に対し、平時から、学校・在留邦人代表者に対する無線機の貸与を適切に行うよう指示を徹底すること。
- ③ 在外公館に対し、在留邦人に対する非常用FM放送の運用基準(周波数、放送時間帯等)を十分周知するよう指示を徹底すること。
- ④ 在外公館に対し、無線通信機器を購入する際には、現地調達の可能性を十分検討するよう指示するとともに、本省においても在外公館の検討結果を適切に審査すること。

無線通信機器の整備等に関する訓令

○邦人保護事務の手引き（平成 17 年 10 月 外務省海外邦人安全課作成）（抜粋）

Ⅱ. 緊急事態における邦人保護
緊急事態対処マニュアル（雛形）

- 1 緊急事態における邦人保護の原則は、「早め早めの対応」「大きく構えて小さく収める」である。右原則に則り具体的事案に対処するため、「緊急事態における邦人保護」（緊急事態対処マニュアル（雛形））を以下のとおり策定する。
- 2 在外公館においては、以下を指針として国及び地域の特殊事情を加味した「緊急事態対処マニュアル」を作成ありたい。（略）

1 平時より講じておくべき措置

(3) 在外公館として講じておくべき措置

(イ) 通信手段の確保

通常の連絡手段が途絶する場合に備え、緊急時に利用可能な連絡手段について、事前に検討しておくことが重要である（通信事情が一般的に良好な国であっても、自然災害、大規模なテロ等により一時的に通常回線が使用不可能になる可能性も否定できないため、緊急時の連絡及び安否確認が電話のみに依存することがないように注意する）。

具体的な連絡手段としては、無線、非常用FM放送機、衛星電話、電子メール、在外公館ホームページ等が考えられるが、これらを貴地事情に応じて組み合わせ、目的（情報提供又は安否確認）に応じた連絡体制を構築する。（略）
また、在外公館事務所が何らかの事情で使用できず、他の場所でオペレーションを行う場合があることも想定しておく。

無線網を整備した在外公館においては、在留邦人との連絡に係わる部分については、領事・警備担当官のみならず、館員全員が基本的な使用方法を熟知し、機器の整備と訓練の実施に努める。また、通信の目的別（館員系、邦人系等）に無線周波数を予め指定しておくとともに、在留邦人にFM放送の運用基準（周波数、放送時間帯等）について周知しておく。

緊急事態発生時には、通常使用している回線が外部からの照会等で混雑するため、増設等が必要となる可能性が高い。このような場合に備え、予め電話会社に増設手配の手続等を確認しておく。なお、緊急事態の際には、本省との連絡用に、対外秘の一般回線を2～3回線設けることが望ましい。

- (ロ) 治安情報の収集・活用 （略）
- (ハ) 「緊急事態対処マニュアル」の作成 （略）
- (ニ) 政府関係機関、友好国との協力体制の確立 （略）
- (ホ) 緊急事態用備蓄品の配備 （略）

無線機、FM放送機の種類

1 短距離無線機

短距離無線機は、緊急事態に際して、近距離（半径最大50 km以内の地域）の在留邦人安否確認、安全対策指導を行うために配備するもの。配備機種として、基地局、固定局、車載局、簡易固定局、携帯局、リピーター（中継局）がある。同様に在留邦人貸し出し用（ウォーデン（拠点邦人）制）短距離無線機がある。

2 非常用FM放送機

非常用FM放送機は、緊急事態に際して、近距離（半径50 km以内の地域）の情報の伝達（放送）を行うために配備するもの。上記1とは異なり、FM放送が受信できる家庭用ラジオがあれば十分だが、双方向交信ができないため、安否確認用としては不適である。

3 長距離無線機

長距離無線は、緊急事態に際して、遠隔地（半径100 km以上離れた地域）の在留邦人安否確認、安全対策指導を行うために配備するもの。配備機種として、基地局、車載局、携行局がある。同様に在留邦人貸し出し用（ウォーデン制）長距離無線機（基地局）がある。在外公館が所在しない地域において有用である。

4 無線機の使用

- (1) 使用に際しては、無線機の在留邦人用チャンネルを常時オープンにして、緊急時に在留邦人よりの連絡を受信できる体制を維持する。
- (2) 緊急時には、緊急連絡網に基づき一斉にメッセージを伝達する必要があるが、安全対策連絡協議会理事等に対し個別にメッセージを伝達する必要があることから、任地の状況に応じ、理事等にチャンネルを個別に割り当て、在留邦人サイド等との連絡体制を構築する。

(注) 下線は、当省が付した。

邦人保護用無線機の貸与に関する訓令

○ウォーデン（拠点邦人）に対する邦人保護用無線機の貸与の実施要領について
（平成9年7月3日付け往信領保合第16858号、平成8年8月7日付け往信領保合第2328号）（抜粋）

往電領保合第16850号及び客年往電領保合第18104号に関し、

1. (略)
2. (1) かかる状況を改善するため、平成6年度より遠隔地また兼轄国に居住する邦人の中から拠点となる邦人(ウォーデン)を指名し、同人に邦人の平常時の所在把握あるいは緊急時の安否確認・大使館よりの情報・指導事項の伝達等の業務を担ってもらうこととし、そのために貴館と右拠点邦人との連絡を確保することを目的として同邦人に長距離用無線機(電波の到達距離は概ね50-800km、但し、地形、気候、時間帯等により到達距離は異なるので1000kmが可能となることもある)を貸与するいわゆる「ウォーデン制」を導入し、ウォーデン用長距離無線機の配備を進めてきている。
(2) 他方、緊急事態が発生し、邦人が一時的に集結・避難する必要がある場合には、その避難先として在外公館、公邸以外にその収容能力やそのときの治安情勢によっては日本人学校等の施設に避難することが適当と考えられるので、在外公館と右日本人学校等の邦人間との連絡手段の確保を図るため、これまでの拠点邦人の候補(遠隔地または兼轄国の邦人)に以下の邦人を新たに加えることとした。
(イ) 日本人学校校長若しくは教員:子女数調査,安全対策全般の意見交換等を通じて密接な関係にあり、また、日本人学校が緊急避難先ともなった場合には、安否確認、所在調査を要請する場合も考えられ邦人保護面において中心的拠点ともなる。
(ロ) 「安全対策連絡協議会」の委員:日頃より緊急事態を初めとする安全対策全般について意見交換、情報交換が行われ、緊急事態の邦人保護の際には中心的働きが期待される。
3. (略)
4. 本件ウォーデン制に係わる留意事項は以下の通り。
 - (1) 無線機の使用許可取得
(略)
 - (2) 拠点邦人の候補
(イ) 遠隔地または兼轄国の拠点邦人については、当該国あるいは地域の邦人で、現地に長く滞在し現地事情に通じていること、在留邦人の代表として他の邦人より信頼を得ていること、在外公館等に協力的であること等を勘案して適当と思われる者を推薦ありたい。
(ロ) 日本人学校については校長若しくは教員とし、原則1-2名までとする。また、安全対策連絡協議会の邦人側委員を拠点邦人とする場合には、構成にもよるが、主として企業関係者の中から適当と思われる者原則4-5名とする。
(ハ) (略)
 - (3) 拠点邦人へ貸与する機器、台数及び無線網の整備。
(イ) 日本人学校の拠点邦人用無線機については、避難場所ともなった場合を考慮し原則日本人学校施設内に短距離無線機の基地局(又は固定局)を1台、また、必要に応じ拠点邦人の宿舎へ移動に際し使用する際の利便性をも考慮し

て、簡易固定局(又は携帯局)1台の構成とする。安全対策連絡協議会の拠点邦人用無線機は拠点邦人たる委員は年度単位(又は途中で)で交代することを考慮し移動可能な短距離無線機の簡易固定局(又は携帯局)を1台とする。

なお、本件無線機は予算の関係から、拠点邦人との連絡が最低限確保できることを前提にした最小構成としたところ、当面は拠点邦人の車(若しくはスクール・バス)等を設置場所とする車載局については承認しないので留意ありたい。また、遠隔地、兼轄地の拠点邦人については、これまで通り長距離無線機(基地局)1台とする。

(注) 下線は、当省が付した。

表1-(2)-ウ-③

無線機の通話試験(訓練)に関する訓令

○緊急時邦人保護体制の整備(無線機等)(平成17年3月16日付け領安第34137号)(抜粋)

客年往電領安第890510号に関し、

1. (略)
2. (略)
3. (略)

4. 無線機の保守・管理

- (1) 本件無線機は緊急時における通信手段の確保を目的として配備するものであり、万一に備え確実に使用可能とする観点から、普段より通話試験等を通じての使用方法の修得、適正な保守・管理(後任者への引継等)がなされている必要がある。しかしながら、これまで派遣した無線保守巡回チームからは、公館によっては配備されている無線機が全く使用されていない、或いは故障の無線機をそのまま長期間放置していたといったケースも報告されており、右は危機管理体制の重要性が従来にも増して指摘される昨今、極めて問題であると考えられる。また予算の適正な執行の観点からも、至急改善する必要がある。

各公館においては、改めて各無線機の点検を行うとともに、緊急事態に対応した避難訓練時等の機会を利用し、年数回の通話試験(訓練)を行い、使用方法の修得に努められたく、問題点を含め実施結果を随時報告ありたい。

- (2) (略)
- (3) (略)

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 外務省では、「年数回」について、少なくとも月1回程度は実施すべきとしている。

表 1 - (2) - ウ - ④

無線機の現地購入に関する訓令

○緊急時邦人保護体制の整備（無線機購入調査）（平成18年5月22日付け領安第61715号）
（抜粋）

1. 無線機の調達に当たっては、各公館からのりん請に基づいて、原則として、本省より購送してきたが、今後の執行方針を策定するにあたり、各公館での無線機現地調達（現地での保守点検を含む）の可否等を統一的に調査することとした。
2. ついては、貴館保有の全無線機（下記4. 参照）につき、記入例に倣い、別添調査表に然るべく記入の上、見積書等と共に、6月20日までに回電ありたい。（調査表は必ず電子データにて回電ありたい。）なお、現地調達が不可能な場合は、その理由を付記ありたい。（現在無線機を保有していない、ないし配備予定のない公館は、回電不要。）
3. （略）
4. 対象無線機は、領安、警対双方主管の無線機とする。（以下略）

○緊急時邦人保護体制の整備（無線機等の整備）（平成18年12月9日付け領安第150461号）
（抜粋）

5. 稟請時の留意点

- (1) 無線機購入調査（往電領安第61715号）で現地購入可能と回答越した公館は原則「現地購入」とする（可能な限り複数社の見積もりを取ること）。
- (2) 以下の諸事項を明記する。
 - (イ) 具体的な理由
 - (ロ) 短距離無線の場合は、系統（館員系or邦人系）及び局名（基地局、携帯局等）
 - (ハ) 長距離無線機の場合は、局名（基地局、車載局）
 - (ニ) 配備状況調査票における番号（当該機種を特定するため）
注：消耗品の稟請においても必要。
 - (ホ) 購送の場合は、送付方法及び組み込み周波数
注：「外交行囊」でない限り通関不可の場合を除いては、原則「外交貨物」で送付する。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 - (2) - ウ - ⑤

館員用無線機の配備状況及び使用訓練の実施状況

(単位：在外公館)

区分 在外公館名	配備		使用 訓練	使用訓練の状況等
	長距離	短距離		
在中華人民共和国大使館	×	○	×	—
在上海総領事館	×	○	×	—
在大韓民国大使館	○	○	△	平成18年10月実施 ソウル市内建造物の高層化に伴い、交信感度が悪い地域が出現している。
在香港総領事館	×	○	△	平成18年11月実施 避難経路（非常階段）を通過時に、不感地帯のあることが判明していることから、状況に応じて携帯電話等を活用する等、臨機応変な対応が必要である。
在インドネシア大使館	×	○	△	平成18年7月実施
在フィリピン大使館	○	○	△	平成18年8月実施 故障機、不調機の発見につながった。
在タイ大使館	○	○	△	四半期に1回実施
在カボニア大使館	○	○	△	平成18年7月実施 初歩的な使用方法を習得していない館員が散見されるので、直ちに個別指導を実施した。
在ベトナム大使館	○	○	△	平成18年9月実施 不感地帯があることから、無線通信機器を使用する場合には、通話可能エリアを見極め、不感地帯にいる館員は、携帯電話に切り替えて通信する必要があることが判明した。
在マレーシア大使館	×	○	×	—
在シンガポール大使館	×	○	×	—
在インド大使館	○	○	×	—
在パキスタン大使館	○	○	△	平成17年12月実施 充電不足による送信不能機器があり、指導により改善した。 局地的に送受信不能の場所があるため、外務本省に高出力機器をりん請した。
在バンガレーシュ大使館	○	○	△	平成18年7月実施 参事官宅の無線通信機器の故障が発覚した（修理済み。）。
在ニューヨーク総領事館	×	○	△	平成18年10月実施 実際の事故発生後2時間程度つながらなかった。
在サンクトペテルブルク総領事館	×	○	×	—
在ソコ総領事館	×	○	×	—
在メキシコ大使館	×	○	△	平成18年7月実施 無線通信機器の一部に、バッテリー不良があることが判明した。

区分 在外公館名	配備		使用 訓練	使用訓練の状況等
	長距離	短距離		
在ペルー大使館	○	○	△	平成18年6月実施 バッテリーの充電状態の適切な管理 と良好な電波状態の確保を徹底した。
在コロンビア大使館	○	○	×	常時使用しているとしている。
在カナダ総領事館	○	○	△	平成18年6月実施 館員の居住地に、電波不感地帯があっ た。
在英国大使館	×	○	×	—
在フランス大使館	×	○	×	—
在ドイツ総領事館	×	○	△	平成18年1月実施
在ベルギー大使館	×	○	×	—
在オランダ大使館	×	○	×	—
在イタリア大使館	×	○	△	平成16年10月実施 警備マニュアルに従ったコールサイ ンを使用していなかったため、内部情報 が外部に漏れる可能性があった。
在スペイン大使館	×	○	×	—
在チェコ大使館	○	○	×	—
在ロシア大使館	×	○	△	平成18年9月実施 通話するとスピーカーから大きな雑 音が出ることで判明した。
在エジプト大使館	×	○	△	平成18年9月実施 一部館員宅の無線電波状況に不具合 があるため、よりクリアな音声確認が 行えるよう調整が必要であることが判 明した。
在イスタンブール総領事館	×	○	△	平成17年7月実施
在イラン大使館	○	○	×	—
在ケニア大使館	○	○	×	常時使用しているとしている。
在南アフリカ共和国大使館	○	○	△	平成18年7月実施 短距離無線通信機器の中継局である プレトリアハイサイトと、大使館との位 置関係が悪いため、時折通話状態が悪く なることが判明した。
在パプアニューギニア大使館	○	○	○	毎週月曜日に実施
計	○=16 ×=20	○=36 ×=0	○=1 △=19 ×=16	

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 使用訓練は、平成15年度から18年度（12月末）までの実施状況を対象とした。
3 「使用訓練」欄の記号については、「○」は館員用無線機の使用訓練を月1回以上実施しているものを、「△」は館員用無線機の使用訓練は実施しているが、月1回の頻度で実施していないものを、「×」は全く実施していないものを、それぞれ示している。

表 1 - (2) - ウ - ⑥

在留邦人に貸与する無線機の配備状況及び使用訓練の実施状況

(単位：在外公館)

区分 在外公館名	長距離		短距離		使用 訓練	使用訓練状況等
	配備	貸与	配備	貸与		
在中華人民共和国大使館	×		○	×		
在上海総領事館	×		○	×		
在大韓民国大使館	×		○	○	×	日本人会役員については、平成17年12月実施（大使館が主導） 日本人学校については、未実施（館員が通話状況を点検）
在香港総領事館	×		○	×		
在インドネシア大使館	×		○	○	×	—
在フィリピン大使館	×		○	○	△	平成18年8月実施 （大使館が主導）
在タイ大使館	×		×			
在カボardia大使館	○	○	○	×	△	平成18年9月実施 （大使館が主導） 大使館と設置場所が、長距離無線機を使用するには近すぎるため、通話（交信）状態が良くない（音を拾いきれない。）ことが判明した。
在ベトナム大使館	×		○	○	△	平成18年9月実施 （大使館が主導）
在マレーシア大使館	×		○	×		
在シンガポール大使館	×		×			
在インド大使館	×		○	○	×	—
在パキスタン大使館	×		○	○	×	—
在バングラーデシュ大使館	×		○	○	△	平成16年8月実施 （大使館が主導）
在ニューヨーク総領事館	×		×			
在ワシントン総領事館	×		×			
在シカゴ総領事館	×		○	×		
在メキシコ大使館	×		○	○	△	平成18年9月実施 （大使館が主導） 無線機の一部に、充電不足があることが判明した。
在ペルー大使館	×		○	○	△	平成18年1月実施 （大使館が主導） 人事異動に伴う引継ぎにおいて、無線機使用要領を徹底した。
在コロンビア大使館	×		○	○	×	常時使用していると している。

在外公館名	長距離		短距離		使用訓練	使用訓練状況等
	配備	貸与	配備	貸与		
在パナマ総領事館	×	/	○	○	△	平成18年10月実施 (大使館が主導) 日本人学校側では十分聞き取れるが、総領事館側が聞き取りにくいことが判明した。
在英国大使館	×	/	○	×	/	/
在フランス大使館	×	/	×	/	/	/
在デュッセルドルフ総領事館	×	/	×	/	/	/
在ベルギー大使館	×	/	×	/	/	/
在オランダ大使館	×	/	×	/	/	/
在イタリア大使館	×	/	○	×	/	/
在スペイン大使館	×	/	×	/	/	/
在チェコ大使館	×	/	×	/	/	/
在ロシア大使館	×	/	○	○	△	平成18年9月実施 (大使館が主導) 周波数の変更が行われておらず、以前のままであることが判明した。
在エジプト大使館	×	/	○	○	△	平成18年11月実施 (日本人学校の避難訓練時)
在イスタンブール総領事館	×	/	○	○	△	平成17年7月実施 (大使館が主導)
在イラン大使館	×	/	○	○	△	平成18年1月実施 (日本人学校の避難訓練時)
在ケニア大使館	×	/	○	○	×	常時使用しているとしている。
在南アフリカ共和国大使館	×	/	○	○	△	半年に1回実施(大使館が主導)
在パプアニューギニア大使館	○	○	○	○	○	毎週月曜日に実施 (大使館が主導) 長距離無線機は、一部修理が必要であることが判明した。
計	○=2 ×=34	○=2 ×=0	○=26 ×=10	○=18 ×=8	○=1 △=12 ×=6	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 使用訓練は、平成15年度から18年度(12月末)までの実施状況を対象とした。

3 「使用訓練」欄の記号については、「○」は邦人貸与用無線機の使用訓練を月1回以上実施しているものを、「△」は邦人貸与用無線機の使用訓練は実施しているが、月1回の頻度で実施していないものを、「×」は全く実施していないものを、それぞれ示している。

表 1 - (2) - ウ - ⑦

在留邦人に貸与する短距離無線機を貸与していない理由

区 分 在外公館名	貸与していない理由	緊急時の 貸与予定先
在中華人民共和国大使館	通常は、携帯電話で十分対応可能。保有している無線機は緊急貸出用であり、電話回線不通（通信途絶）時に配布するもの	未定
在上海総領事館	通常は、携帯電話で十分対応可能。保有している無線機は緊急貸出用であり、電話回線不通（通信途絶）時に配布するもの	日本人学校 商工クラブ
在香港総領事館	未貸与の理由不明	日本人学校 商工会議所 日本人倶楽部
在ガボリア大使館	未貸与の理由不明	未定
在マレーシア大使館	未貸与の理由不明	未定
在ソゴ総領事館	未貸与の理由不明 なお、領事は、邦人貸与用無線機が配備されていることを承知していない。	未定
在英国大使館	通常は、携帯電話で十分対応可能。保有している無線機は緊急貸出用であり、集団行動をとる際に配布するもの	日本人学校 商工会議所 日本クラブ JETRO
在イタリア大使館	未貸与の理由不明 なお、領事は、邦人貸与用無線機が配備されていることを承知していない。	未定

(注) 1 「貸与していない理由」欄は、当省の調査結果による。

2 「緊急時の貸与予定先」欄は、外務省資料による。

事例表 1 - (2) - ウ - ⑧

緊急事態の際の在外公館との連絡手段の確保に支障が生じた事例

在外公館名	在英國大使館		
緊急事態名	ロンドン同時多発爆破事件	発生年月日	平成17年7月7日
<p>平成17年7月7日（木）午前8時51分から9時47分にかけて、英国ロンドン市内の地下鉄3か所、バス1台の爆破事件（いわゆる「爆破テロ」）が発生した。爆発の起きた場所はロンドン都心部で、その多くは官庁街及びビシティ（大銀行、保険会社、株式取引所などが密集する金融の中心地）に近接していた。</p> <p>当省が調査した日本人学校では、爆破テロ発生後、在外公館、文部科学省等の関係機関や、保護者からの児童生徒の安否確認の照会等で、固定電話はパンク寸前となり、携帯電話についてもつながりにくい状況が続いた。</p> <p>後に、ロンドン市当局が災害優先として、一般の携帯電話の通話制限を行っていたことが判明したが、当省が調査した日本人学校では、連絡手段として固定電話及び携帯電話しか整備されておらず、このように電話回線が規制された場合、在英國大使館との連絡手段が確保しにくい状況となる。</p> <p>一方、在英國大使館には、当省が調査した日本人学校に貸与するためとして無線機が配備されているが、当該無線機の種類は、携帯局（電波の到達距離はおおむね3 kmから8 km）であり、在英國大使館と当該日本人学校との距離（約10km）を考えると、仮に貸与されたとしても、大使館と日本人学校間との連絡が十分確保できないものとなっている。</p> <p>これについて、在英國大使館は、当該無線機は緊急事態が発生した際に、集団行動をとる場合の局地的な連絡を想定して配備されたものであり、平時より貸与するものではないとしている。</p>			

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (2) - ウ - ⑨

非常用FM放送機の配備状況、運用基準の周知状況及び使用訓練の実施状況

(単位：在外公館)

区分 在外公館名	配備	運用 基準 周知	使用 訓練	周知及び使用訓練の状況等
在中華人民共和国大使館	○	×	×	—
在上海総領事館	×			
在大韓民国大使館	○	×	×	—
在香港総領事館	×			
在インドネシア大使館	×			
在フィリピン大使館	○	×	×	—
在タイ大使館	○	×	×	—
在カボネール大使館	○	○	×	在留邦人に配布している「緊急事態の発生に備えて」に、FM放送の周波数を掲載
在ベトナム大使館	○	○	×	在留邦人に配布している「安全の手引き」に、FM放送の周波数を掲載
在マレーシア大使館	○	×	×	—
在シンガポール大使館	○	×	×	—
在インド大使館	○	○	×	在留邦人に配布している「在留邦人安全対策マニュアル」に、FM放送の周波数を掲載
在パキスタン大使館	○	○	△	平成18年7月の使用訓練実施時に、在留邦人に周波数及び実施時間を周知同訓練の結果、局地的に不通の場所があるため、高出力機が必要なことが判明した。
在バンガレーシヤ大使館	○	○	×	在留邦人に配布している「安全の手引き」に、FM放送の周波数を掲載
在ニューヨーク総領事館	×			
在ロサンゼルス総領事館	×			
在シカゴ総領事館	×			
在メキシコ大使館	○	○	×	在留邦人に配布している「緊急事態に備えた日本人心得」に、FM放送の周波数を掲載
在ペルー大使館	○	○	×	在留邦人に配布している「安全の手引き」に、FM放送の周波数を掲載
在コロンビア大使館	○	○	×	FM放送の周波数を掲載したチラシを作成し、在留邦人に配布
在カンパチア総領事館	○	×	×	—
在英国大使館	○	×	×	—
在フランス大使館	×			
在デュッセルドルフ総領事館	×			
在ベルギー大使館	×			
在オランダ大使館	×			
在イタリア大使館	×			

区分 在外公館名	配備	運用 基準 周知	使用 訓練	周知及び使用訓練の状況等
在スペイン大使館	×			
在チェコ大使館	○	×	×	—
在ロシア大使館	○	×	×	—
在エジプト大使館	○	○	○	在留邦人に配布している「緊急事態に備えた日本人心得」に、FM放送の周波数を掲載 使用訓練は、年4回実施（直近は、平成18年9月）
在イスタンブール総領事館	×			
在イラン大使館	○	×	×	—
在ケニア大使館	○	×	×	—
在南アフリカ共和国大使館	○	○	△	在留邦人に配布している「在留邦人安全対策マニュアル」に、FM放送の周波数を掲載 使用訓練は、平成15年11月実施
在パプアニューギニア大使館	○	○	×	在留邦人に配布している「在留邦人向け安全マニュアル」に、FM放送の周波数を掲載
計	○=23 ×=13	○=11 ×=12	○=1 △=2 ×=20	

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 使用訓練は、平成15年度から18年度（12月末）までの実施状況を対象とした。
3 「使用訓練」欄の記号については、「○」は非常用FM放送機の使用訓練を定期的実施しているものを、「△」は非常用FM放送機の使用訓練は実施しているが、定期的実施していないものを、「×」は全く実施していないものを、それぞれ示している。

表 1 - (2) - ウ - ⑩

無線通信機器の調達及び保守点検の実施状況

(単位：在外公館)

区分 在外公館名	館員用無線機		在留邦人に 貸与する無線機		非 常 用 FM放送機	
	調達	保守 点検	調達	保守 点検	調達	保守 点検
在中華人民共和国大使館	日本	日本	日本	日本	日本	日本
在上海総領事館	日本	日本	日本	日本		
在大韓民国大使館	日本	日本	日本	日本	日本	日本
在香港総領事館	現地	現地	現地	現地		
在インドネシア大使館	現地	日本	現地	日本		
在フィリピン大使館	日本	日本	日本	日本	日本	日本
在タイ大使館	日本	日本			日本	日本
在カボンドリア大使館	日本	日本	日本	日本	日本	日本
在ベトナム大使館	日本	日本	日本	日本	日本	日本
在マレーシア大使館	現地	日本	現地	日本	現地	日本
在シカゴ大使館	現地	現地			現地	現地
在インド大使館	日本	日本	日本	日本	日本	日本
在パキスタン大使館	日本	日本	日本	日本	日本	日本
在バングラデシュ大使館	日本	日本	日本	日本	日本	日本
在ニューヨーク総領事館	現地	現地				
在ロサンゼルス総領事館	現地	現地				
在シカゴ総領事館	日本	現地	日本	現地		
在メキシコ大使館	現地	日本	現地	日本	現地	日本
在ペルー大使館	日本	日本	日本	日本	日本	日本
在コロンビア大使館	現地	現地	現地	現地	現地	現地
在サンパウロ総領事館	日本	日本	日本	日本	日本	日本
在英国大使館	現地	現地	現地	現地	現地	現地
在フランス大使館	現地	現地				
在デュッセルドルフ総領事館	日本	現地				
在ベルギー大使館	現地	現地				
在ハンガリー大使館	現地	現地				
在イタリア大使館	日本	現地	日本	現地		
在スペイン大使館	日本	現地				
在チェコ大使館	日本	現地			日本	現地
在ロシア大使館	日本	日本	日本	日本	日本	日本
在エジプト大使館	日本	日本	日本	日本	日本	日本
在イスタンブール総領事館	日本	日本	日本	日本		
在インド大使館	日本	日本	日本	日本	日本	日本
在ケニア大使館	日本	日本	日本	日本	日本	日本
在南アフリカ共和国大使館	現地	日本	現地	日本	現地	日本
在パプアニューギニア大使館	現地	日本	現地	日本	現地	日本
計	日本=22 現地=14	日本=22 現地=14	日本=18 現地=8	日本=21 現地=5	日本=16 現地=7	日本=19 現地=4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 網掛け部分は、北米・欧州の12在外公館を示している。

エ 緊急事態用備蓄品の管理の適正化等

勸告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>緊急事態の発生時に、旅行者等の短期渡航者が、一時的に在外公館等への避難を余儀なくされる可能性があり、そのような状況に備え、平素から、一定量の食料品や飲料水等を備蓄しておく必要がある。</p> <p>このため、外務省は、在外公館に対し、緊急マニュアルで、短期渡航者用備蓄品及び館員用備蓄品を必要に応じ配備することを求めている。</p> <p>具体的には、短期渡航者用備蓄品については、危険情報等を参考に緊急事態発生のがい然性が高い国・地域に、邦人渡航者数も参考にして配備するとともに、原則として2年ごとに当該備蓄品の更新を行うこととし、外務省（本省）が、在外公館から必要数を聴取した上で購入、送付しており、平成18年度末現在、196在外公館中141在外公館に配備されている。なお、飲料水については、輸送費節約の観点から、可能な限り現地調達することが望ましいとしている。</p> <p>館員用備蓄品については、館員（実員）数を基本としつつ、管轄する国・地域の危険性の程度を勘案し配備数を定めており、原則として2年ごとに、外務省（本省）が、在外公館から必要数を聴取した上で購入、送付しており、平成18年度末現在、事務所スペースが狭いため配備を希望していない在デュッセルドルフ総領事館を除くすべての在外公館に配備されている。</p> <p>なお、在留邦人については、その自助努力を促し、少なくとも10日分の食料、医薬品、燃料等を備蓄することを勧めるよう、在外公館に指示している。</p>	<p>表1－(2)－エ－①</p> <p>表1－(2)－エ－②、③</p> <p>表1－(2)－エ－④</p> <p>表1－(2)－エ－①（再掲）</p>
<p>(調査結果)</p> <p>今回、36在外公館における短期渡航者用備蓄品及び館員用備蓄品（備蓄期限が原則2年とされている食料品及び飲料水に限る。）の管理状況等を調査した結果、次のとおり、備蓄品の管理が適正に行われていない状況等がみられた。</p> <p>① 備蓄品の管理状況</p> <p>外務省（本省）では、備蓄品配備計画に基づき、短期渡航者用備蓄品は25在外公館に、また、館員用備蓄品は在デュッセルドルフ総領事館を除く35在外公館に、それぞれ必要な数量を配備しているとしている。</p> <p>しかし、平成18年12月末現在、当該在外公館に短期渡航者用備蓄品が配備されていることを承知していないものが25在外公館中6在外公館（24%（在フィリピン大使館、在カンボジア大使館、在チェコ大使館、在イラン大使館、在パプアニューギニア大使館及び在上海総領事館））あるほか、短期渡航者用備蓄品及び館員用備蓄品の数量や備蓄期限（原則2年）を的確に把握していないものが35在外公館中26在外公館（74%）ある。中には、食料品を9年間、飲料水を4年間備蓄するとしているもの（1在外公館（在コロンビア大使館））や、食料品や飲料水を5年間備蓄するとしているもの（2在外公館（在インドネシア大使館及び在ロシア大使館））もある。</p> <p>② 備蓄品の調達</p> <p>在デュッセルドルフ総領事館を除く35在外公館における備蓄品の現地調達の実施状況をみると、飲料水については、外務省（本省）が日本で調達したものを受領し</p>	<p>表1－(2)－エ－⑤～⑦</p> <p>表1－(2)－エ－⑧</p>

ているのは13在外公館（37％）で、22在外公館（63％）では現地調達している。しかし、現地調達していない13在外公館のうち3在外公館（在イタリア大使館、在ロシア大使館及び在シカゴ総領事館）は北米や欧州に所在する在外公館であり、現地調達を行いやすい環境にあると考えられるが、その検討が十分行われていない。

このほか、短期渡航者用備蓄品と館員用備蓄品の調達担当部局が異なりそれぞれ別々に調達しているため、飲料水について、短期渡航者用は現地調達しているが館員用は現地調達していないもの、あるいは、その逆となっているものが計6在外公館（在ベトナム大使館、在メキシコ大使館、在南アフリカ共和国大使館、在パプアニューギニア大使館、在上海総領事館及び在イスタンブール総領事館）ある。

一方、食料品については、外務省（本省）において、短期渡航者用と館員用に共通のものとして、米、もち、うどん、梅干など27種類の食料品を1人7日分としてセットにし、現地調達の可否に関する在外公館の意向を聞かずに、すべて外務省（本省）で調達し送付しており、現地調達は行われていない。

しかし、食料品について、他の備蓄品と異なり現地調達が困難とする合理的な理由は乏しいと考えられる。

- ③ 外務省（本省）は、備蓄品の内容や配備する在外公館等について、在外公館の希望を聴取しつつ、2年に一度見直しているが、在外公館における備蓄品の保管、管理の実態については十分把握していない。

また、飲料水の調達について、外務省（本省）は、2年に一度実施している在外公館に対する備蓄品の希望調査において、現地調達の可否を検討し報告するよう求めているが、外務省（本省）においては報告内容についての審査は行われていない。

（所見）

したがって、外務省は、備蓄品の管理の適正化等を推進するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 備蓄品を更新する際に、在外公館から備蓄品の保管・調達状況の報告を求め、備蓄品の管理の適正化、現地調達の推進等について、必要な指示を行うこと。また、食料品については、現地調達の可否について在外公館から報告を求めること等により現地調達を推進すること。
- ② 在外公館に対し、備蓄品の数量や備蓄期限の適切な管理を徹底するとともに、飲料水については、関係部局が一体となって現地調達の可否を検討し、現地調達を推進するよう指示を徹底すること。

緊急用備蓄品の配備に関する訓令

○邦人保護事務の手引き（平成17年10月 外務省海外邦人安全課作成）（抜粋）

Ⅱ. 緊急事態における邦人保護
緊急事態対処マニュアル（雛形）

- 1 緊急事態における邦人保護の原則は、「早め早めの対応」「大きく構えて小さく収める」である。右原則に則り具体的事案に対処するため、「緊急事態における邦人保護」（緊急事態対処マニュアル（雛形））を以下のとおり策定する。
- 2 在外公館においては、以下を指針として国及び地域の特殊事情を加味した「緊急事態対処マニュアル」を作成ありたい。（略）

1 平時より講じておくべき措置

(3) 在外公館として講じておくべき措置

- (イ) 通信手段の確保（略）
- (ロ) 治安情報の収集・活用（略）
- (ハ) 「緊急事態対処マニュアル」の作成（略）
- (ニ) 政府関係機関、友好国との協力体制の確立（略）
- (ホ) 緊急事態用備蓄品の配備

短期渡航者（旅行者等）用備蓄品（領安主管）及び館員用備蓄品（在公主管）を必要に応じ配備する。備蓄品の内容や稟請の方法については、本省より関係公館に対し、毎年一回訓令を発出するので（毎年、対象公館は異なる）、同訓令の要領にしたがって必要に応じ稟請する。

在留邦人については自助努力を促し、少なくとも10日分の食料、医薬品、燃料等の備蓄をすすめる。緊急事態発生の蓋然性が高まった場合、備蓄実施状況につき再チェックを促す。

(注) 下線は、当省が付した。

短期渡航者用備蓄品の配備を指示した訓令

○平成18年度邦人短期渡航者用緊急備蓄品の購送（希望調査）（平成18年4月26日付け領安第51515号）（抜粋）

1. 邦人短期渡航者用緊急備蓄は、戦乱、政変、暴動及び大規模災害等の緊急事態が発生した際、旅行や短期出張等で滞在中の邦人（在留邦人（3か月以上の長期滞在者）は除く）が、一時的に在外公館等での籠城を余儀なくされるような事態に備え、食料品、飲料水等の緊急備蓄品を配備することを目的に、平成5年度より予算化されたものである。本備蓄品は、これまで危険情報等を参考に緊急事態発生の高蓋然性が高い国・地域に対し、邦人渡航者数も参考にして配備してきたところである。

また、備蓄品の更新は、備蓄品の有効期限年数等を勘案し、継続して配備が必要と認められる場合には原則2年毎に行ってきた。

2. 近年の厳しい予算上の制約を受けて、平成18年度においては、本件備蓄品購入予算が前年度比46%減と大幅に減額されたし、その結果、18年度に送付する備蓄品の内容については、食料品セット、保存水、非常用品セット（固形燃料、飲料水運搬袋、非常用ローソク等）の3点のみに絞り込むとともに、医薬品（家庭用救急薬品セット）、ラジオ付き携帯ライト、浄水器、寝袋（マット付き）の購送は取り止める等予算の有効利用を図ることとした。また、食料品セットについて、これまで1人10日分を基本に購送していたところ、本年度については、在公主管で購送している館員用備蓄品の基準に合わせ1人7日分に削減して購送することとした。

3. また、本年度の緊急備蓄品の配備先公館については本電宛先の68公館を対象とし、それぞれの公館につき、予算の有効利用の観点から、一部の公館においては、現在までの邦人渡航者数及び脅威度等を総合的に見直した結果、30人用から20人用に変更あるいは、20人用から10人用に変更した他、ガザ駐在官事務所においては、実員が駐在していないことから、本件備蓄品購送対象から除外することとしたので了承ありたい。

(1) 10人用配備公館(29公館)

ミクロネシア大（以下略）

(2) 20人用配備公館(15公館)

ラオス大（以下略）

(3) 30人用配備公館(24公館)

インドネシア大（以下略）

4. ついては、本備蓄品の購送を希望する公館は以下の点につき5月22日までに回電ありたい。

(1) 保存水調達の可否

保存水については、輸送費節約の観点から、可能な限り貴地にて長期（2年程度）保存が可能なものを購入することが望ましいところ、貴地調達の可否を回答の上、調達可能な場合には、単価、数量を記載して所要経費（1人1日3リットル×10人分×7日分）を併せてりん請ありたい。

（注：20人用公館、30人用公館については、それぞれ20人分、30人分の所要経費をりん請ありたい。）

(2) 非常用品セット（固形燃料、飲料水運搬袋、非常用ローソク等）の要否
前回平成16年度に送付した上記物品に損傷等がなければ、特に更新する必要はないと思料するところ、特に配備・更新を希望する公館はその旨りん請ありたい。
(なお、各公館とも保管には十分注意していると思料するところ、これら物品を常時使用可能な状態に維持するよう日頃から点検等励行ありたい。)

(3) 購送等に関する要望事項

輸送費節約のため、基本的に船便で購送する予定のところ、貴地通関事情等による、受領時のトラブルが発生する場合も予想されるため、購送及び梱包に際して、封蝋処理・薫蒸証明等要望事項あれば併せて報告ありたい。

なお、上記通関事情等の他、船便による購送に支障があり、その他の航空貨物等で購送する必要がある場合は、理由を付してりん請ありたい。

5. なお、貴地在留邦人用備蓄品については、従来同様、自助努力が原則であるところ、貴館より在留邦人及び日系企業等に対し、平素より緊急事態に備えた7～10日分程度の備蓄につき要すれば備蓄品目の具体例を参考までに呈示しつつ適宜奨励ありたい。

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 - (2) - エ - ③

短期渡航者用備蓄品の仕様書（保存食料品、非常用品、保存用飲料水）

①保存食料品セット

1セット（1人7日分）の内訳

No.	品名	数量	備考
1	アルファ米（100g）5種（白米）	2	内容は若干異なるものでも可
2	（五目ご飯）	2	
3	（山菜おこわ）	2	
4	（わかめご飯）	2	
5	（きのこご飯）	2	
6	野菜リゾット（53.2g）	2	相当品
7	乾パン（110g）	2	
8	どこでもビスケット（70g）	2	
9	きなこ餅（餅8g×10個、きな粉7g×2個）	2	
10	素焼きせんべい（150g）	2	
11	レトルト ビーフカレー（200g）	2	
12	缶詰 8種（パン）（95g）	2	内容は若干異なるものでも可
13	（牛肉大和煮）（160g）	1	
14	（ウインナー）（105g）	1	
15	（さば味噌煮）（190g）	1	
16	（さんま味付け）（140g）	1	
17	（コンビーフ）（100g）	1	
18	（まぐろ油漬）（80g）	1	
19	（みかん&パイ）（190g）	1	相当品
20	バランスキープ（32g×3本）	1	
21	野菜ミックス（2回分）（50g）	1	
22	ポテトサラダ（30g）	1	
23	保存食チョコレート（43g）	1	
24	保存用うどん（2回分）（120g：麺90g）	1	
25	梅干（80g）	1	
26	ドロップ（140g）	1	
27	袋留め具（しめらんぼうL相当）	1	

②非常用品セット

1セットの内訳

No.	品名	数量	備考
1	簡易コンロ	5個	東洋工業(株)・パワーコンロ相当品
2	アルミ製鍋	1個	容量約1ℓ
3	コンパクトワークセット	2個	(株)光・圧縮処理製品相当
4	非常用ローソク	2個	東洋工業(株)製品相当
5	飲料水運搬袋	1個	(株)総合サービス社製品相当
6	ごみ袋	1個	45ℓ10枚入り

③保存用飲料水

参考銘柄：スーパー保存水1.5L

(注) 外務省の資料による。

館員用備蓄品の配備を指示した訓令

○在外経理（在外公館館員用緊急備蓄品）（平成19年3月8日付け在在27816号）（抜粋）

客年往電在在90019号に関し、

1. 平成16年度に貴館へ配備した（新設公館のスロベニア大、3年毎の配備を希望している公館を除く。）館員用緊急備蓄品を更新することとし、新規備蓄品を至近の船便にて送付するので引き取り方手配ありたい。

なお、同備蓄品の数量については、貴地事情等を勘案し、若干の調整を行った公館もあるところ、了承ありたい。

また、現在保管している食料品等保存期間を経過しているものについては、今次送付分を受領後に破棄されたい。

2. 本備蓄品の保管にあたっては、以下に留意の上、適正に管理されたい。

（1）食料品及び飲料水は、冷暗所等の温度の低い場所で保管する。

（2）寝袋は、長期間保管した場合の防カビ等のため、定期的に日干しする。

（3）保管状態及び場所を定期的に確認し、異常が発見された場合には本省に遅延なく報告する。

（4）使用後は本省にりん請の上、不足分を補充する。

3. (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 - (2) - エ - ⑤

緊急事態用備蓄品の管理状況（総括表）

区 分		在外公館数・在外公館名	
短期渡航者用の備蓄品が配備されていることを承知していないもの		[6 在外公館] 在上海、在フィリピン、在カンボジア、在チェコ、在イラン、在パプアニューギニア	
		食料品	(6)
		飲料水	(5)
備蓄品の数量や備蓄期限（原則 2 年）を的確に把握していないもの		[26 在外公館] 在上海、在大韓民国、在インドネシア、在フィリピン、在タイ、在カンボジア、在ベトナム、在マレーシア、在シンガポール、在インド、在バングラデシュ、在ニューヨーク、在ロサンゼルス、在メキシコ、在コロンビア、在サンパウロ、在英国、在フランス、在ベルギー、在イタリア、在ロシア、在エジプト、在イスタンブール、在イラン、在ケニア、在パプアニューギニア	
備蓄品の数量を的確に把握していないもの		[20 在外公館] 在インドネシア、在フィリピン、在タイ、在カンボジア、在ベトナム、在マレーシア、在インド、在ニューヨーク、在ロサンゼルス、在メキシコ、在コロンビア、在サンパウロ、在フランス、在ベルギー、在イタリア、在ロシア、在エジプト、在イスタンブール、在イラン、在パプアニューギニア	
短期渡航者用の備蓄品	食料品	(5)	
	飲料水	(5)	
館員用の備蓄品	食料品	(19)	
	飲料水	(19)	
備蓄品の備蓄期限を的確に把握していないもの		[22 在外公館] 在上海、在大韓民国、在インドネシア、在フィリピン、在タイ、在カンボジア、在ベトナム、在マレーシア、在シンガポール、在インド、在バングラデシュ、在ロサンゼルス、在メキシコ、在コロンビア、在サンパウロ、在英国、在フランス、在ベルギー、在ロシア、在イスタンブール、在イラン、在ケニア	
短期渡航者用の備蓄品	食料品	(6)	
	飲料水	(9)	
館員用の備蓄品	食料品	(17)	
	飲料水	(21)	

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 () 内の数値は、内数である。
 3 詳細は、表 1 - (2) - エ - ⑥及び⑦参照

表 1 - (2) - エ - ⑥

短期渡航者用備蓄品の管理状況 (個表)

(単位: 在外公館)

区分 在外公館名	食料品				飲料水			
	本省の 送付数	公館の 備蓄数	備蓄期限 の状況		本省の 送付数	公館の 備蓄数	備蓄期限 の状況	
在中華人民共和国大使館	30	30	○	2年	30	30	○	2年
在上海総領事館	30	●	/	/	30	●	/	/
在大韓民国大使館	80	100	×	3年	80	100	×	3年
在香港総領事館	30	30	○	2年	30	30	○	2年
在インドネシア大使館	30	▲	×	5年	30	▲	×	3年
在フィリピン大使館	30	●	/	/	30	●	/	/
在タイ大使館	30	30	○	2年	30	30	×	不明
在カボネビア大使館	30	●	/	/	30	30	×	不明
在ベトナム大使館	30	30	○	2年	30	30	○	2年
在マレーシア大使館	30	▲	×	不明	30	▲	×	不明
在シカゴ大使館	/	/	/	/	/	/	/	/
在インド大使館	30	30	○	2年	30	30	○	2年
在パキスタン大使館	20	20	○	2年	20	20	○	2年
在バンガレーシュ大使館	20	20	○	2年	20	20	○	2年
在ニューヨーク総領事館	/	/	/	/	/	/	/	/
在ロサンゼルス総領事館	/	/	/	/	/	/	/	/
在シカゴ総領事館	/	/	/	/	/	/	/	/
在メキシコ大使館	30	52	○	2年	30	52	×	1年
在ペルー大使館	30	30	○	2年	30	30	○	2年
在コロンビア大使館	10	▲	×	9年	10	▲	×	4年
在ザンビア総領事館	30	30	×	不明	30	30	×	不明
在英国大使館	/	/	/	/	/	/	/	/
在フランス大使館	/	/	/	/	/	/	/	/
在デュッセルドルフ総領事館	/	/	/	/	/	/	/	/
在ベルギー大使館	/	/	/	/	/	/	/	/
在ハンガリー大使館	/	/	/	/	/	/	/	/
在イタリア大使館	/	/	/	/	/	/	/	/
在スペイン大使館	/	/	/	/	/	/	/	/
在チェコ大使館	20	●	/	/	20	●	/	/
在ロシア大使館	20	▲	×	不明	20	▲	×	5年
在エジプト大使館	30	▲	○	2年	30	▲	○	2年
在イスタンブール総領事館	20	20	○	2年	20	20	○	2年
在インド大使館	20	●	/	/	20	●	/	/
在ケニア大使館	20	20	○	2年	20	20	○	2年
在南アフリカ共和国大使館	30	30	○	2年	30	30	○	2年
在パプアニューギニア大使館	20	●	/	/	20	●	/	/
計		● = 6 ▲ = 5	○ = 13 × = 6			● = 5 ▲ = 5	○ = 11 × = 9	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「公館の備蓄数」欄の記号については、「●」は配備されていることを承知していないと回答したものを、「▲」は備蓄品の数量を的確に把握していないものを、それぞれ示している。

3 「備蓄期限の状況」欄の「×」は、備蓄期限(原則2年)を遵守していないものを示している。

表 1 - (2) - エ - ⑦

館員用備蓄品の管理状況（個表）

（単位：在外公館）

区分 在外公館名	食料品				飲料水			
	本省の 送付数	公館の 備蓄数	備蓄期限 の状況		本省の 送付数	公館の 備蓄数	備蓄期限 の状況	
在中華人民共和国大使館	92	85	○	2年	92	85	○	2年
在上海総領事館	28	28	○	2年	28	28	×	3年
在大韓民国大使館	59	60	○	2年	59	60	○	2年
在香港総領事館	26	26	○	2年	26	26	○	2年
在インドネシア大使館	60	▲	×	5年	60	▲	×	3年
在フィリピン大使館	48	▲	×	不明	48	▲	×	不明
在タイ大使館	66	▲	○	2年	66	▲	×	不明
在カンボジア大使館	23	▲	×	不明	23	▲	×	不明
在ベトナム大使館	32	▲	×	不明	32	▲	×	不明
在マレーシア大使館	29	▲	×	不明	29	▲	×	不明
在シンガポール大使館	24	24	×	3年	24	24	×	不明
在インド大使館	35	▲	×	不明	35	▲	×	不明
在パキスタン大使館	28	28	○	2年	28	28	○	2年
在バングラーデシュ大使館	22	22	×	1年	22	22	×	不明
在ニューヨーク総領事館	40	▲	○	2年	40	▲	○	2年
在ロサンゼルス総領事館	18	▲	×	不明	18	▲	×	不明
在ジャコバ総領事館	13	12	○	2年	13	12	○	2年
在メキシコ大使館	27	▲	○	2年	27	▲	×	1年
在ペルー大使館	21	20	○	2年	21	20	○	2年
在コロンビア大使館	13	▲	×	9年	13	▲	×	4年
在カンパチア総領事館	19	▲	×	不明	19	▲	×	不明
在英国大使館	79	96	○	2年	79	96	×	不明
在フランス大使館	48	▲	×	不明	48	▲	×	不明
在デュッセルドルフ総領事館								
在ベルギー大使館	18	▲	×	不明	18	▲	×	不明
在オランダ大使館	21	21	○	2年	21	21	○	2年
在イタリア大使館	33	▲	○	2年	33	▲	○	2年
在スペイン大使館	30	29	○	2年	30	29	○	2年
在チェコ大使館	12	12	○	2年	12	12	○	2年
在ロシア大使館	101	▲	×	不明	101	▲	×	5年
在エジプト大使館	30	27	○	2年	30	27	○	2年
在イスタンブール総領事館	9	▲	×	不明	9	▲	×	不明
在イラン大使館	26	▲	×	不明	26	▲	×	不明
在ケニア大使館	21	21	×	1年	21	21	×	1年
在南アフリカ共和国大使館	22	20	○	2年	22	20	○	2年
在パプアニューギニア大使館	12	▲	○	2年	12	▲	○	2年
計		▲=19	○=18 ×=17			▲=19	○=14 ×=21	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「公館の備蓄数」欄の「▲」は、備蓄品の数量を的確に把握していないものを示している。

3 「備蓄期限の状況」欄の「×」は、備蓄期限（原則2年）を遵守していないものを示している。

表 1 - (2) - エ - ⑧

緊急事態用備蓄品（食料品及び飲料水）の現地調達の実施状況

(総括表)

区 分		在外公館数
食料品	短期渡航者用、館員用ともに現地調達しているもの	0(0)
	短期渡航者用、館員用のいずれかを現地調達しているもの	0(0)
	短期渡航者用、館員用とも日本で調達しているもの	35(10)
飲料水	短期渡航者用、館員用ともに現地調達しているもの	16(8)
	短期渡航者用、館員用のいずれかを現地調達しているもの	6(0)
	短期渡航者用、館員用とも日本で調達しているもの	13(2)

(個表)

在外公館名	食料品		飲料水	
	渡航者用	館員用	渡航者用	館員用
在中華人民共和国大使館	×	×	○	○
在上海総領事館	×	×	○	×
在大韓民国大使館	×	×	×	×
在香港総領事館	×	×	○	○
在インドネシア大使館	×	×	×	×
在フィリピン大使館	×	×	×	×
在タイ大使館	×	×	○	○
在ガボニア大使館	×	×	○	○
在ベトナム大使館	×	×	○	×
在マレーシア大使館	×	×	○	○
在シンガポール大使館		×		○
在インド大使館	×	×	×	×
在パキスタン大使館	×	×	×	×
在バングラデシュ大使館	×	×	×	×
在ニューヨーク総領事館		×		○
在ロサンゼルス総領事館		×		○
在ジャコバ総領事館		×		×
在メキシコ大使館	×	×	○	×
在ペルー大使館	×	×	○	○
在コロンビア大使館	×	×	×	×
在カンパチア総領事館	×	×	×	×
在英国大使館		×		○
在フランス大使館		×		○
在デュッセルドルフ総領事館				
在ベルギー大使館		×		○
在オランダ大使館		×		○
在イタリア大使館		×		×
在スペイン大使館		×		○
在チェコ大使館	×	×	○	○
在ロシア大使館	×	×	×	×

在外公館名	食料品		飲料水	
	渡航者用	館員用	渡航者用	館員用
在エジプト大使館	×	×	×	×
在イスタンブール総領事館	×	×	×	○
在イラン大使館	×	×	×	×
在ケニア大使館	×	×	○	○
在南アフリカ共和国大使館	×	×	○	×
在パプアニューギニア大使館	×	×	○	×
計	○=0 ×=25	○=0 ×=35	○=13 ×=12	○=17 ×=18

(注) 1 当省の調査結果による。

2 総括表の在外公館数欄の()は、館員用の備蓄品のみ配備している10在外公館の内訳で内数である。

3 個表の記号については、「○」は緊急事態用備蓄品(食料品及び飲料水)を現地調達しているものを、「×」は現地調達していないものを示している。

4 網掛け部分は、北米・欧州の11在外公館を示している。

(3) 緊急事態に対応したマニュアルの整備等

勸告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>緊急事態の発生時又は発生の可能性が高まった時に、在外公館は、在外邦人の安全を確保するために必要な措置を迅速かつ的確に行うことが必要である。</p> <p>このため、外務省は、在外公館に対し、緊急マニュアルを指針として管轄する国・地域の特長事情を加味した、館員向け「緊急事態対処マニュアル」及び在留邦人向け「安全の手引き」を作成するよう指示している。</p> <p>「緊急事態対処マニュアル」は、原則として、平時より講じておくべき措置及び緊急事態の発生時（あるいは、発生する可能性が高まった時）の措置の二部構成とし、2年に一度改定し、本省にも送付することとしている。また、緊急事態の発生時は、領事事務（在外邦人の保護・援護事務等）の担当者のみで対応することは不可能であり、全館体制で臨むこととなるとし、このような場合に、迅速に初動体制に入れるよう、平素から同マニュアルに基づき、必ずシミュレーションを行うことが重要であるとしている。</p> <p>「安全の手引き」は、在留邦人が行う平素からの安全対策と緊急事態の発生時への対応について、日本人会等と共同で作成することが望ましく、改定は少なくとも2年に一度をめどとし、「安全の手引き」作成にあたってのガイドライン」を参照すること、また、作成した「安全の手引き」は、日本人会等を通じて在留邦人に配布するとともに、外務省の海外安全ホームページに掲載し、海外赴任予定者や出張者、留学予定者等の手引きとして活用されるようにしている。</p> <p>なお、外務省は、「緊急事態対処マニュアル」及び「安全の手引き」の作成状況や緊急事態の発生時を想定したシミュレーションの実施状況等について、全在外公館を対象に2年に一度実施する「緊急事態に備えての在外公館体制調査」で把握することとしている。</p>	<p>表1-(3)-①、②</p> <p>表1-(3)-③</p>
<p>(調査結果)</p> <p>今回、36在外公館における「緊急事態対処マニュアル」と「安全の手引き」の作成及び改定の状況等を調査した結果、次のとおり、「緊急事態対処マニュアル」が作成されていないものや、作成されていてもそれに基づく訓練が行われていないもの等、緊急事態の発生時等への備えが十分行われていない状況がみられた。</p> <p>① 「緊急事態対処マニュアル」は、平成18年12月末現在、35在外公館（97%）で外務省（本省）の指示通りに作成されているが、1在外公館（3%（在南アフリカ共和国大使館））では作成されていない。その理由について、在南アフリカ共和国大使館は、在留邦人に配布している「在留邦人安全対策マニュアル」の一部を館員向けのマニュアルとして使用しているためとしているが、当該マニュアルには、在外公館が平時より講じておくべき措置が盛り込まれていないなど、「緊急事態対処マニュアル」としては十分な内容となっていない。また、2年に一度行うこととされている改定状況を見ると、35在外公館中7在外公館（20%（在マレーシア大使館、在インド大使館、在パキスタン大使館、在バングラデシュ大使館、在ペルー大使館、在イラン大使館及び在香港総領事館））の「緊急事態対処マニュアル」は作成後2年か</p>	<p>表1-(3)-④ 事例表1-(3)-⑤、⑥</p>

<p>ら長いもので約4年経過しているが、その間一度も改定されていない。一方、これら7在外公館の中には、当該マニュアル作成後、旅客船と貨物船の衝突事故や大規模地震、同時多発爆弾事件等が発生し、在外邦人の安全確保に関する貴重な経験を有しているにもかかわらず、これらの経験がマニュアルに反映されていないものがある（在ペルー大使館及び在イラン大使館を除く5在外公館）。</p>	
<p>② 「緊急事態対処マニュアル」を作成している35在外公館について、平成15年度から18年度（同年12月末）までにおける緊急事態の発生時に備えた訓練（以下「緊急事態対処訓練」という。）の実施状況をみると、22在外公館（63%）では実施されているが、13在外公館（37%）では調査対象とした期間（3年9か月）に一度も実施されていない。また、緊急事態対処訓練の内容をみると、11在外公館では「緊急事態対処マニュアル」に基づき緊急事態対策本部を立ち上げてシミュレーションが行われているが、残り11在外公館では、同対策本部を立ち上げず、警備訓練や退避訓練など一部の訓練にとどまっている。なお、シミュレーションが行われている11在外公館のうち、半年又は1年に一度定期的に行われているのは6在外公館（在大韓民国大使館、在英国大使館、在フランス大使館、在ケニア大使館、在ニューヨーク総領事館及び在ロサンゼルス総領事館）である。</p>	<p>表1-(3)-⑦</p>
<p>③ 「安全の手引き」は、平成18年12月末現在、30在外公館（83%）では外務省（本省）の指示通りに作成されているが、6在外公館（17%（在マレーシア大使館、在シンガポール大使館、在メキシコ大使館、在コロンビア大使館、在イラン大使館及び在ニューヨーク総領事館））の「安全の手引き」は作成後2年以上改定されていない。これら6在外公館の中には、「安全の手引き」作成にあたってのガイドラインが求めている「防犯の手引き」が盛り込まれていないのが2在外公館（在メキシコ大使館及び在コロンビア大使館）あり、治安情勢に関するデータが最新のものとなっていないのが4在外公館（在マレーシア大使館、在シンガポール大使館、在イラン大使館及び在ニューヨーク総領事館）ある。</p>	<p>表1-(3)-④ (再掲) 事例表1-(3)-⑧ 表1-(2)-イ -②(再掲)</p>
<p>④ 外務省（本省）は、平成17年10月1日現在で「緊急事態に備えての在外公館体制調査」を実施しているが、1年以上を経過した18年12月末現在においても、その回収率は95%（196在外公館中186在外公館）にとどまっている。また、当該調査項目には、緊急事態の発生時に備えた無線網の整備状況や緊急事態用備蓄品の備蓄状況は盛り込まれていない。</p>	<p>表1-(3)-⑨</p>
<p>(所見)</p> <p>したがって、外務省は、緊急事態の発生時等に、在外公館が在外邦人の安全を確保するために必要な措置を迅速かつ的確に行うことができるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 「緊急事態対処マニュアル」と「安全の手引き」の作成状況及び緊急事態対処訓練の実施状況を速やかに把握し、在外公館に対し、当該マニュアル等の適切な作成及び緊急事態対処訓練の励行について指示を徹底すること。</p> <p>② 「緊急事態に備えての在外公館体制調査」について、調査項目を拡充するとともに、当該調査を活用して在外公館における緊急事態の発生時への対応体制を定期的に点検すること。</p>	

表 1 - (3) - ①

館員向け「緊急事態対処マニュアル」の作成に関する訓令

○邦人保護事務の手引き（平成17年10月 外務省海外邦人安全課作成）（抜粋）

Ⅱ. 緊急事態における邦人保護
緊急事態対処マニュアル（雛形）

- 1 緊急事態における邦人保護の原則は、「早め早めの対応」「大きく構えて小さく収める」である。右原則に則り具体的事案に対処するため、「緊急事態における邦人保護」（緊急事態対処マニュアル（雛形））を以下のとおり策定する。
- 2 在外公館においては、以下を指針として国及び地域の特殊事情を加味した「緊急事態対処マニュアル」を作成ありたい。（略）

1 平時より講じておくべき措置

(3) 在外公館として講じておくべき措置

- (イ) 通信手段の確保（略）
- (ロ) 治安情報の収集・活用（略）
- (ハ) 「緊急事態対処マニュアル」の作成

「緊急事態対処マニュアル」は、原則として、平時より講じておくべき措置、緊急事態が発生した際（或いは発生の可能性が高まった際）の措置の二部構成（本項の構成と同じ）とする。本項 1 及び 2 は全ての公館が参照し、本項 3 については国外退避が想定される在外公館が参照し、そのまま各館における「緊急事態対処マニュアル」の雛形としても利用できるように作成してある。「緊急事態対処マニュアル」の改訂は、2年に一度行い、一部を本省に送付する。

なお、マニュアルは幅広く活用できるものとし、現地事情に応じて自然災害、大規模事故等にも対応できるようにする。

緊急事態が発生した際は、領事担当官のみで対応することは不可能であり、全館体制で臨むこととなる。このような場合、迅速に初動体制に入れるよう、平素から同マニュアルに基づき、必ずシミュレーションを行うことが重要である。

- (ニ) 政府関係機関、友好国との協力体制の確立（略）
- (ホ) 緊急事態用備蓄品の配備（略）

(注) 下線は、本省が付した。

在留邦人向け「安全の手引き」の作成に関する訓令

○邦人保護事務の手引き（平成17年10月 外務省海外邦人安全課作成）（抜粋）

Ⅱ. 緊急事態における邦人保護
緊急事態対処マニュアル（雛形）

- 1 緊急事態における邦人保護の原則は、「早め早めの対応」「大きく構えて小さく収める」である。右原則に則り具体的事案に対処するため、「緊急事態における邦人保護」（緊急事態対処マニュアル（雛形））を以下のとおり策定する。
- 2 在外公館においては、以下を指針として国及び地域の特殊事情を加味した「緊急事態対処マニュアル」を作成ありたい。（略）

1 平時より講じておくべき措置

(2) 在留邦人向けの措置

- (イ) 在留届（変更届）の提出（旅券法第16条）促進（略）
- (ロ) 大使館（総領事館）からの「お知らせ」の発出（略）
- (ハ) 安全対策連絡協議会を通じた情報提供、意見交換（略）
- (ニ) 「安全の手引き」作成

在留邦人に対し、平素からの安全対策及び緊急事態への対応を記した「安全の手引き」を作成する。（従来「安全対策マニュアル」と称していたもの。在外公館が管内用に作成する「緊急事態対処マニュアル」との混同を避けるため、今後は「安全の手引き」と称する）。原則として、全ての在外公館において作成するも、日本人会等と共同で作成することが望ましい。改訂は少なくとも2年に一度を目処とする。

作成した「安全の手引き」は、日本人会等を通じて在留邦人に配布する（全在留邦人に配布することが困難な場合も、来館する在留邦人に対して配布できるよう、必要部数を常備する）。「安全の手引き」は本邦においても「海外安全相談センター」に常備されるとともに、海外安全ホームページに掲載され、海外赴任予定者や出張者、留学予定者等の手引きとして活用される。

【参照】

「安全の手引き」作成にあたってのガイドライン

- (ホ) 緊急連絡網の整備（略）

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 - (3) - ③

「緊急事態に備えての在外公館体制調査」の実施に関する訓令

○緊急事態に備えての在外公館体制調査（平成17年10月12付け領安第127196号）（抜粋）

1. 本件調査は、海外における緊急事態に備えた在外公館体制の実態を把握し、実際に緊急事態が発生した際の初動措置を講じる際に活用することを目的として、2年に1度実施してきているものである。また、平成15年度からは、米国同時多発テロ事件等、それまでの想像の域を遙かに超える緊急事態に対する在外公館体制の把握が不十分であったとの反省から、調査対象を全公館（代表部、出張駐在官事務所を除く）に拡大した経緯がある。
2. ついては、本年10月1日現在の貴館体制について別添「調査表」に記入し、関連資料を添付の上、11月30日までに回答ありたい（兼轄国を有する公館については、同兼轄国分についても回答ありたい）。
3. また、本件調査は、緊急事態に対処するためのチェック・リスト的な性格も有しているところ、調査表に記載の「留意事項」を参考に、貴館体制を再点検ありたい。
4. さらに、今後の参考とするため、本件調査項目についてコメントがある場合は随時回電ありたい。

※調査表の構成

- I. 在留邦人数及び短期渡航者数
 1. 在留邦人
 2. 短期渡航者
- II. 緊急事態対処マニュアル
 1. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル作成状況
 - (1) 作成状況
 - (2) 配布状況
 2. 貴館の館内用緊急事態対処マニュアル作成状況
 3. 緊急事態を想定した館内シミュレーションの実施状況
- III. 緊急時における在留邦人及び短期渡航者への連絡体制
 1. 在留邦人との連絡体制
 - (1) 在留邦人を対象とした電話緊急連絡網
 - (2) 電話緊急連絡網から漏れる邦人への連絡体制

2. 短期渡航者に対する連絡体制

- (1) 主要ホテルに対する短期渡航者への情報提供依頼
- (2) 邦人団体旅行を扱う旅行代理店やツアー・オペレーターに対する短期渡航者への情報提供依頼
- (3) 航空会社代理店や空港に対する短期渡航者への情報提供依頼

3. その他の通信手段

- (1) FM放送機
- (2) NHK国際放送等の受信状況
 - (イ) NHK国際放送
 - (ロ) ラジオ・ジャパン

IV. 緊急事態の際の避難に備えた準備

1. 避難場所の指定状況

V. 退避手段の検討状況（退避想定国のみ対象）

1. 通常利用可能な国外等への退避手段に関する情報

- (1) 空路
- (2) 水路
- (3) 陸路

2. 国外退避手段の検討

- (1) 独自の国外退避手段の検討
 - (イ) 空路（チャーター機）
 - (ロ) 水路（チャーター船）
 - (ハ) 陸路（チャーター・バス）
- (2) 国外退避のための一時集合場所の指定状況と空港等への移動手段
 - (イ) 一時集合場所の指定
 - (ロ) 一時集合場所（市内）から国際空港等への移動手段

3. 責任国関係機関等との協力・連絡体制

- (1) 責任国関係機関との協力・連絡体制
- (2) 貴地における他国在外公館との協力体制

(注) 外務省資料に基づき、当省が作成した。

表 1 - (3) - ④

在外公館における「緊急事態対処マニュアル」及び「安全の手引き」の整備状況

(単位：在外公館)

在外公館名	緊急事態対処マニュアル		安全の手引き	
	作成の有無	作成年月	作成の有無	作成年月
在中華人民共和国大使館	○	H18. 5	○	H17. 9
在上海総領事館	○	H18. 9	○	H17. 1
在大韓民国大使館	○	H18. 9	○	H18. 6
在香港総領事館	△	H16. 11	○	H18. 11
在インドネシア大使館	○	H18. 11	○	H18. 4
在フィリピン大使館	○	H17. 12	○	H17. 3
在タイ大使館	○	H18. 1	○	H18. 3
在カボヅア大使館	○	H18. 12	○	H18. 11
在ベトナム大使館	○	H18. 7	○	H18. 11
在マレーシア大使館	△	H16. 6	△	H14. 12
在シカゴ総領事館	○	H17. 5	△	H16. 12
在インド大使館	△	H15. 1	○	H18. 11
在パキスタン大使館	△	H15. 9	○	H18. 11
在バンコク総領事館	△	H16. 5	○	H18. 11
在ニューヨーク総領事館	○	H18. 6	△	H16. 11
在ワシントン総領事館	○	H18. 5	○	H18. 11
在シカゴ総領事館	○	H18. 7	○	H18. 11
在メキシコ大使館	○	H17. 9	△	H16. 6
在ベルギー大使館	△	H16. 11	○	H18. 10
在ロシア大使館	○	H18. 6	△	H15. 12
在カンパウラ総領事館	○	H18. 10	○	H17. 8
在英国大使館	○	H18. 7	○	H18. 12
在フランス大使館	○	H18. 8	○	H17. 2
在デュッセルドルフ総領事館	○	H18. 9	○	H18. 11
在ベルギー大使館	○	H18. 11	○	H18. 11
在オランダ大使館	○	H17. 12	○	H18. 11
在イタリア大使館	○	H17. 12	○	H18. 12
在スペイン大使館	○	H18. 11	○	H17. 7
在チェコ大使館	○	H18. 7	○	H18. 11
在ロシア大使館	○	H18. 7	○	H17. 3
在エジプト大使館	○	H18. 7	○	H18. 10
在イスタンブール総領事館	○	H18. 7	○	H17. 12
在イラン大使館	△	H14. 11	△	H16. 11
在ケニア大使館	○	H17. 8	○	H18. 7
在南アフリカ共和国大使館	×	—	○	H18. 11
在パプアニューギニア大使館	○	H18. 4	○	H18. 11
計	○=28 △= 7 ×= 1		○=30 △= 6 ×= 0	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、平成18年12月末現在で整理したものである。

3 「作成の有無」欄の記号については、「○」は緊急事態対処マニュアル等を2年に一度改定を行っているものを、「△」は改定までの期間が2年を超えているものを、「×」は緊急事態対処マニュアル等を未作成のものを、それぞれ示している。

事例表 1 - (3) - ⑤

館員向け「緊急事態対処マニュアル」を作成していない事例

在外公館名	在南アフリカ共和国大使館
<p>「在留邦人安全対策マニュアル」（在留邦人向けの「安全の手引き）」の中の「在留邦人用緊急事態対処マニュアル」を館員向けのマニュアルとして使用しているとして、館員用マニュアルは未作成である。しかし、当該マニュアルは、在外公館が平時より講じておくべき措置が盛り込まれていないなど、十分な内容となっていない。</p> <p>なお、現在、「館員用緊急事態対処マニュアル」を作成中である。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

事例表 1 - (3) - ⑥

館員向け「緊急事態対処マニュアル」を2年以上改定していない事例

在外公館名	在香港総領事館
<p>平成16年11月に、「緊急事態（自然災害、テロ、航空機事故、SARS等）対処マニュアル（館内用）」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、平成17年2月に遭遇した旅客フェリーと貨物船の海上衝突事故の経験（安否確認を実施）が、当該マニュアルに反映されない状況となっている。</p>	
在外公館名	在マレーシア大使館
<p>平成16年6月に、「緊急事態への対処要領」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、平成16年12月に遭遇したスマトラ沖地震の経験（安否確認を実施）が、当該対処要領に反映されない状況となっている。</p>	
在外公館名	在インド大使館
<p>平成15年1月に、「地震等の大規模自然災害における邦人保護対処マニュアル」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、平成16年12月に遭遇したスマトラ沖地震の経験（安否確認を実施）が、当該マニュアルに反映されない状況となっている。</p>	
在外公館名	在パキスタン大使館
<p>平成15年9月に、「緊急事態対処要綱」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、平成17年10月に遭遇したパキスタン等大地震の経験（対策本部の立ち上げ、緊急援助隊の受入れ等）等が、当該対処要綱に反映されない状況となっている。</p>	
在外公館名	在バングラデシュ大使館
<p>平成16年5月に、「緊急事態対処マニュアル（館内用）」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、平成17年8月に遭遇した同時多発爆弾事件の経験（安否確認を実施）が、当該マニュアルに反映されない状況となっている。</p>	
在外公館名	在ペルー大使館
<p>平成16年11月に、「緊急事態対処マニュアル」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p>	
在外公館名	在イラン大使館
<p>平成14年11月に、「内乱、クーデター、暴動等の緊急事態における邦人保護対処マニュアル（館内用）」を作成しているが、平成18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>なお、大規模地震災害、鳥インフルエンザ感染等に対応したマニュアルを作成中である。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑦

在外公館における緊急事態を想定した訓練の実施状況

(総括表)

区 分	在外公館数
緊急事態を想定した訓練を実施	22
緊急事態対処マニュアルに基づき緊急事態対策本部を立ち上げてシミュレーションを実施	(11)
半年に1回の頻度で実施	(3)
年に1回の頻度で実施	(3)
それ以外	(5)
警備訓練や退避訓練など、一部の訓練のみ実施	(11)
緊急事態を想定した訓練を未実施	13
合 計	35

(個表)

在外公館名	訓練の有 無	訓練の内容		訓練の効果等
		対策本部 立ち上げ	その他 (避難訓練等)	
在中華人民共和国大使館	○		○ (警備訓練)	平成18年9月実施
在上海総領事館	×			
在大韓民国大使館	○	○		平成18年10月実施(年1回) 緊急時、迅速に対策本部を立ち上げるために不可欠な訓練であるとともに、緊急事態への館員の意識高揚に効果が大きかった。
在香港総領事館	×			
在インドネシア大使館	×			
在フィリピン大使館	×			
在タイ大使館	○		○ (警備訓練)	毎年実施
在ガボリア大使館	×			
在ベトナム大使館	○	○		平成16年4月実施 航空機事故対応マニュアルに基づき円滑に実施できた。
在マレーシア大使館	○		○ (退避訓練)	平成18年9月実施 想定された時間より早く退避が完了した。
在シガポール大使館	×			
在インド大使館	○		○ (警備訓練)	毎年実施
在パキスタン大使館	×			
在 Bangladesh 大使館	○		○ (警備訓練)	平成18年6月実施

区分 在外公館名	訓練の有無	訓練の内容		訓練の効果等
		対策本部 立ち上げ	その他 (避難訓練等)	
在ニューヨーク総領事館	○	○		平成18年6月実施（年1回） 緊急事態に対応するための様々な課題を洗い出すことができた。
在サンパウロ総領事館	○	○		平成18年4月実施（半年に1回） イメージだけではなく、実際の緊急対策本部の運用状況を全館員及び職員が経験することにより、全員の危機管理意識が向上した。
在ソコト総領事館	○	○		平成18年6月実施 機材の搬入接続及び各館員の任務分担について、点検することができた。
在メキシコ大使館	○		○ (緊急無線訓練)	平成18年7月実施 館員居住地の無線感度及び館員配付の無線機の不調等が確認できた。
在ベルギー大使館	○		○ (警備訓練)	平成17年4月実施 定期的な訓練の実施により、館員の練度を維持するとともに、各種対応要領に対する理解を深めた。
在コロンビア大使館	○		○ (避難訓練)	平成18年7月実施 避難時に行わなければならない事項の確認ができた。
在パナマ総領事館	×			
在英国大使館	○	○		平成18年6月実施（半年に1回） 訓練結果について、館員用マニュアルに反映した（平成18年7月）。
在フランス大使館	○	○		平成18年実施（半年に1回） 訓練結果について、館員用マニュアルに反映した（平成18年8月）。
在デュッセルドルフ総領事館	○	○		平成18年5月実施 問題点の把握や館員等各人の任務・役割、行動要領が認識できた。
在ベルギー大使館	×			
在ワシントン大使館	×			

区分 在外公館名	訓練の有無	訓練の内容		訓練の効果等
		対策本部 立ち上げ	その他 (避難訓練等)	
在イタリア大使館	○	○		平成18年1月実施 危機管理意識の高揚、ソフト・ハード両面での問題点の洗い出し、取り組むべき課題を明確にすることができた。
在スペイン大使館	×			
在チェコ大使館	○		○ (警備訓練)	平成18年7月実施 プロの目から見ると、どの程度の効果が得られるかは疑問。頻度を増やす等の努力を行う予定
在ロシア大使館	○	○		平成17年6月実施 おおむね円滑に実施できた。
在エジプト大使館	○		○ (退避訓練)	平成18年実施
在イスタンブール総領事館	×			
在イラン大使館	×			
在ケニア大使館	○	○		平成18年7月実施（年1回） 訓練検討会を実施して、成果を反映した。
在南アフリカ共和国大使館				※ 「在留邦人用緊急事態対処マニュアル」（在留邦人向け「安全の手引き」）に基づく訓練は、平成15年11月実施
在パプアニューギニア大使館	○		○ (警備訓練)	平成18年8月実施
計	○=22 ×=13	○=11	○=11	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 訓練は、平成15年度から18年度（12月末）までを対象とした。

事例表 1 - (3) - ⑧

在留邦人向け「安全の手引き」を2年以上改定していない事例

在外公館名	在マレーシア大使館
<p>平成14年12月に、「在留邦人安全マニュアル防犯の手引き」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、犯罪の発生状況と傾向などの治安情勢が、2001年（平成13年）統計に基づくものとなっており、最新の情勢が反映されない状況となっている。</p>	
在外公館名	在シンガポール大使館
<p>平成16年12月に、「安全の手引き～シンガポールでの生活を安全に過ごすために～」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、犯罪の発生状況と傾向などの治安情勢が、2003年（平成15年）統計に基づくものとなっており、最新の情勢が反映されない状況となっている。</p>	
在外公館名	在ニューヨーク総領事館
<p>平成16年11月に、「ニューヨーク安全マニュアル」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、犯罪の発生状況と傾向などの治安情勢が、2003年（平成15年）統計に基づくものとなっており、最新の情勢が反映されない状況となっている。</p>	
在外公館名	在メキシコ大使館
<p>平成16年6月に、「緊急事態に備えた日本人心得（地震及び内乱、クーデター、暴動など）」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、「安全の手引き」作成にあたってのガイドライン」（平成16年10月6日付け外務省訓令領安第58050号）に基づく「防犯の手引き」に関する事項が盛り込まれていない。</p>	
在外公館名	在コロンビア大使館
<p>平成15年12月に、「内乱、クーデター、暴動等に備えた日本人心得（緊急事態対処マニュアル）」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、「安全の手引き」作成にあたってのガイドライン」（平成16年10月6日付け外務省訓令領安第58050号）に基づく「防犯の手引き」に関する事項が盛り込まれていない。</p>	
在外公館名	在イラン大使館
<p>平成16年11月に、「防犯及び安全対策の手引き」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、犯罪の発生状況と傾向などの治安情勢が、2003年（平成15年）統計に基づくものとなっており、最新の情勢が反映されない状況となっている。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

表1-(3)-⑨

「緊急事態に備えての在外公館体制調査」の回収状況（平成18年12月末現在）

【回答済み公館(186)】		50	米国大	100	ミラノ総	150	イスラエル大
1	コルカタ総	51	アトランタ総	101	ウクライナ大	151	イラク大
2	チェンナイ総	52	ワシントン総	102	ウズベキスタン大	152	イラン大
3	ムンバイ総	53	シアトル総	103	エディンバラ総	153	オマーン大
4	インドネシア大	54	シカゴ総	104	エストニア大	154	カタール大
5	スラバヤ総	55	デトロイト総	105	オーストリア大	155	クウェート大
6	マカッサル総	56	デンバー総	106	オランダ大	156	サウジアラビア大
7	メダン総	57	ニューヨーク総	107	カザフスタン大	157	ジッダ総
8	カンボジア大	58	ハガツニヤ総	108	ギリシャ大	158	シリア大
9	シンガポール大	59	ヒューストン総	109	キルギス大	159	トルコ大
10	スリランカ大	60	ポートランド総	110	クロアチア大	160	イスタンブール総
11	チェンマイ総	61	ボストン総	111	スイス大	161	バーレーン大
12	韓国大	62	ホノルル総	112	ジュネーブ総	162	ヨルダン大
13	済州総	63	マイアミ総	113	スウェーデン大	163	レバノン大
14	釜山総	64	ロサンゼルス総	114	スペイン大	164	アルジェリア大
15	中国大	65	カナダ大	115	バルセロナ総	165	アンゴラ大
16	広州総	66	カルガリー総	116	スロバキア大	166	ウガンダ大
17	上海総	67	トロント総	117	セルビア・モンテネグロ大	167	エジプト大
18	重慶総	68	バンクーバー総	118	タジキスタン大	168	エチオピア大
19	瀋陽総	69	モントリオール総	119	チェコ大	169	ガボン大
20	香港総	70	アルゼンチン大	120	デンマーク大	170	カメルーン大
21	ネパール大	71	ウルグアイ大	121	トルクメニスタン大	171	ギニア大
22	パキスタン大	72	エクアドル大	122	ドイツ大	172	ケニア大
23	カラチ総	73	エルサルバドル大	123	デュッセルドルフ総	173	コートジボワール大
24	バングラデシュ大	74	キューバ大	124	ハンブルク総	174	コンゴ民大
25	東ティモール大	75	グアテマラ大	125	フランクフルト総	175	ザンビア大
26	フィリピン大	76	コスタリカ大	126	ミュンヘン総	176	ジンバブエ大
27	ブルネイ大	77	コロンビア大	127	ノルウェー大	177	スーダン大
28	ベトナム大	78	ジャマイカ大	128	バチカン大	178	セネガル大
29	ホーチミン総	79	チリ大	129	ハンガリー大	179	タンザニア大
30	マレーシア大	80	ドミニカ(共)大	130	フィンランド大	180	チュニジア大
31	コタキナバル総	81	トリニダード・トバゴ大	131	フランス大	181	ナイジェリア大
32	ペナン総	82	ニカラグア大	132	ストラスブール総	182	マダガスカル大
33	ミャンマー大	83	ハイチ大	133	マルセイユ総	183	南アフリカ大
34	モンゴル大	84	パナマ大	134	ブルガリア大	184	モザンビーク大
35	ラオス大	85	ブラジル大	135	ベルギー大	185	モロッコ大
36	豪州大	86	クリチバ総	136	ポーランド大	186	リビア大
37	シドニー総	87	サンパウロ総	137	ポルトガル大		
38	パース総	88	ベレン総	138	ラトビア大		
39	ブリスベン総	89	マナウス総	139	リトアニア大	【未回答公館(10)】	
40	メルボルン総	90	リオデジャネイロ総	140	ルーマニア大	1	インド大
41	ソロモン大	91	レシエフェ総	141	ルクセンブルク大	2	タイ大
42	ニューゼaland大	92	ベネズエラ大	142	ロシア大	3	ニューオーリンズ総
43	オークランド総	93	ペルー大	143	ウラジオストク総	4	バラグアイ大
44	PNG大	94	ボリビア大	144	サントペテルブルグ総	5	アイルランド大
45	パラオ大	95	ホンジュラス大	145	ハバロフスク総	6	英国大
46	フィジー大	96	メキシコ大	146	モスクワ総	7	ベラルーシ大
47	マーシャル大	97	アイスランド大	147	アフガニスタン大	8	ボスニア・ヘルツェゴビナ大
48	ミクロネシア大	98	アゼルバイジャン大	148	ドバイ総	9	ア首連大
49	交流台北	99	イタリア大	149	イエメン大	10	ガーナ大

(注) 1 外務省の資料による。
2 「大」は大使館、「総」は総領事館を表す。

2 日本人学校等における安全対策の促進等

(1) 学校安全対策マニュアルの整備等

勸告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>我が国の国際的な活動の進展に伴い、海外赴任等に子供を同伴する日本人が増加してきており、平成18年4月15日現在、海外で生活する義務教育段階の日本人の子供の数は約5万8,000人となっている。このような海外に在留する日本人の子供の教育を行うため、在留邦人が共同して日本人学校(注1)や補習授業校(注2)の設立・運営を行っており、設置数及びそこに通学する子供の数は、平成18年4月15日現在、日本人学校が50か国・地域85校で約1万9,000人、補習授業校が53か国187校で約1万6,000人となっている(以下、「日本人学校」と「補習授業校」を併せて「日本人学校等」という。)</p>	<p>図2-(1)-①、 ②</p>
<p>(注1) 日本人学校は、国内の小学校又は中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の教育施設で、一般に、現地の日本人会が主体となって設立され、その運営は日本人会、進出企業及び保護者それぞれの代表者等から成る学校運営委員会によって行われている。</p> <p>日本人学校は、文部科学大臣から、国内の小学校又は中学校と同等の教育課程を有する旨の認定を受けており、日本人学校中学部卒業者は、国内の高等学校の入学資格を有する。教育課程は原則的に国内の学習指導要領に基づき、教科書も国内で使用されるものが用いられている。</p> <p>(注2) 補習授業校は、現地の学校や国際学校(インターナショナルスクール)に通学している日本人の子供に対し、土曜日や放課後などを利用して国内の小学校又は中学校の一部の教科について日本語で授業を行う教育施設で、日本人学校と同様、現地の日本人会等が設立・運営主体となっている。授業は、国語を中心に、施設によって算数、理科、社会などを加えた科目について国内で使用される教科書を用いて行われている。</p>	<p>表2-(1)-③</p>
<p>文部科学省及び外務省は、海外で生活する日本人の子供が国内の義務教育に近い教育が受けられるよう、日本人学校等に対する教員の派遣、校舎や教材の整備補助等の支援を行うほか、緊急事態の発生時の日本人学校等の児童生徒や教員の安全を確保するため、以下のような取組を行っている。</p>	<p>表2-(1)-④</p>
<p>文部科学省は、平成7年8月にケニアのナイロビで日本人学校の校長が射殺される事件が発生したことを受けて、日本人学校校長等に対し「在外教育施設における安全確保について(通知)」(平成7年9月26日付け文教海第214号文部省教育助成局長通知)を発出し、在外教育施設における安全対策の留意点を示した上で当該留意点に基づく総点検の実施と一層の安全確保の努力を要請している。また、同通知において、在外公館との連携を強化し、常に最新の治安情報を入手するとともに、安全対策について具体的な指導を受けることを要請している。</p>	<p>表2-(1)-⑤</p>
<p>さらに、文部科学省は、平成7年度以降、「在外教育施設のための安全ハンドブック」(平成7年12月文部省教育助成局海外子女教育課作成。以下「安全ハンドブック」という。)をはじめ、安全対策に関する資料として「児童生徒の在校時編」(平成12年3月文部省教育助成局海外子女教育課作成。以下「在校時編」という。)、 「危機管理編」(平成19年1月文部科学省初等中等教育局国際教育課作成)等を作成し、日本人学校等に配布している。また、緊急事態は予期せぬ時に突如として発生することが多く、ある程度予期していたとしても的確な判断を下すことは難しいことなどから、これらの安全対策に関する資料においては、日本人学校等は独自の学校安全対策マニュアル(以下「安全マニュアル」という。)を作成するとともに、関係機関への緊急連絡の訓練や緊急事態の発生時の初動措置についてシミュレーションを繰り返す必要があると</p>	<p>表2-(1)-⑤</p>

している（在校時編）。

上記のほか、平成16年1月にソウル日本人学校幼稚部において登校時に園児が不審者に襲われ負傷するという事件が発生したことを受けて、文部科学省は、日本人学校校長等に対し「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について（通知）」（平成16年1月30日付け15初国教第92号文部科学省初等中等教育局国際教育課長通知）を发出し、幼児児童生徒の登下校時の安全管理対策等の早急な再点検を要請している。

（調査結果）

今回、31か国38日本人学校等（注3）における安全マニュアルの作成状況等を調査した結果、次のとおり、安全マニュアルに緊急時の報告連絡体制や教職員の任務分担の定めがない等、その内容が不十分となっている等の状況がみられた。

（注3） 文部科学大臣が認定等した日本人学校等は36校であるが、このうち1校は、小学部2及び中学部1に分かれており、所在地や校長等の教職員が別々であり、また、それぞれ独自の学校安全対策等を講じていることから、これを3校と計上し、合計38日本人学校等とした。

① 安全マニュアルは、調査した38校のすべてで作成されているが、その内容が不十分となっているものが、次のi) からiii) のとおり19校（50%）ある。また、緊急事態を想定した避難訓練を実施しているものの、緊急事態の発生時に講ずるべき措置が安全マニュアルに盛り込まれていないものが、次のiv) のとおり14校みられる。

i) 緊急事態の発生時に備え、平時から日本人学校等と関係機関との連絡体制を確立しておくことは重要であり、在校時編においても、保護者、在外公館、学校運営委員会、関係府省との間の連絡手段を確保しておくこととされている。

しかし、これらの連絡先の安全マニュアルやその付属資料への記載状況をみると、38校中30校（79%）では連絡先の名称と電話番号の両方が記載されているが、残り8校（21%）では、これらの連絡先の一部について名称や電話番号が記載されていないなど、不十分な記載内容となっている。

ii) 緊急事態の発生時には、日本人学校等の教職員が一丸となって対応することが必要であり、安全ハンドブックにおいては、あらかじめ、緊急事態の発生時に各教職員が具体的に分担する任務等を定めておくこととしており、定める際の留意事項も示されている。また、在校時編においても、大地震、大暴動、爆弾予告、誘拐及びテロリスト等による襲撃の別に、それらの事態の発生時に講ずるべき緊急対応措置と留意事項が示されており、例えば、大地震が発生した際には、校長の指揮の下、教職員が分担して、児童生徒の避難誘導や、保護者・学校運営委員会・関係府省への連絡等のために必要な措置を講ずることとしている。

しかし、これらの緊急事態の発生時において各教職員が分担する任務についての安全マニュアルへの記載状況をみると、校長等による全体の指揮及び関係機関への連絡並びに教職員による保護者への連絡に係る分担については38校すべてで記載されているが、児童生徒の避難誘導に係る分担が記載されていないものが2校（5%）、応急手当や負傷者の病院搬送に係る分担が記載されていないものが7校（18%）ある（学校数は延べ数）。

iii) 大地震、大暴動、爆弾予告等、緊急事態の種類や危険性の程度は様々であり、また、日本人学校等の所在地の状況や過去の経験等も異なることから、在校時編等では、日本人学校等においては、現地の治安情勢等日本人学校等の所在する国・

表2-(1)-⑥

表2-(1)-⑦

表2-(1)-⑧、
⑨

表2-(1)-⑩
～⑫

表2-(1)-⑤、
⑥
(再掲)

<p>地域の実情を十分考慮し、在外公館等と協議して独自の安全マニュアルを作成する必要があるとされている。</p> <p>しかし、各種の緊急事態の発生時を想定した対応についての安全マニュアルへの記載状況をみると、次のとおり、個別の緊急事態の発生時を想定した内容となっていない等の状況がみられた。</p> <p>a) 緊急事態として、大地震、大暴動、爆弾予告、誘拐、テロリスト等による襲撃及び不審者の侵入の6種類を想定し、そのすべて又は一部について緊急事態の発生時に講ずるべき措置を記載しているものが38校中35校(92%)あるが、他方、これらの個別の緊急事態の発生時を想定した安全マニュアルを作成していないものが3校(8%)ある。</p> <p>b) 学校に爆弾が投げ込まれたり、学校の所在地で同時多発爆弾事件が発生するなどの経験を有しながら、その経験を踏まえた安全マニュアルの改定が行われていないものが2校(5%)ある。</p> <p>c) 安全マニュアルに不審者の侵入への対応を定めている25校について、その内容を比較してみると、警察への通報に関し、20校では直ちに通報するとしているが、5校では直ちに通報するとしておらず、うち、在外公館の指示等に従うとしているものが2校、校長が判断するとしているものが2校、記載なしが1校となっている。</p> <p>d) 在校時編では、爆弾予告があった場合は、授業を中止し児童生徒を避難させるとともに、警察に通報し爆弾の捜索と処理を要請することとされているが、安全マニュアルに爆弾予告への対応を定めている10校について、その内容を比較してみると、2校では児童生徒の避難について記載されておらず、1校では警察への通報について記載されていない。</p> <p>iv) 平成18年度に各種の緊急事態の発生時を想定した避難訓練を実施(調査時点で予定とされていたものを含む。以下同じ。)しているものの、安全マニュアルに緊急事態の発生時に講ずるべき措置を記載していないものが、不審者の侵入について6校、大地震について5校、爆弾予告及びテロリスト等による襲撃について各3校、大暴動について1校みられる(学校数は延べ数である。なお、実数は14校である。)</p> <p>② 38日本人学校等の所在地を管轄する35在外公館について、平成15年度から18年度(同年12月末)までにおける日本人学校等への安全マニュアルの作成に関する指導、助言の実施状況をみると、22在外公館(63%)では、管轄する国・地域内の25校に対し、指導、助言が行われた実績があるが、13在外公館(37%)では、管轄する国・地域内の13校に対し指導、助言が行われた実績はない。</p> <p>在外公館による指導、助言が行われていない13校のうち4校(31%)では、緊急時における主要な連絡先の名称が記載されていない等安全マニュアルの内容が不十分なものとなっている。また、在外公館による指導、助言が行われている25校のうち15校(60%)でも同様に、安全マニュアルの内容が不十分なものとなっている。</p> <p>③ 保護者及び関係機関への緊急連絡訓練の平成18年度の実施状況(予定を含む。)をみると、38校中27校(71%)では実施されているものの、11校(29%)では実施されていない。また、実施された緊急連絡訓練の内容をみると、学校から保護者への</p>	<p>表2-(1)-⑦ (再掲)</p> <p>表2-(1)-⑬</p> <p>表2-(1)-⑭</p> <p>表2-(1)-⑮</p> <p>表2-(1)-⑯、⑰</p> <p>表2-(1)-⑳</p> <p>表2-(1)-㉑</p> <p>表2-(1)-㉒</p>
---	--

連絡訓練が24校、次いで在外公館への連絡訓練が11校、警察への連絡訓練が1校となっている（学校数は延べ数）。

また、想定される緊急事態別の避難訓練の平成18年度の実施状況（予定を含む。）をみると、安全マニュアルに個別の緊急事態の発生時を想定した対応について記載されているにもかかわらず未実施の日本人学校等が、テロリスト等による襲撃について15校、大暴動について13校、誘拐及び爆弾予告について各9校、大地震及び不審者の侵入について各5校となっている（学校数は延べ数）。なお、実施された避難訓練のうち、最も多いのが不審者侵入時の避難訓練で26校（68%）、次いで大地震の避難訓練で14校（37%）などとなっている。

表2-(1)-⑩

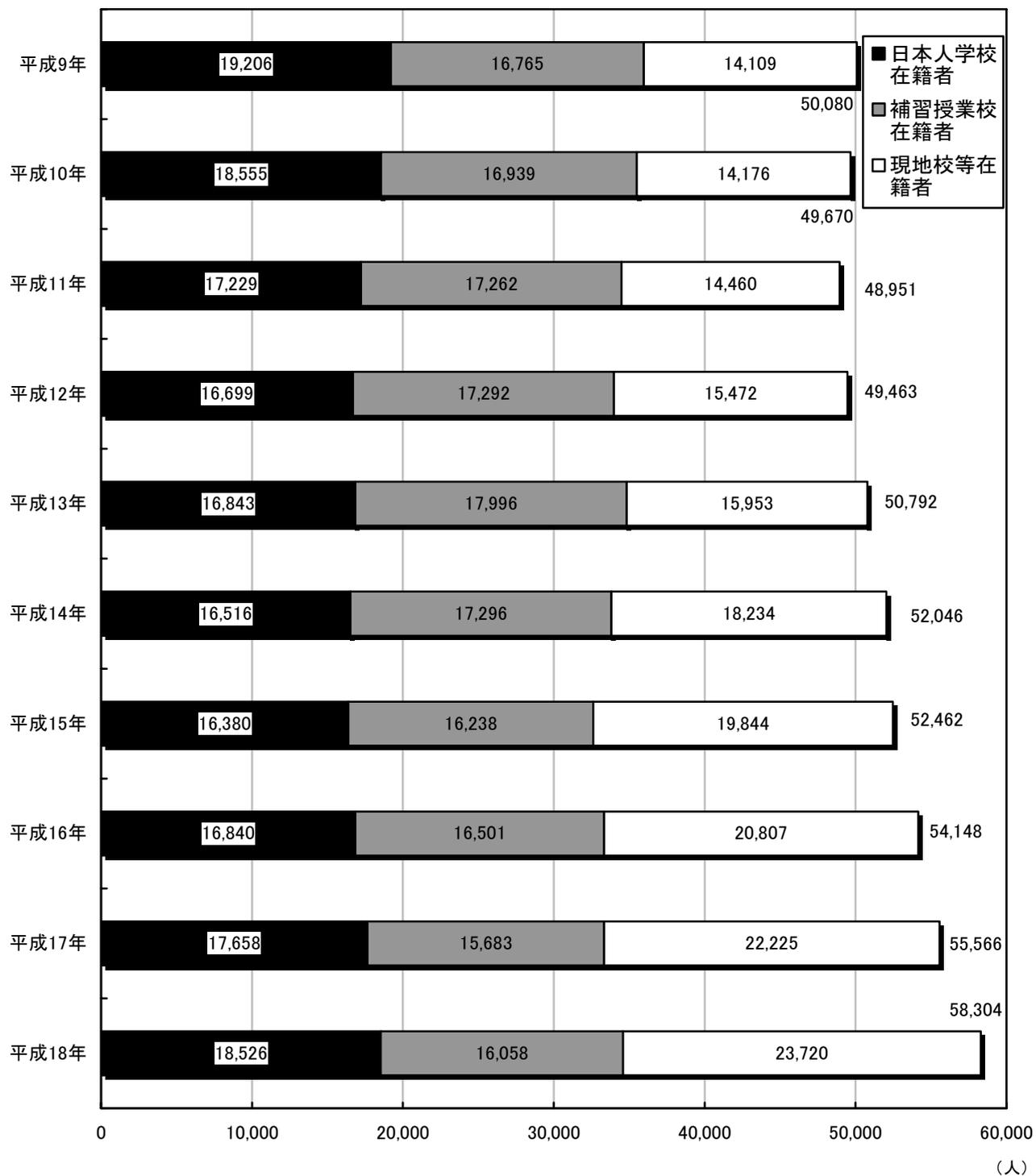
（所見）

したがって、文部科学省及び外務省は、日本人学校等における安全対策を促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 文部科学省は、日本人学校等に対し、既存の安全マニュアルを点検して所在地の実情や緊急事態に関するこれまでの経験等を踏まえた適切なものとするとともに緊急連絡訓練や避難訓練を励行するよう要請すること。その際、在外公館の指導、助言を得つつ行うよう要請すること。
- ② 外務省は、在外公館に対し、日本人学校等における安全マニュアルの点検及び改定並びに緊急連絡訓練及び避難訓練に関する指導、助言を適切に行うよう指示を徹底すること。

図 2 - (1) - ①

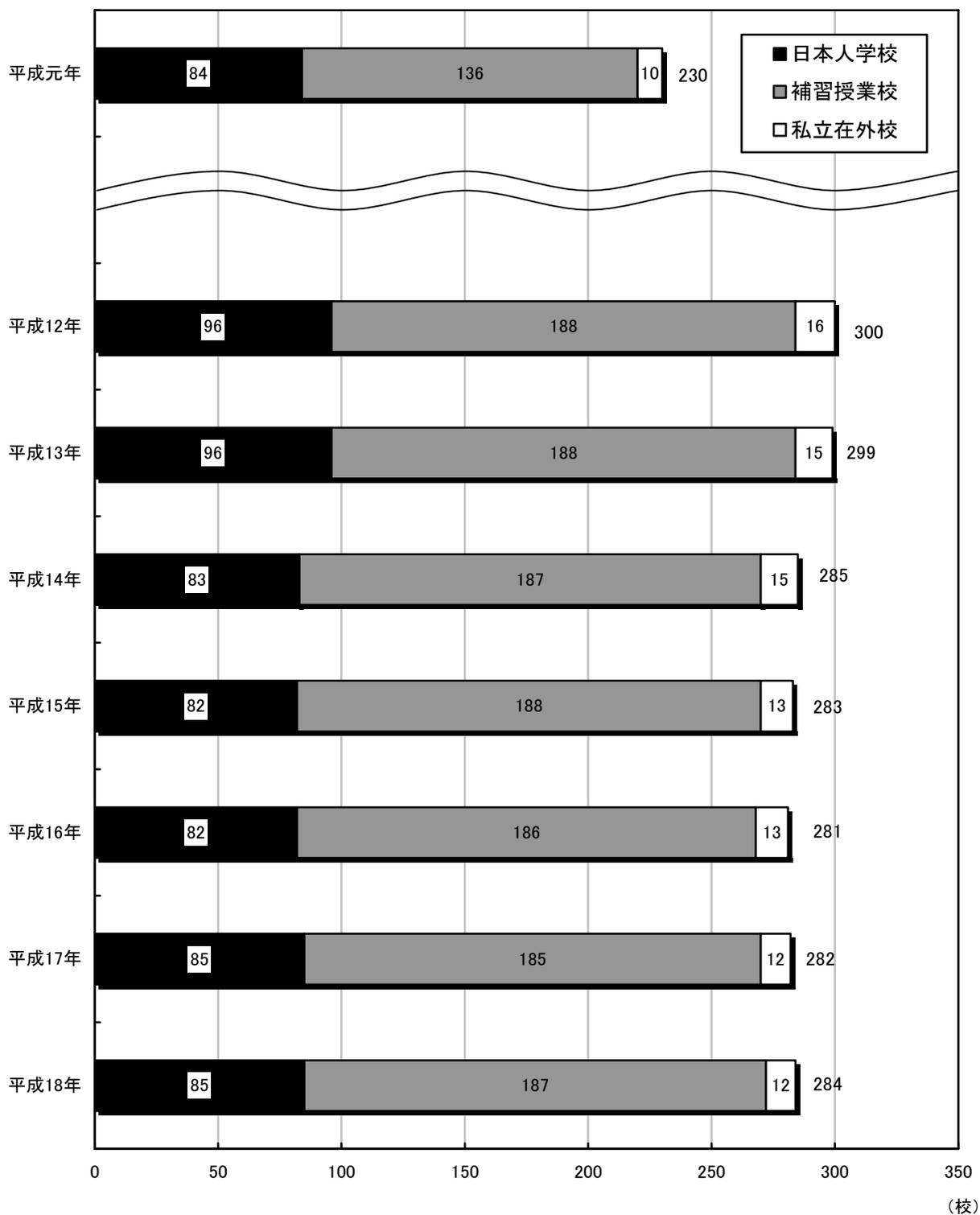
海外の邦人子女(義務教育段階)の数の就学形態別推移(平成9年～18年)



(注) 1 外務省の「管内在留邦人子女数調査」に基づき、本省が作成した。
 2 各年4月15日現在(平成11年以前は5月1日現在)の人数である。

図 2 - (1) - ②

在外教育施設の設置状況(平成元年・平成12年～18年)



(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 各年4月15日現在の学校数である。

表 2 - (1) - ③

海外子女教育についての政府の基本的な考え方及び主な支援策

○ 海外子女教育は、我が国の主権の及ばない外国において行われることから種々の制約があり、日本国内と同様の教育を行うことは困難である。第一義的には現地在留邦人(親)の自助努力によって行われるものであり、日本人学校等在外教育施設も、在留邦人が同伴する子女の教育のために設置運営している施設である。

しかしながら、政府としても、少なくとも義務教育年齢相当の子女に関しては国内に近い教育が受けられるよう最大限の援助を行うべきであるとの考え方にに基づき、諸般の施策を進めている。

昭和53年の国会において当時の内閣法制局長官は、義務教育に関する憲法第26条の規定は属地的に働く規定であり、在留邦人(及びその子女)に対して直接適用はないが、海外子女が義務教育に近い教育を安く受けることができるよう政策上配慮することが憲法に沿うものである旨答弁している。

(参考)

憲法第26条の海外子女への適用に関する真田内閣法制局長官答弁

(昭和53年2月14日衆議院予算委員会)

憲法26条の教育を受ける権利あるいは教育の義務、この規定との関連でございますが、ただいまおっしゃいましたように、この26条が直接、外国にある、つまり在留邦人の子弟に適用があるとは私どもも考えておりません。それは、いろいろ基本的にさかのぼれば問題があるところでございますけれども、どうも、この26条の国民の教育を受ける権利、これは裏からいえば国がそういう教育の設備を整えろという事でございますので、それは外国にある子弟に対しては直接適用はない。しかし、直接適用がないからと言って国がほうっておいてもいいというものではもちろんないわけでございますが、これは政策問題にわたる点でございますけれども、外務省あるいは文部省、大蔵省あたりよくご相談の上、なるべく在外の子弟が教育を少なくとも義務教育を安く受けることができるように手だてをとることが憲法26条の精神に沿うということは、もう当然であると思います。

(略)

憲法の規定にはいろいろありまして、属人的に適用されるものと属地的に適用されるものとございます。26条は、先ほど申しましたように属地的に働く規定であるというふうに考えております。

日本国憲法 (抜粋)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

○ 海外子女教育に関する主な支援策

外務省と文部科学省が協力して海外子女教育について援助を行っている。外務省は校舎借料及び現地採用教員・講師謝金等について援助を実施し、文部科学省は教員の選考・派遣、教材整備補助及び帰国児童生徒対策等に取り組んでいる。

- (1) 校舎借料 (外務省)
- (2) 日本人学校安全対策 (外務省)
- (3) 教員の派遣 (文部科学省)
- (4) 現地採用教員・講師謝金 (外務省)
- (5) 「補習授業校のための指導計画作成資料」の作成、配付 (文部科学省)
- (6) 現地採用講師研修会の開催 (外務省及び文部科学省)
- (7) 巡回指導 (文部科学省)
- (8) 日本人学校校長研究協議会等の開催 (外務省及び文部科学省)
- (9) 教科書給与、教材整備 (文部科学省)
- (10) 通信教育 (文部科学省及び(財)海外子女教育振興財団)
- (11) 在外教育施設国際交流ディレクターの派遣 (文部科学省)
- (12) 在外教育施設文部科学大臣認定制度 (文部科学省)

(注) 外務省の資料に基づき、当省が作成した。

表2-(1)-④

「在外教育施設における安全確保について（通知）」（平成7年9月26日付け文教海第214号文部省教育助成局長通知）

このことについては、従来から種々御努力いただいているところですが、最近、不幸にして、ナイロビ日本人学校の校長が射殺される事件が発生しました。

この事件を受けて文部省では、財政当局と協議の上、「防犯手当」の対象となる警備費に通勤途上の警備を加えるとともに、「防犯手当」の支給対象となる在外教育施設を拡大する措置を講じたところであります。また、在外教育施設安全指導資料の作成を進めているところであり、完成次第、各在外教育施設に配付することとしております。

各在外教育施設におかれては、特に、児童生徒・教職員の人命を最優先することを基本として、下記の点にも留意の上、安全対策について総点検し、安全の確保に格別の御努力をお願いします。

記

- 1 所在国の社会事情や邦人を取り巻く状況を踏まえた上で、児童生徒への安全教育の一層の充実を図るとともに、児童生徒の登下校時の安全確保を徹底すること。
- 2 児童生徒の安全確保とともに、教職員の安全確保にも十分留意すること。特に、教職員の出勤・退庁時の安全確保については万全を期すこと。
- 3 安全指導と安全管理を推進するための校内運営組織を整備し、全教職員がそれぞれ分担・協力して取り組むとともに、定期的に安全点検、安全訓練を行い、緊急事態に迅速・的確に対応できるようにしておくこと。
- 4 学校の警備体制については、児童生徒・教職員の活動する昼間の体制を強化すること。なお、複数の警備会社と契約し競争原理を利用すると警備効果を高めることが期待できるという意見もある。
- 5 在外教育施設の安全確保に係る在外公館の配慮方については、外務省にも申し入れてあるので、在外公館との連携を強化し、常に最新の治安情報を入手するとともに、安全対策について具体的な指導を受けること。
- 6 危険な事態が予測される場合には、安全が十分確保されるまで学校を臨時休業にするなど児童生徒・教職員の安全確保を最優先した学校運営に努めること。
- 7 派遣教員にあっては、何よりも自分と家族の安全は自ら守るとの心構えをしっかりと持ち、保険加入も含め安全確保に最大限の努力を惜しまないようにすることとし、特に、次の点について配慮すること。
 - (1) 強盗に遭遇した場合には、抵抗せず人命を最優先して対応すること。
 - (2) 通勤時間や日常の生活では、行動をパターン化しないように心掛けること。
 - (3) 訪問者に対しては、相手及び安全を確認してから対応すること。
 - (4) 住宅を選択するに当たっては、立地条件、家屋の形態、防犯上の問題点を調査検討し、より安全な住宅を選ぶこと。

(注) 下線は、当省が付した。

表 2 - (1) - ⑤

在外教育施設安全対策資料「児童生徒の在校時編」(平成
12年3月文部省教育助成局海外子女教育課作成)(抜粋)

第2章 平時における危機管理業務
第11 シミュレーションの実施等
1 シミュレーション等
緊急事態は、予期せぬ時に突如として発生することが多い。ある程度予期していたとしても、判断能力が十分に機能せず、実行しようと考えていたことをそのまま実行できないことが十分に考えられる。このことは、個人としての緊急対応はもとより、特に組織的な緊急対応についても言えることである。
<u>そこで日本人学校等は、独自の緊急対応マニュアルを作成するとともに、教職員と児童生徒が緊急対応マニュアルに定められた措置を確実に実行できるよう、緊急事態が発生した場合に必ず実施を迫られる関係者・関係機関への緊急連絡の訓練、さらには緊急事態が発生した場合の初動措置(第3章)についてシミュレーションを繰り返す必要がある。</u>
なお、訓練やシミュレーションは、緊急対応マニュアルの問題点を洗い出す上でも極めて有効である。
2 現地関係機関の防災計画等
現地関係機関の防災計画や日本人社会の緊急時対応計画の中での日本人学校の位置付けを把握し、日本人学校等の緊急時対応計画に適切に対応させることも必要である。
第3章 緊急事態発生時における初動措置等 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表2-(1)-⑥

「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について（通知）」（平成16年1月30日付け15初国教第92号文部科学省初等中等教育局国際教育課長通知）

平成16年1月29日、ソウル日本人学校幼稚部において、登校時に園児が不審者におそわれ負傷するという事件が発生しました。

国内においては、近年、学校を発生場所とする犯罪の件数が増加したことを踏まえ、別紙のとおり、「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」を公表し、各都道府県教育委員会教育長等あてに連絡したところです。本アピールにおいても、登下校時の安全管理の重要性等について指摘しているところです。

各日本人学校及び補習授業校におかれましても、幼児児童生徒の安全確保について、登下校時の安全管理対策等について早急に再点検を行い、適切な対応をとられるようお願いいたします。

文部科学省といたしましても、今回の事件の発生状況等を調査し、今後の安全対策の充実を図っていききたいと考えています。

別紙

学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー

今、子どもの安全が脅かされている。

（中略）

このたび、各学校でより具体的な安全確保の取組を推進していただくため、学校や設置者が子どもの安全確保のための具体的な取組を行うに当たっての留意点や学校、家庭、地域社会、関係機関・団体の連携により子どもの安全を確保するための方策等について、別紙のようにまとめた。

これを関係する全ての方々にお読みいただき、それぞれの学校や地域で子どもの安全確保のための取組が積極的に推進されることを願ってやまない。

（後略）

（別紙）

学校安全に関する具体的な留意事項等

1 学校による具体的な取組についての留意点

◎ 実効ある学校マニュアルの策定

平成14年12月に、文部科学省は、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」を作成しましたが、これは各学校に共通する留意事項を示したものであり、各学校で具体的な取組を実際に進めていくためには、学校や地域の状況を踏まえた「学校独自のマニュアル」（以下「学校マニュアル」という。）が不可欠です。

学校マニュアルの作成は、あくまで子どもの安全確保のための手段であり、それ自体が形式的な目的になってしまっただけでは何ら意味がありません。学校マニュアルを踏まえた意図的・具体的な取組が危機感を持って真剣になされることこそが重要なのです。

学校マニュアルは、通常の校内活動時はもとより、運動会や授業参観など不特定多数の来校者がある時、登下校時、校外での活動時など様々な場面を想定して、具体的かつ機能的なものにする必要があります。そして、その実効性を高めるためには、防犯訓練等を繰り返し、内容に不足はないか、思わぬ支障はないか、教職員の役割分担は適切かなど、多角的な観点から不断に検証し、随時改善を図っていくことが必要です。

○ 実効性の高い学校マニュアルの策定。防犯訓練等で不断に検証・改善。

（注）下線は、当省が付した。

表2-(1)-⑦

安全マニュアルの作成状況等

No.	日本人学校等名	作成状況	作成年度	安全マニュアルの記載状況	i)	ii)	iii)	iv)
					主要な報告連絡先	担緊急時における役割分	緊急事態の想定	避難訓練の記載状況
1	A 日本人学校	○	H18	×	○	○	×	○
2	B 日本人学校b1校	○	H18	○	○	○	○	○
3	C 日本人学校	○	H18	×	×	○	×	×
4	D 日本人学校d1校	○	H18	×	×	×	○	×
5	D 日本人学校d2校	○	H18	○	○	○	○	○
6	D 日本人学校d3校	○	H18	○	○	○	○	○
7	E 日本人学校	○	H18	○	○	○	○	○
8	F 日本人学校	○	H18	○	○	○	○	○
9	G 日本人学校	○	H18	×	○	○	×	×
10	H 補習授業校	○	不明	×	×	×	×	○
11	I 日本人学校	○	H18	×	○	×	×	○
12	J 日本人学校	○	H18	○	○	○	○	×
13	K 1 日本人学校	○	H18	×	×	○	×	×
14	K 2 補習授業校	○	H18	×	×	×	○	○
15	L 日本人学校	○	H18	○	○	○	○	○
16	M 日本人学校	○	H18	○	○	○	○	×
17	N 日本人学校	○	H18	×	○	○	×	○
18	O 日本人学校	○	H18	○	○	○	○	×
19	P 補習授業校	○	H18	×	×	○	○	○
20	Q 日本人学校	○	H18	○	○	○	○	×
21	R 日本人学校	○	H18	×	○	○	×	×
22	S 日本人学校	○	H18	×	○	○	×	○
23	T 日本人学校	○	H18	○	○	○	○	×
24	U 日本人学校	○	H18	○	○	○	○	○
25	V 日本人学校	○	H18	×	×	○	○	○
26	W 日本人学校	○	H18	○	○	○	○	○
27	X 日本人学校	○	H18	×	○	×	○	○
28	Y 日本人学校	○	H18	○	○	○	○	○
29	Z 日本人学校	○	H13	×	○	×	○	○
30	AA 日本人学校	○	H18	×	○	×	○	×
31	AB 日本人学校	○	不明	○	○	○	○	×
32	AC 日本人学校	○	H19	○	○	○	○	○
33	AD 日本人学校	○	H18	○	○	○	○	×
34	AE 日本人学校	○	H18	○	○	○	○	○
35	AF 日本人学校	○	H18	○	○	○	○	×
36	AG 日本人学校	○	H18	×	○	○	×	○
37	AH 日本人学校	○	H18	×	×	○	×	○
38	AI 日本人学校	○	H18	×	○	○	×	○
計		38	—	○19 ×19	○30 × 8	○31 × 7	○26 ×12	○24 ×14

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「安全マニュアルの記載状況」欄の「×」は、内容が不十分なもの(表中のi)、ii)又はiii)のいずれかに×が付されているものを示す。

3 「安全マニュアルの記載状況」欄のi)の詳細は表2-(1)-⑨参照、ii)の詳細は表2-(1)-⑩参照、iii)の詳細は表2-(1)-⑬～⑰参照。また、「iv)避難訓練の記載状況」欄の詳細は表2-(1)-⑳参照

表 2 - (1) - ⑧

主要な連絡先、緊急電話リストの作成等

○在外教育施設安全対策資料「児童生徒の在校時編」(平成12年3月 文部省教育助成局海外
子女教育課) (抜粋)

第2章 平時における危機管理業務

第10 報告連絡体制の確立

1 主要な報告連絡先と連絡手段

- (1) スクールバス関連 (略)
- (2) 日本人学校等～保護者の緊急連絡 (略)
- (3) 日本人学校等～在外公館 (略)
- (4) 日本人学校等～学校運営委員会 (略)
- (5) 日本人学校等～関係省庁 (略)

<連絡手段>

(略)

<留意事項>

- ① 外務省に対する報告は、在外公館への報告をもってこれに代える。
- ② 文部省に対する報告は、平日の勤務時間帯には、海外子女教育課(直通電話〇〇、緊急時専用電話〇〇)に、平日夜間、休日には緊急連絡担当者(優先順位を付して、担当係長、補佐、課長、海外子女教育専門官の自宅・携帯電話番号を各日本人学校等に連絡してある。)に報告する。電話による報告が可能である場合はまず電話報告を行い、次いでFAXによる報告を行う。

③ (略)

- (6) 上記以外の緊急連絡手段 (略)

2 緊急報告連絡の大原則

- (1) ～ (3) (略)
- (4) 緊急電話リストの作成及び管理

校長は、関係者・関係機関との報告連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、緊急連絡リストを現有の連絡手段を踏まえて作成する。

また、関係者の異動、関係者・関係機関の電話番号の変更があった場合はその都度、改訂版を作成し、配布する。

<以下 (略) >

(注) 下線は、当省が付した。

表 2 - (1) - ⑨

(総括表) 主要な連絡先の記載状況 (単位: 校)

区 分	○	×	△	計
保護者	38	0	0	38
在外公館	35	1	2	38
学校運営委員会	36	0	2	38
文部科学省	33	2	3	38

(個表) 主要な連絡先が名称及び電話番号共に未記載、電話番号が記載されていないもの等

日本人学校等名	保護者	在外公館	学校運営委員会	文部科学省	管轄公館の指導、助言状況
C 日本人学校	○	△	△	△	安全マニュアル作成の参考とさせるため、随時、平素の心構え・緊急時の留意事項等について口頭指導
D 日本人学校 d1 校	○	○	○	△	平成 16 年 4 月、安全マニュアルの作成について指導、助言したとしているが、左記については改善されていない。
H 補習授業校	○	○	○	×	指導、助言が行われていない。
K 1 日本人学校	○	○	○	×	平成 16 年 9 月、安全マニュアルの見直しについて指導、助言したとしているが、左記については改善されていない。
K 2 補習授業校	○	×	○	○	
P 補習授業校	○	△	○	○	指導、助言が行われていない。
V 日本人学校	○	○	△	○	避難訓練時、講演・講評を実施
AH 日本人学校	○	○	○	△	避難訓練時に、避難場所及び避難ルートについて指導、助言
計 8 校	-	×1 △2 3	×0 △2 2	×2 △3 5	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の記号については、「○」は連絡先の名称及び電話番号が両方とも記載されているものを、「△」は名称又は電話番号のどちらかが記載されていないもの、誤った電話番号を記載しているもの、あるいは、名称や電話番号は把握しているものの安全マニュアル（付属資料を含む。）には記載していないもの等を、「×」は名称及び電話番号が両方とも記載されていないものを、それぞれ示す。

表 2 - (1) - ⑩

緊急事態に際しての具体的任務の分担等について示したもの

○「在外教育施設のための安全ハンドブック」(平成7年12月文部省教育助成局海外子女教育課作成)(抜粋)

第2章 平常時の心構えと事前準備

4 派遣教員のチームワーク

緊急事態に際しては、派遣教員全員が有機的に一丸となって事に当たらなければならない。そのためのポイントは、次のとおりである。

- (1) 管理職の指示
何を何の目的で何時までやらねばならないか等々を、事前あるいはその都度、周知徹底する。
- (2) 緊急事態に際しての具体的任務の分担等
次に留意して定める。
 - ◎ 具体的任務に優先順位をつける。
 - ◎ 任務ごとに適任者を割り振る。
 - ◎ 担当者の不在等に備えて担当者の補佐を指定しておく。
 - ◎ 何らかの理由で最優先の任務が速やかに実行されない場合は、管理職自らがこれを行う。
 - ◎ 優先事項の担当者は、授業を担当している場合に緊急事態が発生した場合、担当児童生徒の保護・誘導等を最寄りの派遣教員に任せるなど臨機応変の措置を講じた上で、担当任務の実行に当たる。
但し、暴漢の乱入など直ちに児童生徒の保護に当たらなければならない事案についてはこの限りではない。
- (3) 管理職派遣教員の責務 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 2 - (1) - ⑪

教職員の役割分担について示したもの

○在外教育施設安全対策資料「児童生徒の在校時編」(平成12年3月 文部省教育助成局海外子女教育課)(抜粋)

参考 緊急事態のシナリオと緊急対応

参考1 大地震

1 想定

(略)

2 緊急対応と留意事項

(1) 避難の実施

校長の指揮の下、各緊急対応は動員可能な教職員がそれぞれ分担する。

まずは、最も安全と思われる場所に児童生徒を誘導し、点呼による安全確認、人的被害確認をそれぞれ実施する。(略)

(2) 二次被害の防止

(略)

(3) 負傷者の病院搬送

① 病院搬送の必要のある負傷者に対する応急手当を実施しながら、外形観察では判断のしにくいダメージを受けている可能性がないか慎重にチェックする。(略)

(4) 在外公館、学校運営委員会、保護者、文部省に対する報告連絡手段

(略)

(5) 学校での臨時宿泊

(略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 2 - (1) - ⑫

緊急時における役割分担の記載状況

(総括表)

(単位：校)

役割分担の例	記載あり	記載なし	計
全体指揮	38	0	38
保護者への連絡	38	0	38
避難誘導・安全確保	36	2	38
応急手当等	31	7	38
関係機関への連絡	38	0	38

(注) 当省の調査結果による。

(個表)

日本人学校等名	役割分担例					管轄公館の指導、助言状況
	全体指揮	保護者への連絡	避難誘導・安全確保	応急手当等	関係機関への連絡	
D 日本人学校 d1 校	○	○	○	×	○	平成 16 年 4 月、安全マニュアルの作成について指導、助言したとしているが、左記については改善されていない。
H 補習授業校	○	○	○	×	○	指導、助言は行われていない。
I 日本人学校	○	○	×	×	○	安全マニュアルの年度ごとの改定時に、最新の現地治安情勢等について説明
K 2 補習授業校	○	○	○	×	○	平成 16 年 9 月、安全マニュアルの見直しについて指導、助言したとしているが、左記については改善されていない。
X 日本人学校	○	○	○	×	○	平成 17 年 2 月、学校に不審者が侵入した場合の伝達方法、避難方法について指導、助言
Z 日本人学校	○	○	×	×	○	平成 17 年 6 月から 10 月の間、空き巣対策について指導、助言
AA 日本人学校	○	○	○	×	○	随時、学校運営委員会に参加し、指導、助言したとしているが、左記については改善されていない。
計 7 校	-	-	×2	×7	-	-

(注) 1 当省の調査結果による。

2 個表の記号については、「○」は当該役割分担が記載されているものを、「×」は当該役割分担が記載されていないものを、それぞれ示す。

表2-(1)-⑬

緊急事態の想定状況

No.	日本人学校等名	緊急事態の例						計
		大地震	大暴動	誘拐	爆弾予告	テロ等襲撃	不審者の侵入	
1	A日本人学校	○	○	×	×	×	○	3
2	B日本人学校 b1校	○	×	×	×	×	○	2
3	C日本人学校	×	×	×	○	×	○	2
4	D日本人学校 d1校	×	○	○	○	○	×	4
	D日本人学校 d2校	×	×	×	×	×	○	1
	D日本人学校 d3校	×	○	○	○	○	○	5
5	E日本人学校	○	○	×	○	×	×	3
6	F日本人学校	○	○	×	○	×	×	3
7	G日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
8	H補習授業校	×	×	×	×	×	○	1
9	I日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
10	J日本人学校	×	○	×	○	○	×	3
11	K1日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
	K2補習授業校	×	×	×	×	×	○	1
12	L日本人学校	○	○	○	×	○	○	5
13	M日本人学校	○	×	×	×	×	○	2
14	N日本人学校	×	○	×	×	×	○	2
15	O日本人学校	×	×	○	×	×	○	2
16	P補習授業校	○	○	×	×	×	×	2
17	Q日本人学校	×	×	×	×	○	○	2
18	R日本人学校	○	×	×	×	×	×	1
19	S日本人学校	○	×	○	○	○	○	5
20	T日本人学校	×	×	×	×	×	○	1
21	U日本人学校	×	×	○	×	×	○	2
22	V日本人学校	×	○	×	×	○	○	3
23	W日本人学校	○	○	○	○	○	○	6
24	X日本人学校	×	×	○	×	○	○	3
25	Y日本人学校	×	×	×	○	○	○	3
26	Z日本人学校	×	○	×	×	×	×	1
27	AA日本人学校	○	○	×	○	×	×	3
28	AB日本人学校	×	×	×	×	○	○	2
29	AC日本人学校	×	×	×	×	○	○	2
30	AD日本人学校	×	○	○	×	○	×	3
31	AE日本人学校	○	×	×	×	○	○	3
32	AF日本人学校	○	×	×	×	×	×	1
33	AG日本人学校	○	×	×	×	○	○	3
34	AH日本人学校	×	○	×	×	○	○	3
35	AI日本人学校	×	○	×	×	○	○	3
計		○14 ×24	○16 ×22	○9 ×29	○10 ×28	○17 ×21	○25 ×13	0: 3 1: 7 2:10 3:13 4: 1 5: 3 6: 1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記六つの緊急事態の想定がない3校は、火災、校内での事故及びスクールバス事故について想定しているのみである。

表 2 - (1) - ⑭

過去に自校で発生した事件を踏まえた改定が行われていないもの

日本人学校等名	事 例	管轄公館の指導、助言状況
N日本人学校	同校では、平成 15 年 6 月、敷地内に爆弾を投げ込まれる事件が発生しており、また、平成 17 年 8 月には、同国全土で同時多発爆弾事件が発生している。 しかし、同校の「平成 18 年度危機管理マニュアル」には、爆発物対策に関する記載がない。	随時、安全マニュアルに加える内容について全般的に指導しているとしているが、上記については改善されていない。
R日本人学校	同校では、過去 3 回（平成 10 年 1 月に 2 回、平成 9 年 2 月に 1 回）、電話による爆弾予告等を受けている。 しかし、同校が安全マニュアルとしている「平成 18 年度防災計画」は、火災及び地震についてのみ想定しており、爆弾予告等の対応策が記載されていない。	指導、助言は行われていない。

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ⑮

不審者侵入時の警察への通報に関する安全マニュアルの記載状況

区 分	学校数	日本人学校等名	管轄公館の指導、助言状況
直ちに警察に通報	20	—	—
上記以外	5	—	—
領事部長に連絡、指示を受ける	1	A日本人学校	平成 15 年 4 月、安全マニュアルの整備、見直しについて指導、助言
大使館へ通報、警察への通報は大使館に依頼	1	H補習授業校	指導、助言は行われていない。
校長の判断による	2	AH日本人学校	避難訓練時に、避難場所及び避難ルートについて指導、助言
		AI日本人学校	平成 18 年 6 月、避難時の注意点について電話で助言したとしているが、左記については改善されていない。
記載なし	1	AG日本人学校	毎年 3 月、学校運営委員会で安全マニュアルについて助言しているとしているが、左記については改善されていない。
計	25	—	—

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - ⑯

爆弾予告の想定と留意事項等

○在外教育施設安全対策資料「児童生徒の在校時編」(平成 12 年 3 月文部省教育助成局 海外子女教育課作成)(抜粋)

参考 緊急事態のシナリオと緊急対応

参考 4 爆弾予告 (略)

1 想定 (略)

2 緊急対応と留意事項

(1) 避難

① 当面の措置として授業を中止し、避難に相当と思われる場所の安全確認を行った上で、児童生徒を避難させる。

② (略)

(2) 警察への通報と不審物件の捜索

① 避難活動と同時並行的に警察に速報し、爆弾捜索・処理班を要請する。

② 到着した警察の指揮者と緊密に連絡を取り、協力する。

(3) 脅迫電話受理者からの確認 (略)

(4) 関係方面への速報

① 警察への通報と並行して、在外公館と学校運営委員会へ報告し、指導、助言、援助、緊急対応の判断、承諾を得る。

② 保護者への連絡

③ 文部省への連絡

(5) 緊急医療の手配 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 2 - (1) - ⑰

爆弾予告(在校時)時の対応(想定)に関する安全マニュアルの記載状況

(総括表)

区 分	記載内容	
	警察への通報	避 難
直ちに実施	9	8
記載なし	1	2
計	10	10

(個表)

日本人学校等名	不十分な状況等		管轄公館の指導、助言状況
	警察への通報	避 難	
C 日本人学校	(直ちに実施)	記載なし	安全マニュアル作成の参考とさせるため、随時、平素の心構え・緊急時の留意事項等について口頭指導しているとしているのみ。
S 日本人学校	記載なし	記載なし	在留邦人向けの安全対策マニュアルを改定の都度、配布しているのみ。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-⑩

安全マニュアルについての管轄公館の指導、助言状況（平成15年度から18年度（12月末まで））

安全マニュアルについて管轄公館の指導、助言のあるもの（管轄公館数22）					
日本人学校等名	安全マニュアルの内容	i	ii	iii	指導、助言内容
		記載状況	主要な報告連絡先の状況	分担の緊急時における役割	
A日本人学校	×	○	○	×	安全マニュアルの整備(H15.4)
C日本人学校	×	×	○	×	緊急時の留意事項等(随時)
D日本人学校d1校	×	×	×	○	安全マニュアルの作成(H16.4)
D日本人学校d2校	○	○	○	○	安全マニュアルの作成(H16.4)
D日本人学校d3校	○	○	○	○	安全マニュアルの作成(H16.4)
E日本人学校	○	○	○	○	監修、チェック(H18.4)
F日本人学校	○	○	○	○	内容の見直し(H18.2)
I日本人学校	×	○	×	×	最新の治安情勢等(改定時)
K1日本人学校	×	×	○	×	内容のアップデート(H16.9)
K2補習授業校	×	×	×	○	内容のアップデート(H16.9)
L日本人学校	○	○	○	○	改定時期、内容(随時)
M日本人学校	○	○	○	○	治安情勢に応じた実行可能な計画の作成
N日本人学校	×	○	○	×	内容全般(随時)
Q日本人学校	○	○	○	○	実際の危機に対応する安全マニュアルの整備(H18.2)
S日本人学校	×	○	○	×	安全対策マニュアルを配布(改定時)
T日本人学校	○	○	○	○	内容の確認(H18.4)
V日本人学校	×	×	○	○	講演、講評(避難訓練時)
X日本人学校	×	○	×	○	不審者侵入時の避難方法等(H17.2)
Z日本人学校	×	○	×	○	空き巣対策(H17.6~10)
AA日本人学校	×	○	×	○	学校運営委員会で指導、助言(随時)
AD日本人学校	○	○	○	○	安全対策マニュアルの配布、安全対策協議会での討議(毎年)
AF日本人学校	○	○	○	○	各連絡先の更新、内容検討(毎年4月)
AG日本人学校	×	○	○	×	学校運営委員会で助言(毎年3月)
AH日本人学校	×	×	○	×	避難場所、避難ルート(避難訓練時)
AI日本人学校	×	○	○	×	避難時の注意点(H18.6電話)
計25校	○10 ×15	○19 ×6	○19 ×6	○16 ×9	—
安全マニュアルについて管轄公館の指導、助言のないもの（管轄公館数13）					
B日本人学校b1校	○	○	○	○	—
G日本人学校	×	○	○	×	
H補習授業校	×	×	×	×	
J日本人学校	○	○	○	○	
O日本人学校	○	○	○	○	
P補習授業校	×	×	○	○	
R日本人学校	×	○	○	×	
U日本人学校	○	○	○	○	
W日本人学校	○	○	○	○	
Y日本人学校	○	○	○	○	
AB日本人学校	○	○	○	○	
AC日本人学校	○	○	○	○	
AE日本人学校	○	○	○	○	
計13校	○9 ×4	○11 ×2	○12 ×1	○10 ×3	—

(注) 「安全マニュアルの内容」欄の「×」は、内容が不十分なものを示す。

表2-(1)-⑱

関係者及び関係機関への緊急連絡訓練の実施状況（平成18年度（予定を含む。））

No.	日本人学校等名	訓練の実施状況	訓練対象の内容		
			保護者への連絡訓練	公館への連絡訓練	警察への連絡訓練
1	A日本人学校	○	①	×	×
2	B日本人学校 b1 校	○	①	×	×
3	C日本人学校	○	①	×	×
4	D日本人学校 d1 校	○	○	×	×
5	D日本人学校 d2 校	○	○	×	×
6	D日本人学校 d3 校	○	○	×	×
7	E日本人学校	○	④	×	×
8	F日本人学校	○	①	×	×
9	G日本人学校	○	①	×	×
10	H補習授業校	○	×	②	×
11	I日本人学校	○	①	①	×
12	J日本人学校	○	①	×	×
13	K 1 日本人学校	○	③	×	×
14	K 2 補習授業校	○	○	×	×
15	L日本人学校	×	×	×	×
16	M日本人学校	○	○	×	×
17	N日本人学校	○	③	③	×
18	O日本人学校	×	×	×	×
19	P補習授業校	×	×	×	×
20	Q日本人学校	×	×	×	×
21	R日本人学校	×	×	×	×
22	S日本人学校	○	×	①	×
23	T日本人学校	○	①	①	×
24	U日本人学校	○	×	③	×
25	V日本人学校	×	×	×	×
26	W日本人学校	×	×	×	×
27	X日本人学校	×	×	×	×
28	Y日本人学校	○	②	×	×
29	Z日本人学校	×	×	×	×
30	AA日本人学校	×	×	×	×
31	AB日本人学校	×	×	×	×
32	AC日本人学校	○	②	×	×
33	AD日本人学校	○	②	③	×
34	AE日本人学校	○	③	③	③
35	AF日本人学校	○	○	×	×
36	AG日本人学校	○	①	①	×
37	AH日本人学校	○	②	②	×
38	AI日本人学校	○	①	①	×
計		○ : 27 × : 11	○ : 24 × : 14	○ : 11 × : 27	○ : 1 × : 37

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「訓練対象の内容」欄の記号については、「丸付数字」は訓練の実施回数を、「○」は訓練を実施しているが、実施回数が不明なものを、それぞれ示す。

3 「訓練の実施状況」欄の「×」は、緊急連絡訓練を実施していないものを示す。

表 2 - (1) - ㊟

避難訓練の実施状況（平成 18 年度（予定を含む。））

（総括表）

（単位：校、％）

区 分	大 地 震	大 暴 動	誘 拐	爆弾予告	テロ等襲撃	不審者の侵入
実施	14(37)	4(11)	0(0)	4(11)	5(13)	26(68)
未実施	24(63)	34(89)	38(100)	34(89)	33(87)	12(32)
計	38(100)	38(100)	38(100)	38(100)	38(100)	38(100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 括弧内数値は、％を示す。

(個表)

日本人学校等名	緊急事態の例											
	大地震		大暴動		誘 拐		爆弾予告		テロ等襲撃		不審者の侵入	
	マニ ュアル	避難 訓練										
A 日本人学校	○	①	○	×	×	×	×	×	×	×	○	⑥
B 日本人学校 b1 校	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	①
C 日本人学校	×	×	×	①	×	×	○	×	×	×	○	×
D 日本人学校 d1 校	×	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	①
D 日本人学校 d2 校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	①
D 日本人学校 d3 校	×	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	①
E 日本人学校	○	①	○	×	×	×	○	①	×	×	×	×
F 日本人学校	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×
G 日本人学校	×	①	×	×	×	×	×	×	×	×	×	①
H 補習授業校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	②
I 日本人学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
J 日本人学校	×	×	○	×	×	×	○	×	○	×	×	①
K 1 日本人学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	①
K 2 補習授業校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
L 日本人学校	○	×	○	×	○	×	×	×	○	×	○	○
M 日本人学校	○	①	×	×	×	×	×	①	×	①	○	①
N 日本人学校	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	①
O 日本人学校	×	②	×	×	○	×	×	×	×	×	○	②
P 補習授業校	○	①	○	①	×	×	×	×	×	×	×	×
Q 日本人学校	×	①	×	×	×	×	×	×	○	×	○	②
R 日本人学校	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
S 日本人学校	○	○	×	×	○	×	○	×	○	○	○	○
T 日本人学校	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
U 日本人学校	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○
V 日本人学校	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	○	○
W 日本人学校	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	①
X 日本人学校	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	○	①
Y 日本人学校	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	×
Z 日本人学校	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
AA 日本人学校	○	①	○	×	×	×	○	×	×	×	×	①
AB 日本人学校	×	○	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○
AC 日本人学校	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×
AD 日本人学校	×	×	○	×	○	×	×	①	○	×	×	×
AE 日本人学校	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	③
AF 日本人学校	○	①	×	×	×	×	×	×	×	×	×	①
AG 日本人学校	○	①	×	×	×	×	×	×	○	×	○	①
AH 日本人学校	×	×	○	①	×	×	×	×	○	×	○	①
AI 日本人学校	×	×	○	①	×	×	×	×	○	①	○	①
計	○○ : 9		○○ : 3		○○ : 0		○○ : 1		○○ : 2		○○ : 20	
	○× : 5		○× : 13		○× : 9		○× : 9		○× : 15		○× : 5	
	×○ : 5		×○ : 1		×○ : 0		×○ : 3		×○ : 3		×○ : 6	
	×× : 19		×× : 21		×× : 29		×× : 25		×× : 18		×× : 7	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「マニュアル」欄は安全マニュアルへの掲載状況を、「避難訓練」欄は避難訓練の実施状況を、それぞれ示す。

3 「避難訓練」欄の記号については、「丸付数字」は実施回数を、「○」は訓練を実施しているが、実施回数不明なもの、それぞれ示す。

4 「計」欄の記号については、「○○」は緊急事態の発生時に講ずるべき措置が安全マニュアルに記載され避難訓練も実施しているものを、「○×」は緊急事態の発生時に講ずるべき措置が安全マニュアルに記載されているが、避難訓練が未実施となっているものを、「×○」は緊急事態の発生時に講ずるべき措置が安全マニュアルに記載されていないが、避難訓練は実施されているものを、「××」は緊急事態の発生時に講ずるべき措置が安全マニュアルに記載されておらず、避難訓練も未実施となっているものを、それぞれ示す。

(2) 緊急用無線機の整備

勸告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>日本人学校等においては、緊急事態の発生時に備え、平素から、保護者、在外公館、学校運営委員会、関係府省等との連絡体制を確立しておくことが重要である。</p> <p>このため、文部科学省は、日本人学校等における緊急事態の発生時の連絡体制について、在校時編等の中で、主要な連絡先（保護者、在外公館、学校運営委員会、関係府省）と、それらの連絡先ごとに整備することが望ましい連絡手段（電話、ファックス、携帯電話等）及び留意事項を示し、現地の実情を踏まえつつ整備するよう要請している。さらに、日本人学校等と在外公館との間の連絡については、上記の連絡手段に加え、電話回線の途絶に備えて在外公館と交信できる無線機（以下「公館連絡用無線機」という。）を用意しておくことが望ましく、また、関係機関への緊急連絡の訓練等のシミュレーションを繰り返す必要があるとしている。</p> <p>また、外務省は、緊急事態の発生時に日本人学校等に避難した在外邦人と在外公館との連絡手段を確保するため、平成9年度から、日本人学校等に無線機を貸与する仕組みを導入している。</p> <p>このほか、財団法人海外子女教育振興財団（以下「振興財団」という。）は、日本人学校等に対し、児童生徒の安全を確保するための無線設備等の施設・設備の新設、改善等、物品購入、安全対策コンサルタント料等の援助を行っており、平成18年度にこれらの援助等の対象とした学校は16校となっている。</p>	<p>表2-(2)-①</p> <p>表2-(1)-⑤ (再掲)</p> <p>表2-(2)-②</p> <p>表2-(2)-③</p>
<p>(調査結果)</p> <p>今回、38日本人学校等における緊急事態の発生時の連絡体制の整備状況を調査した結果、主要な連絡先との有線電話（ファックス、携帯電話等を含む。）による連絡網の整備は行われているものの、次のとおり、公館連絡用無線機の整備が進んでいない状況がみられた。</p> <p>① 公館連絡用無線機の整備状況をみると、平成18年12月末現在、整備されているのは19校（50%）にとどまり、19校（50%）では整備されていない。整備されている19校のうち、外務省からの貸与を受けているのは17校で、独自に調達しているのは2校（うち、振興財団の援助を受けているものが1校）となっている。</p> <p>公館連絡用無線機が整備されていない日本人学校等の中には、緊急事態の発生時に、通常の電話（携帯電話を含む。）が極めてつながりにくくなり、児童生徒の安否確認等に関する在外公館との連絡を迅速に行うことができなかつた例（1事例）がある。</p> <p>② 公館連絡用無線機が整備されていない19校のうち8校については、所在地を管轄する6在外公館のすべてに在留邦人に貸与する無線機が配備されており、日本人学校等も貸与先として考えられるにもかかわらず、貸与されていない状況となっている。</p> <p>③ 公館連絡用無線機が整備されている19校における平成18年4月から12月末までの当該無線機の使用訓練の実施状況をみると、15校（79%）では実施されているが、4校（21%）では実施されていない。また、使用訓練が実施されている15校のうち</p>	<p>表2-(2)-④</p> <p>事例表1-(2)-ウ-⑧（再掲）</p> <p>表2-(2)-④ (再掲)</p> <p>表2-(2)-⑤</p>

11校（73％）では在外公館と連携して合同で訓練が実施されているものの、4校（27％）では在外公館と連携することなく日本人学校等単独で実施されている。

（所見）

したがって、外務省及び文部科学省は、日本人学校等における緊急事態発生時の在外公館との連絡体制の整備を促進するため、次の措置を講ずる必要がある。

① 外務省は、在外公館に対し、日本人学校等に貸与可能な無線機の配備状況を点検し当該無線機の貸与を促進するよう指示するとともに、無線機の整備に係る各種支援制度について日本人学校等に周知するよう指示すること。

文部科学省は、外務省に対し、公館連絡用無線機の日本人学校等への貸与を促進するよう要請するとともに、無線機の整備に係る各種支援制度について日本人学校等に周知すること。

② 外務省及び文部科学省は、在外公館及び日本人学校等に対し、公館連絡用無線機の使用訓練はできるだけ合同で実施するよう指示又は要請すること。

表 2 - (2) - ①

在外教育施設における無線機の配備

○在外教育施設安全対策資料「児童生徒の在校時編」(平成12年3月文部省教育助成局海外子女教育課作成)
(抜粋)

第2章 平時における危機管理業務

第10 報告連絡体制の確立

1 主要な報告連絡先と連絡手段

- (1) スクールバス関連 (略)
- (2) 日本人学校等～保護者の緊急連絡 (略)
- (3) 日本人学校等～在外公館

《連絡手段》

- ・ 電話
- ・ 携帯電話
- ・ 無線機
- ・ インターネット

《留意事項》

- ① 在外公館等への緊急連絡用として専用電話回線を確保しておくことが望ましい。確保した場合、電話番号の情報管理に十分配慮する。
- ② 在外公館の閉館時間帯・休館日でも、担当官と直接連絡を取れるよう、それぞれがそれぞれの自宅と携帯電話の番号を控えておく。
- ③ 電話回線の途絶に備えて、在外公館と交信できる無線機を用意しておくことが望ましい。
- (4) 日本人学校等～学校運営委員会 (略)
- (5) 日本人学校等～関係省庁 (略)
- (6) 上記以外の緊急連絡手段 (略)

2 緊急報告連絡の大原則 (略)

○在外教育施設派遣教員安全対策資料「危機管理編」(平成19年1月文部科学省初等中等教育局国際教育課作成)
(抜粋)

第2章 平時における総括的な危機管理業務

2.5. 報告連絡体制と緊急連絡網の整備

2.5.1. 主要な報告連絡先と連絡手段

2.5.1.1. 在外教育施設～保護者 (略)

2.5.1.2. 在外教育施設～在外公館

《連絡手段》

- ① 電話
- ② 携帯電話
- ③ 無線機
- ④ インターネット

《留意事項》

- ① 在外公館等への緊急連絡用として専用電話回線を確保しておくことが望ましい。確保した場合、電話番号の情報管理に十分配慮する。
- ② 在外公館の閉館時間帯・休館日でも、担当官と直接連絡を取れるよう、それぞれがそれぞれの自宅と携帯電話の番号を控えておく。
- ③ 電話回線の途絶に備えて、在外公館と交信できる無線機を用意しておくことが望ましい。
- 2.5.1.3. 在外教育施設～学校運営委員会 (略)
- 2.5.1.4. 在外教育施設～関係省庁 (略)
- 2.5.1.5. 上記以外の緊急連絡手段 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 2 - (2) - ②

ウォーデン（拠点邦人）に対する邦人保護用無線機の貸与の実施要領について（平成 9 年 7 月 3 日付け
外務省訓令往信領保合第 16858 号及び平成 8 年 8 月 7 日付け外務省訓令往信領保合第 2328 号）（抜粋）

- 2 (1) かかる状況を改善するため、平成 6 年度より遠隔地また兼轄国に居住する邦人の中から拠点となる邦人（ウォーデン）を指名し、同人に邦人の平常時の所在把握あるいは緊急時の安否確認・大使館よりの情報・指導事項の伝達等の業務を担ってもらうこととし、そのために貴館と右拠点邦人との連絡を確保することを目的として同邦人に長距離用無線機（電波の到達距離は概ね 50-800km、但し、地形、気候、時間帯等により到達距離は異なるので 1000km が可能となることもある）を貸与するいわゆる「ウォーデン制」を導入し、ウォーデン用長距離無線機の配備を進めてきている。
- (2) 他方、緊急事態が発生し、邦人が一時的に集結・避難する必要がある場合には、その避難先として在外公館、公邸以外にその収容能力やそのときの治安情勢によっては日本人学校等の施設に避難することが適当と考えられるので、在外公館と右日本人学校等の邦人間との連絡手段の確保を図るため、これまでの拠点邦人の候補（遠隔地または兼轄国の邦人）に以下を新しく加えることとした。
- (イ) 日本人学校校長若しくは教員：子女数調査、安全対策全般の意見交換等を通じて密接な関係にあり、また、日本人学校が緊急避難先ともなった場合には、安否確認、所在調査を要請する場合も考えられ邦人保護面において中心的拠点ともなる。
- (ロ) 「安全対策連絡協議会」の委員：日頃より緊急事態を始めとする安全対策全般について意見交換、情報交換が行われ、緊急事態の邦人保護の際には中心的働きが期待される。
- 4 本件ウォーデン制に係わる留意事項は以下の通り。
- (1) 無線機使用許可取得
我が方公館といえどもその多くは、任国の電波管理法令等の関係で無線機の使用許可取得が困難であり、ましてや私人であれば無線機保有が許可されない可能性が極めて大きい。他方、本件ウォーデン用長距離無線機を関係国より許可を得ず邦人に貸与した場合には現地関係当局より違法行為としてとがめられ、邦人に不利益を与えかねず、また、我が方の責任を問われる可能性もある。
従って本件稟請に際しては、事前に外国人私人の無線機保有の許可を取得出来る見通し等拠点邦人の居住する関係国の法的根拠等を十分に調査ありたい。
- (2) 拠点邦人の候補
(イ) 遠隔地または兼轄国の拠点邦人については、当該国あるいは地域の邦人で、現地に長く滞在し現地事情に通じていること、在留邦人の代表として他の邦人より信頼を得ていること、在外公館等に協力的であること等を勘案して適当と思われる者を推薦ありたい。
(ロ) 日本人学校については校長若しくは教員とし、原則 1 - 2 名までとする。また、安全対策連絡協議会の邦人側委員を拠点邦人とする場合には、構成にもよるが、主として企業関係者の中から適当と思われる者原則 4 - 5 名とする。
- (3) 拠点邦人へ貸与する機器、台数及び無線網の整備。
(イ) 日本人学校の拠点邦人用無線機については、避難場所ともなった場合を考慮し原則日本人学校施設内に短距離無線機の基地局（又は固定局）を 1 台、また、必要に応じ拠点邦人の宿舎へ移動に際し使用する際の利便性をも考慮して、簡易固定局（又は携帯局）1 台の構成とする。安全対策連絡協議会の拠点邦人用無線機は拠点邦人たる委員は年度単位（又は途中で）で交代することを考慮し移動可能な短距離無線機の簡易固定局（又は携帯局）を 1 台とする。
なお、本件無線機は予算の関係から、拠点邦人との連絡が最低限確保できることを前提にした最小構成としたところ、当面は拠点邦人の車（若しくはスクール・バス）等を設置場所とする車載局については承認しないので留意ありたい。また、遠隔地、兼轄地の拠点邦人については、これまで通り長距離無線機（基地局）1 台とする。

(注) 下線は、当省が付した。

表 2 - (2) - ③

財団法人海外子女教育振興財団が行う安全対策援助の概要

援助対象	日本人学校及び補習授業校																																						
目的	学校における児童・生徒の安全を確保するための事業について援助を行う。																																						
援助対象事案	<p>児童・生徒を外的脅威から守るための安全確保を目的とした次の事案</p> <p>① 施設・設備の新設・改善等</p> <p>② 物品購入・修理等</p> <p>③ 安全対策コンサルタント料等</p> <p>④ その他財団が適当と認めた事案</p> <p style="text-align: center;">安全対策援助の具体例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対 象</th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">援助実績事案</th> <th style="width: 40%;">援助目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地建物</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設備</td> <td>警報装置</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>監視装置</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>無線設備</td> <td>無線アンテナの設置</td> <td>非常時通信手段の確保</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">備品</td> <td>警報機</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>携帯無線</td> <td>携帯無線機の購入</td> <td>非常時通信手段の確保</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通学バス</td> <td>車体</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>備品</td> <td>先行車・追尾車用携帯無線機の購入</td> <td>非常時通信手段の確保</td> </tr> </tbody> </table>			対 象	区 分	援助実績事案	援助目的	敷地建物	(略)			施設	(略)			設備	警報装置	(略)		監視装置	(略)		無線設備	無線アンテナの設置	非常時通信手段の確保	備品	警報機	(略)		携帯無線	携帯無線機の購入	非常時通信手段の確保	通学バス	車体	(略)		備品	先行車・追尾車用携帯無線機の購入	非常時通信手段の確保
対 象	区 分	援助実績事案	援助目的																																				
敷地建物	(略)																																						
施設	(略)																																						
設備	警報装置	(略)																																					
	監視装置	(略)																																					
	無線設備	無線アンテナの設置	非常時通信手段の確保																																				
備品	警報機	(略)																																					
	携帯無線	携帯無線機の購入	非常時通信手段の確保																																				
通学バス	車体	(略)																																					
	備品	先行車・追尾車用携帯無線機の購入	非常時通信手段の確保																																				
援助額	原則、上限 200 万円とし、所要経費の 50%から 80%の範囲内で事業内容をかんがみ財団が決定 (15 校前後)																																						

- (注) 1 財団法人海外子女教育振興財団の資料から当省が作成した。
 2 援助額については、平成 18 年度の実績である。
 3 網掛けは、当省が付した。

表 2 - (2) - ④

無線機の整備状況 (平成 18 年 12 月末現在)

(単位: 校)

No.	日本人学校等名	整備済み		未整備	公館に在留邦人に貸与する無線機が配備されていないが未貸与	備考
		在外公館からの貸与	独自に調達			
1	A 日本人学校			○	○	
2	B 日本人学校 b1 校			○	○	
3	C 日本人学校	○	○			
4	D 日本人学校 d1 校			○	○	
5	D 日本人学校 d2 校			○	○	
6	D 日本人学校 d3 校			○	○	
7	E 日本人学校	○	○			
8	F 日本人学校	○	○			
9	G 日本人学校			○	—	
10	H 補習授業校	○		○		安全対策援助事業
11	I 日本人学校	○	○			
12	J 日本人学校	○		○		
13	K 1 日本人学校			○	—	
14	K 2 補習授業校			○	—	
15	L 日本人学校	○	○			
16	M 日本人学校	○	○			
17	N 日本人学校	○	○			
18	O 日本人学校			○	—	
19	P 補習授業校			○	—	
20	Q 日本人学校			○	○	
21	R 日本人学校	○	○			
22	S 日本人学校	○	○			
23	T 日本人学校	○	○			
24	U 日本人学校	○	○			
25	V 日本人学校			○	○	
26	W 日本人学校			○	—	
27	X 日本人学校			○	—	
28	Y 日本人学校			○	—	
29	Z 日本人学校			○	—	
30	AA 日本人学校			○	○	
31	AB 日本人学校			○	—	
32	AC 日本人学校			○	—	
33	AD 日本人学校	○	○			
34	AE 日本人学校	○	○			
35	AF 日本人学校	○	○			
36	AG 日本人学校	○	○			
37	AH 日本人学校	○	○			
38	AI 日本人学校	○	○			
計		19	17	2	19	8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 備考欄に「安全対策援助事業」とあるのは、学校が財団法人海外子女教育振興財団の安全対策援助事業により独自に整備したものである。

3 在留邦人に貸与する無線機については、H 補習授業校又は J 日本人学校の所在地を管轄する 2 在外公館においても配備されているが、両校は独自に無線機を整備しているため「公館に在留邦人に貸与する無線機が配備されていないが未貸与」欄からは除外した。また、「—」は、公館に在留邦人に貸与する無線機が配備されていないものを示す。

表 2 - (2) - ⑤

無線機の使用訓練の実施状況（平成 18 年度（12 月末まで））

日本人学校等名	実施	未実施	使用訓練の実施状況
C 日本人学校		○	通話状況については年 2 回、館員が点検
E 日本人学校		○	
F 日本人学校	◎		—
H 補習授業校	○		避難訓練時に学校単独で実施
I 日本人学校	◎		合同訓練以外に、避難訓練時に学校単独で実施
J 日本人学校	○		避難訓練時に学校単独で実施
L 日本人学校		○	
M 日本人学校		○	
N 日本人学校	◎		合同訓練以外に、避難訓練時に学校単独で実施
R 日本人学校	◎		—
S 日本人学校	◎		—
T 日本人学校	○		学校単独で実施
U 日本人学校	◎		—
AD 日本人学校	◎		—
AE 日本人学校	◎		避難訓練時に、在外公館と合同で実施
AF 日本人学校	◎		—
AG 日本人学校	◎		避難訓練時に、在外公館と合同で実施
AH 日本人学校	○		学校単独で実施
AI 日本人学校	◎		合同訓練以外に、避難訓練時に学校単独で実施
	◎11 ○4	4	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「実施」欄の記号については、「◎」は在外公館と合同で使用訓練を実施しているものを、「○」は学校単独で実施しているものを、それぞれ示す。

(3) 日本人学校等における教育環境の整備

ア 派遣教諭の早期着任の推進

勸告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>文部科学省は、日本人学校等の教育の充実を図るため、国内の義務教育諸学校の教員を世界各地の日本人学校等へ派遣しており、平成18年度の派遣教員数は1,333人、国庫負担額は約210億円となっている。</p> <p>派遣教員の選考等については、「在外教育施設教員派遣規則」(昭和56年文部省訓令第27号)に基づき、都道府県教育委員会等から推薦された教員の中から文部科学省が適任者を選考し、研修を行った上で、毎年度当初に各日本人学校等に派遣されることとなっている。派遣教員に対しては、文部科学省から委嘱状が交付され、派遣期間は原則として2年とされている。また、派遣教員は、校長、教頭及び教諭の3種類に分けられており、校長又は教頭として派遣される教員は、派遣教員に対する研修のほかに管理職としての研修を受けた後に派遣されている。</p> <p>(調査結果)</p> <p>今回、教員派遣の実施状況について、38日本人学校等を調査した結果、次のとおり、派遣教員(教諭)の到着日から始業式までの期間が短いため、授業の準備を十分に行うことができない等の状況がみられた。</p> <p>① 教員の派遣時期について、文部科学省は、始業式に間に合うよう4月上旬とすることを基本に、校長及び教頭は管理職として学校運営全般についての十分な業務引継ぎを行うために3月中旬とすることとしている。</p> <p>平成16年度から18年度における教員の派遣時期をみると、上記方針のとおり、校長及び教頭は3月11日から3月14日の間に委嘱式が行われ、その後数日以内に派遣先の日本人学校等に着任しているが、教諭の場合は、16年度が4月2日と5日、17年度が4月1日と5日、18年度が4月6日に委嘱式が行われ、その後数日以内に派遣先の日本人学校等に着任している。</p> <p>なお、教諭の委嘱式については、平成16年度及び17年度の場合、1日でも早い着任を希望する日本人学校等の意向に配慮し、派遣教諭全員を一堂に会する方法(以下「一斉委嘱式」という。)を採らずに、委嘱式を2回に分けて行うこととしていたが、18年度は、再び一斉委嘱式を行っている。</p> <p>② 調査した38日本人学校等のうち、平成18年度に新たに教諭が派遣された34校について、派遣教諭の到着時期をみると、一斉委嘱式当日の4月6日が1校(3%)、同月7日が27校(79%)、同月8日が6校(18%)となっている。また、34校の始業式の実施時期をみると、4月9日から11日までが17校(50%)、4月12日から14日までが10校(29%)等となっており、最も遅いのは4月20日となっている。</p> <p>これらの派遣教員(教諭)の到着日から始業式までの期間(以下「準備期間」という。)をみると、表1のとおり、準備期間が1週間(7日)以上のところが7校(21%)ある一方、17校(50%)が3日以下、10校(29%)が4日ないし6日となっている。これらの中には、4月7日に到着し準備期間1日で4月9日に始業式を迎えたケースもみられる。</p>	<p>図2-(3)-ア-① 表2-(3)-ア-②~④ 図2-(3)-ア-⑤</p> <p>表2-(3)-ア-⑥</p> <p>表2-(3)-ア-⑦</p>

表1

準備期間の状況

(単位：校)

準備期間	3日以内			4日ないし6日			7日以上						計
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	
学校数	1	4	12	6	3	1	0	0	2	3	1	1	34

(注) 当省の調査結果による。

なお、平成18年度の始業式の実施時期をみると、37校(97%)では、日本国内の義務教育諸学校の始業式がおおむね4月6日又は7日に行われているのに比べ、それよりも遅い時期に行われており、このうち、8校では1週間以上遅い時期に行われている。このようなことから、年間授業日数(時間数)を確保するための対策を講ずることが必要となっており、夏休み期間の短縮や1日の授業時間数を増やす等の措置を講じているところが13校ある。

表2-(3)-ア
-⑧

- ③ 教諭の着任時期について、調査した38日本人学校等から意見を聴取したところ、32校(84%)が、新学期の授業計画等の準備、年間授業日数(時間数)の確保、派遣教員の生活基盤の整備等を円滑かつ速やかに行うため、着任時期をできるだけ早めることを希望している。

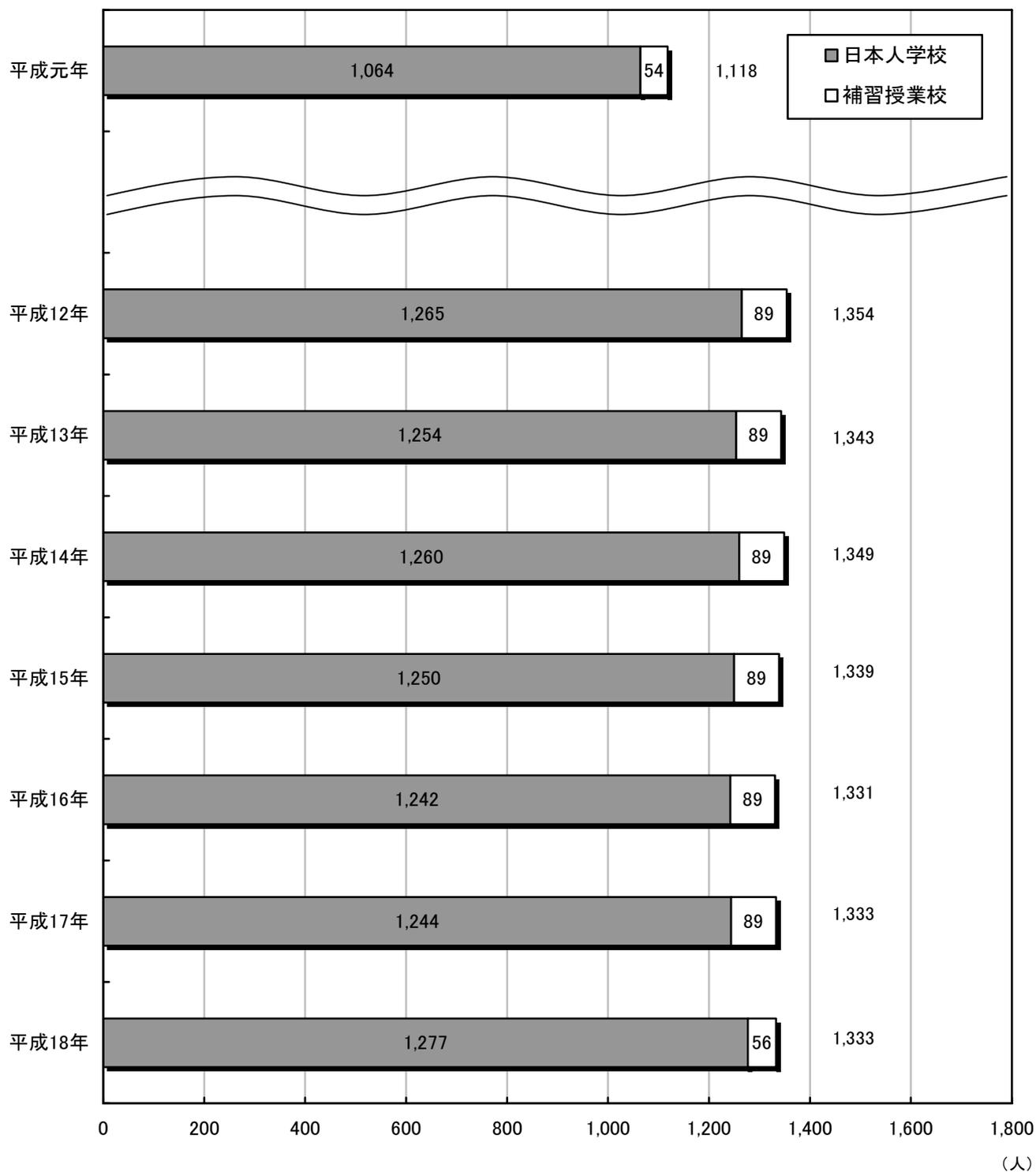
表2-(3)-ア
-⑨

(所見)

したがって、文部科学省は、多くの日本人学校等が希望する派遣教諭の早期着任を可能とするため、委嘱式の在り方を含め、その実施方法や実施時期を見直すなど、必要な措置を講ずる必要がある。

図 2 - (3) - ア - ①

教員の派遣実績(平成元年・平成12年～18年)



(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 各年4月1日現在の人数である。

表 2 - (3) - ア - ②

派遣教員の確保に要する経費の推移

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
派遣教員委託費	9,469,847	9,659,473	9,497,174	9,526,484
派遣教員等謝金	9,350,727	9,498,920	9,878,088	10,343,343
派遣教員等外国旅費	1,632,894	1,482,709	1,599,790	1,502,512
計	20,453,468	20,641,102	20,975,052	21,372,339

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 決算額を記載した(平成 19 年度は予算額)。
 3 「派遣教員委託費」は、国内給与相当額として派遣元の都道府県教育委員会等に支払われる経費である。
 4 「派遣教員等謝金」は、在勤手当に相当する経費である。
 5 「派遣教員等外国旅費」は、赴任及び帰国の際の旅費である。

表 2 - (3) - ア - ③

在外教育施設教員派遣規則(昭和 56 年文部省訓令第 27 号)(抄)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、在外教育施設に派遣する教員の派遣について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「在外教育施設」とは、海外に在留する邦人がその子女のために共同して設置する教育施設で本邦の小学校若しくは中学校の課程に相当する課程の全部又は一部を有するものをいう。

2 この規則において「派遣教員」とは、文部科学大臣の委嘱を受けた在外教育施設に本邦から派遣される校長、教頭又は教諭をいう。

(派遣教員の委嘱)

第 3 条 在外教育施設に派遣する校長、教頭及び教諭は、文部科学大臣が委嘱する。

2 派遣教員の選考方法は、初等中等教育局長が別に定めるところによる。

(派遣時期及び期間)

第 5 条 派遣教員の派遣時期は、原則として年度当初とする。

2 派遣教員の派遣期間は原則として 2 年間とする。ただし、文部科学大臣が必要と認める場合には、2 年を限度に派遣期間を延長することができる。

(旅費の支給)

第 6 条 派遣教員又は派遣教員の扶養親族が(略)次の各号に掲げる場合には、派遣教員に対し、旅費を支給する。

一 派遣教員が在外教育施設に赴き、又は帰国した場合

二～八 (略)

2～5 (略)

(在勤手当)

第 7 条 在勤手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給するものとする。

2 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、健康管理手当、不健康地健康管理手当、高地手当及び防犯手当とする。

3～10 (略)

表 2 - (3) - ア - ④

在外教育施設教員派遣制度の概要

1 教員派遣制度の沿革

日本人学校への教員派遣は、昭和 37 年度に国立学校教員 1 名をバンコク日本人学校に外務公務員に併任して派遣したことに始まり、39 年度からは国立学校に日本人学校派遣教員の定員措置が講じられた。昭和 40 年代に入り、国際化の進展に伴う海外子女数及び日本人学校数の増加に対応するため、49 年度からの第 4 次教員定数改善において、公立学校に派遣教員の定数措置を講じ、これら公立学校教員の国内給与費の 2 分の 1 を国が負担することとした。

昭和 53 年度には、国が派遣教員の確保に要する経費を教員派遣に協力する都道府県に交付し、国の責任において在外教育施設で必要とする教員数を安定的に確保することを目的として「在外教育施設派遣教員経費交付金」制度が新設された。これに併せて、派遣教員の身分の取扱いを長期の研修出張扱いに統一して処遇面の改善が図られるとともに、選考方法も従来の一般公募・推薦方式から国内所属機関の推薦方式に一本化された。

また、昭和 56 年度からは、従来、外務省予算に計上されていた教員派遣経費（赴任・帰国旅費及び在勤手当）が文部省に移管されたことに伴い、文部大臣が派遣教員を委嘱し派遣することとなり、教員派遣業務が文部省において統一的行われることとなった。

平成 15 年度は、海外子女教育、帰国・外国人児童生徒等の支援を一元的に推進する等の観点から、「在外教育施設派遣教員委託費」が新設され、これまでの「在外教育施設派遣教員経費交付金」は廃止された。

2 教員派遣制度の仕組み

文部科学省は、毎年度、国内の国公立の義務教育諸学校の教員の中から、都道府県教育委員会等が選考して推薦する教員について選考を行い、適任者を決定し、これら教員を対象に研修を行った上で、2 年（1 年ごとに最大 2 年の延長可）の任期で在外教育施設に派遣している。



3 派遣教員の身分

(1) 国内身分

都道府県から在外教育施設へ派遣される教員の身分の取扱いについては、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条第 3 項に基づく長期の研修出張に統一されている。

文部科学省は、当該教員に対し、在外教育施設において教育に従事することを委嘱し、派遣教員は委嘱に基づきその教育業務に専念することとなる。

(2) 派遣先での身分等

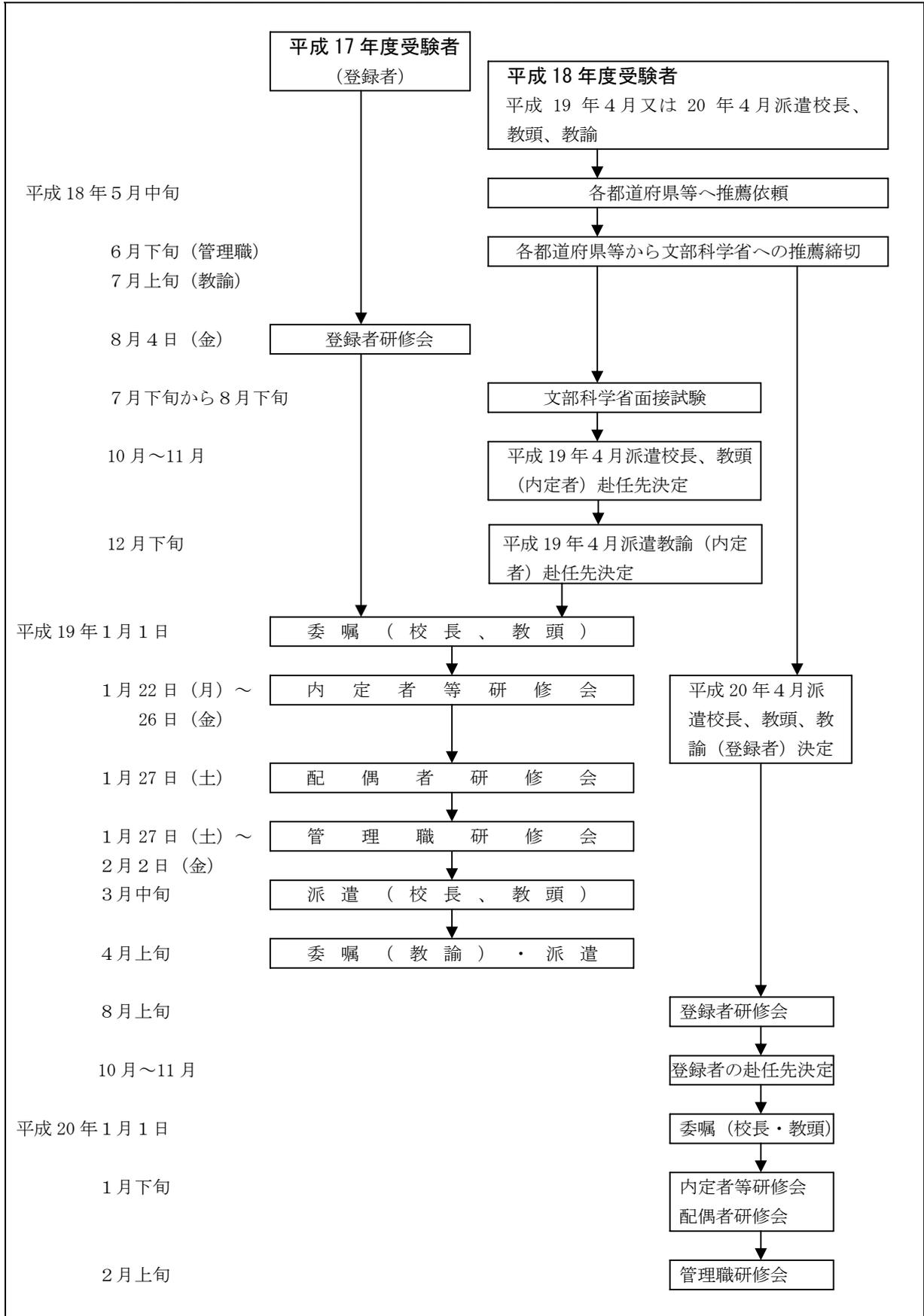
派遣教員には、外務大臣から公用旅券が発給され、公用旅券上の官職は「在外公館の嘱託（Extra Chancellor）」となる。

また、旅費のほか、派遣教員が在外教育施設で勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するため在勤手当が支給されている。

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

図 2 - (3) - ア - ⑤

派遣教員の選考から派遣まで（平成 19 年度及び 20 年度派遣教員）



(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2 - (3) - ア - ⑥

委嘱式の実施日及び到着日等

年度	区分	委嘱式	出立日	到着日
平成16年度	校長・教頭	3月14日	3月15日～17日	3月16日～17日
	教諭	4月2日	4月2日～3日	4月2日～4日
		4月5日	4月5日～7日	4月6日～7日
平成17年度	校長・教頭	3月11日	3月11日～16日	3月12日～16日
	教諭	4月1日	4月2日～4日	4月2日～4日
		4月5日	4月5日～7日	4月5日～7日
平成18年度	校長・教頭	3月13日	3月13日～14日	3月13日～15日
	教諭	4月6日	4月6日～7日	4月6日～8日

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-ア-⑦

教諭の到着日及び始業式の実施日等（平成18年度に教員派遣があった34校）

区分 日本人学校名	平成18年度派遣教諭数(人)	到着日(a)	始業式(b)	到着日から始業式までの期間(b-a) (注) 2
A日本人学校	11	4月7日	4月12日	4日
B日本人学校 b1校	32	4月7日	4月19日	11日
C日本人学校	7	4月7日	4月13日	5日
D日本人学校 d1校	7	4月7日	4月18日	10日
D日本人学校 d2校	3	4月7日	4月18日	10日
D日本人学校 d3校	7	4月7日	4月18日	10日
E日本人学校	10	4月7日	4月17日	9日
F日本人学校	5	4月7日	4月11日	3日
G日本人学校	21	4月7日	4月20日	12日
I日本人学校	3	4月7日	4月11日	3日
J日本人学校	9	4月7日	4月14日	6日
K1日本人学校	14	4月7日	4月17日	9日
L日本人学校	3	4月7日	4月11日	3日
M日本人学校	2	4月7日	4月10日	2日
N日本人学校	1	4月8日	4月14日	5日
O日本人学校	2	4月7日	4月10日	2日
Q日本人学校	4	4月7日	4月11日	3日
R日本人学校	7	4月6日	4月11日	4日
S日本人学校	2	4月8日	4月11日	2日
U日本人学校	5	4月7日	4月11日	3日
V日本人学校	8	4月7日	4月11日	3日
W日本人学校	7	4月7日	4月11日	3日
X日本人学校	10	4月7日	4月12日	4日
Y日本人学校	7	4月7日	4月13日	5日
Z日本人学校	2	4月7日	4月11日	3日
AA日本人学校	2	4月7日	4月11日	3日
AB日本人学校	3	4月7日	4月11日	3日
AC日本人学校	4	4月7日	4月12日	4日
AD日本人学校	4	4月7日	4月9日	1日
AE日本人学校	3	4月8日	4月11日	2日
AF日本人学校	3	4月7日	4月11日	3日
AG日本人学校	1	4月8日	4月13日	4日
AH日本人学校	2	4月8日	4月13日	4日
AI日本人学校	2	4月8日	4月12日	3日
計	213	6日：1校 7日：27校 8日：6校	9日：1校 10日：2校 11日：14校 12日：4校 13日：4校 14日：2校 17日：2校 18日：3校 19日：1校 20日：1校	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 期間は「到着日」、「始業式」の日をそれぞれ含めないで算出している。

表 2 - (3) - ア - ⑧

始業式の実施日及び授業時間確保方策の実施状況

日本人学校等名	始業式（平成18年度）	授業時間確保方策の実施状況
A 日本人学校	4月12日	—
B 日本人学校 b1 校	4月19日	—
C 日本人学校	4月13日	年間200日の授業日数を確保するために、夏休みを短縮し、8月20日前後に2学期を開始している。
D 日本人学校 d1 校	4月18日	夏休みの短縮により総授業時間数を確保している。
D 日本人学校 d2 校	4月18日	夏休みの短縮により総授業時間数を確保している。
D 日本人学校 d3 校	4月18日	夏休みの短縮により総授業時間数を確保している。
E 日本人学校	4月17日	夏休みの短縮により総授業時間数を確保している。
F 日本人学校	4月11日	—
G 日本人学校	4月20日	—
H 補習授業校	4月8日	—
I 日本人学校	4月11日	—
J 日本人学校	4月14日	標準授業時間数を確保するため、行事や学級活動の時間を削減する工夫を例年行っている。
K 1 日本人学校	4月17日	—
K 2 補習授業校	4月15日	—
L 日本人学校	4月11日	—
M 日本人学校	4月10日	—
N 日本人学校	4月14日	—
O 日本人学校	4月10日	夏休みの開始を遅らせ、かつ、短縮している。
P 補習授業校	4月1日	—
Q 日本人学校	4月11日	—
R 日本人学校	4月11日	本校では、年間授業日数をおおむね201日として教育課程の編成を行っている。3月の帰任日と4月の着任日を基に春休み日数を設定しており、その分夏休みや冬休みで調整しているが、現地社会との整合もあり、大幅に夏休み等をずらす訳にはいかない。
S 日本人学校	4月11日	—
T 日本人学校	4月10日	年間8回、土曜日授業を実施し、授業時数を確保している。
U 日本人学校	4月11日	—
V 日本人学校	4月11日	—
W 日本人学校	4月11日	—
X 日本人学校	4月12日	授業時数を確保するため、各学年ともに、1日の授業時間を増やしている（小学部低学年については6コマを設定し、中学部については7コマを設定）。
Y 日本人学校	4月13日	—
Z 日本人学校	4月11日	—
AA 日本人学校	4月11日	—
AB 日本人学校	4月11日	—
AC 日本人学校	4月12日	年間授業日数を、毎年200日確保するため、夏休み等を調整している。
AD 日本人学校	4月9日	夏休みの短縮により総授業時間数を確保している。
AE 日本人学校	4月11日	—

日本人学校等名	始業式（平成18年度）	授業時間確保方策の実施状況
AF 日本人学校	4月11日	—
AG 日本人学校	4月13日	—
AH 日本人学校	4月13日	夏休みの短縮により総授業時間数を確保している。また、1日7コマの日の設定等、授業時間の確保に全力を挙げている。
AI 日本人学校	4月12日	—
	1日：1校	
	8日：1校	
	9日：1校	
	10日：3校	
	11日：14校	
	12日：4校	
	13日：4校	
	14日：2校	
	15日：1校	日本国内の義務教育諸学校の始業式よりも1週間以上遅い時期に実施：8校（21%）
	17日：2校	
	18日：3校	
	19日：1校	
	20日：1校	

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (3) - ア - ⑨

教諭の着任時期に関する意見

(総括表)

区 分	学校数
着任時期の早期化が必要	32
現在の着任時期は適当	4
無回答	2
計	38

(注) 当省の調査結果による。

(個表)

日本人学校等名	始業式 (平成18年度)	早期化 の要否	着任時期の早期化に関する具体的な意見
A 日本人学校	4月12日	○	—
B 日本人学校 b1 校	4月19日	○	年度当初の着任であれば、4月の授業時間数、更には年間授業時間数の確保に余裕が生じる。
C 日本人学校	4月13日	○	対面で引継ぎができる時期ならば最も良いが、それが無理だとすれば4月3日前後に派遣されることを望む。そうすることにより、10日前後に始業式を行うことができ、年間計画が比較的立てやすい。 また、派遣教員にとっても準備の期間がとりやすい。赴任から始業式まで1週間あれば、職員会議や新学期準備も十分と考える。
D 日本人学校 d1 校	4月18日	○	—
D 日本人学校 d2 校	4月18日	○	—
D 日本人学校 d3 校	4月18日	○	—
E 日本人学校	4月17日	○	—
F 日本人学校	4月11日	○	着任日が現在の4月6日又は7日だと、着任日と始業式の間に関の休日が入った場合、受入体制が取りにくく、結果として始業式を延ばさざるを得なくなる。
G 日本人学校	4月20日	△	—
H 補習授業校	4月8日	—	—
I 日本人学校	4月11日	○	—
J 日本人学校	4月14日	○	—
K 1 日本人学校	4月17日	△	—
K 2 補習授業校	4月15日	—	—
L 日本人学校	4月11日	○	授業時間数、授業日数を確保するために、できるだけ早く始業式を行っている。その代わり、始業式後2日間を半日(午前)授業とし、午後は、新年度の職員会、学級事務の準備、新任教員の住宅手続等に充てている。
M 日本人学校	4月10日	○	始業式までに、学校の教育方針等について十分な意思統一ができない。また、新任教員の生活が整わないまま、新学期を迎えることになる。

日本人学校等名	始業式 (平成18年度)	早期化 の要否	着任時期の早期化に関する具体的な意見
N日本人学校	4月14日	○	この国の生活環境では、生活の基盤づくりに時間と労力がかかるので、可能な限り早い時期の派遣が望まれる。
O日本人学校	4月10日	○	4月2日か3日の派遣が適切であると考える。
P補習授業校	4月1日	△	—
Q日本人学校	4月11日	○	—
R日本人学校	4月11日	○	着任日が早まれば、始業までの間、余裕をもって生活の立ち上げを行え、仕事に専念できるようになると考える。
S日本人学校	4月11日	○	海外派遣の内定や赴任先の決定が、今よりもう少し早ければ(10月か11月初旬)、国内でクラスを持っている教員でも何とか対応でき、4月1日か2日の赴任が実現できるのではないかと思われる。
T日本人学校	4月10日	○	できれば4月1日から全教員がそろっていることが理想である。
U日本人学校	4月11日	○	—
V日本人学校	4月11日	○	4月1日から出勤できるようにすることが理想だが、それは無理でも、1日も早い赴任が望まれる。
W日本人学校	4月11日	△	—
X日本人学校	4月12日	○	4月3日～5日の時期が適当である。
Y日本人学校	4月13日	○	着任後、すぐにイースター休暇に入るため、住宅手続等ができず、学校業務に支障をきたすことになる。
Z日本人学校	4月11日	○	赴任後2日程度で始業式を迎えるが、様々な手続があり学校を離れることが多くなり、学校業務に支障がでている。
AA日本人学校	4月11日	○	できる限り4月1日に赴任できるよう配慮してほしい。
AB日本人学校	4月11日	○	授業日数の確保が最重要課題であるので、赴任時期を1週間早め、そして帰国時期を1週間遅らせる措置を講じてほしい。
AC日本人学校	4月12日	○	特になし。
AD日本人学校	4月9日	○	4月の授業日数を確保するためにはあまり始業式の日程は変えられないと考える。 平成17年度に試行的に派遣時期が早期化されたが、これぐらいだと、かなり精神的にも余裕をもって始業式・入学式を迎えることが可能である。
AE日本人学校	4月11日	○	—
AF日本人学校	4月11日	○	辞令が交付されたならば、できるだけ早期に派遣してほしい。早ければ早いほど、生活の立ち上げに余裕ができ、ひいては学校での仕事も安定するためである。
AG日本人学校	4月13日	○	—
AH日本人学校	4月13日	○	—
AI日本人学校	4月12日	○	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「早期化の要否」欄の記号については、「○」は着任時期の早期化が必要としているものを、「△」は現在の着任時期は適当としているものを、「—」は無回答を、それぞれ示す。

イ 教科書需要数の的確な把握

勸告	説明図表番号
<p>(制度の概要)</p> <p>文部科学省は、海外に在留する子供の教育を支援するため、昭和42年度から、海外に在留する義務教育段階相当年齢の子供を対象に、国内で最も多く使用されている教科書を無償で給与している。この教科書の給与事務は在外公館を通じて行われており、在外公館では、毎年度、教科書需要数調査を実施するとともに、日本から送付された教科書を管轄地域内の日本人学校等及びこれらに在籍しない子供（現地校、国際学校（インターナショナルスクール）等に通学している子供）に配布する等の事務を行っている。</p> <p>また、年度途中で日本を出国する児童生徒に対しても、昭和47年度から、出国前に教科書を給与することとしており、当該事務は振興財団に委託している。</p> <p>例年、約7万人の児童生徒に教科書が給与されており、平成18年度の教科書の購入、梱包及び輸送のための経費（国庫負担額）は約2億7,000万円となっている。</p> <p>(調査結果)</p> <p>今回、平成16年度から18年度における教科書の配布状況について、38日本人学校等（小・中学部併設35校、小学部単独2校、中学部単独1校）を調査した結果、次のとおり、教科書の送付冊数が在籍児童生徒数を上回っている（30%以上）日本人学校等が、小学部で平成16年度9校、17年度8校、18年度7校、また中学部で平成16年度22校、17年度及び18年度15校存在している等、教科書需要数の把握が的確に行われていない状況がみられた。</p> <p>① 各日本人学校等に対する送付冊数は、在外公館が毎年度行う教科書需要数調査を基に算出することとされている。当該調査は、小学部用の教科書については年2回（10月に翌年度の前期分の需要数を調査し、さらに、4月に当該年度の後期分の需要数を調査）、中学部用の教科書については年1回（10月に翌年度の需要数を調査）行われている。しかし、平成18年度前期用教科書需要数調査（平成17年9月27日付け外務省訓令領政第120308号）においては、給与対象者や調査記入上の注意点等は示されているものの、需要数の算出方法については何ら示されていないため、在外公館では、日本人学校等に需要数の報告を求め、報告のあった数字をそのまま外務省に報告している。</p> <p>② 調査した38校における教科書需要数の算出方法をみると、様々な方法が用いられており、帰国予定者や企業の駐在員の動向を調査するなどできるだけ正確な需要数の算出に努めているとしているものが8校（21%）ある一方、過去数年間の在籍者数を勘案して増減の見込み数を算出するとしているものが20校（53%）、需要数調査の実施時期における在籍者数をそのまま、あるいは、それに一定数を加算して算出するとしているものが8校（21%）となっている。</p> <p>③ 調査した38校の教科書（前期分）の日本からの送付冊数と在籍児童生徒数（各年度4月15日現在）とを比較してみると、表2のとおり、送付冊数が在籍児童生徒数を下回っているところが若干あるものの、送付冊数が在籍児童生徒数を上回っている（30%以上）ところが、小学部で平成16年度9校、17年度8校、18年度7校、ま</p>	<p>表2-(3)-イ-①～③</p> <p>表2-(3)-イ-④、⑤</p> <p>表2-(3)-イ-③ (再掲)</p> <p>表2-(3)-イ-⑥</p> <p>表2-(3)-イ-⑦</p>

た中学部で平成16年度22校、17年度及び18年度は各15校あるなど、需要数調査の精度が低い状況がみられた。

それらの中には、在籍児童生徒が100人以上規模の日本人学校等で、3年連続して送付冊数が在籍児童生徒数を上回っている（おおむね30%以上）ところが小学部で3校、中学部で2校ある。

表2 教科書の送付冊数と在籍児童生徒数の比較 (単位：校)

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	小	中	小	中	小	中
送付冊数が在籍児童生徒数を下回っている	2	0	6	5	6	5
送付冊数と在籍児童生徒数が同数	0	2	0	1	1	4
送付冊数が在籍児童生徒数を上回っている	35	34	31	30	30	27
30%以上	9	22	8	15	7	15
計	37	36	37	36	37	36

(注) 1 当省の調査結果による。

2 小は小学部、中は中学部を示す。

(所見)

したがって、文部科学省及び外務省は、海外に在留する子供に対する教科書の無償給与に係る経費の適正な執行を確保するため、教科書需要数を算出する際に遵守すべき事項を定め、日本人学校等及び在外公館に周知徹底する必要がある。

また、外務省は、在外公館に対し、日本人学校等から報告された教科書需要数の算出結果を厳正に審査するよう指示する必要がある。

表 2 - (3) - イ - ①

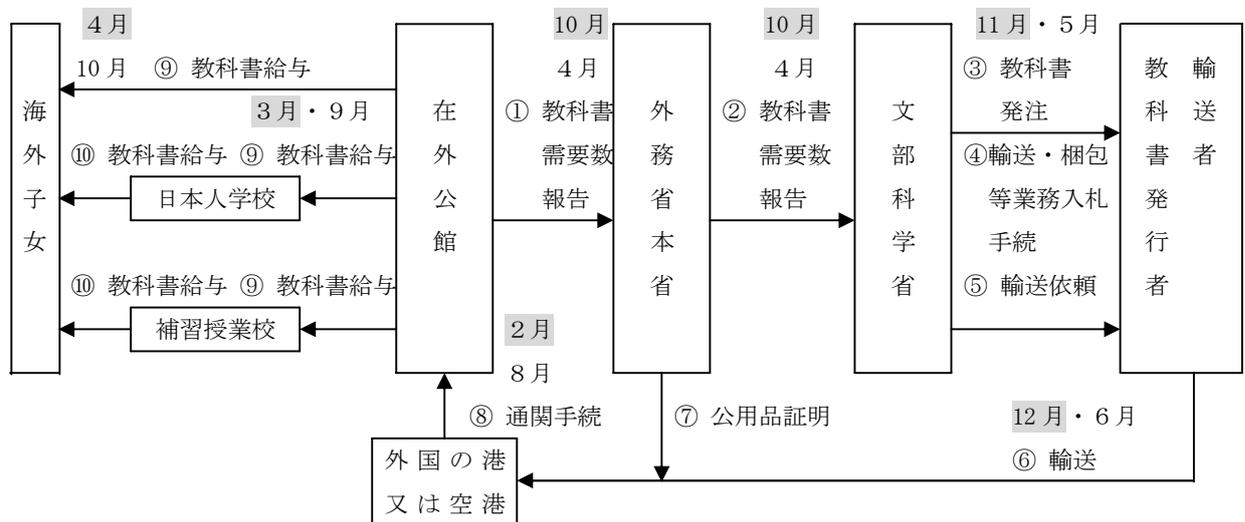
海外子女への教科書の無償給与の概要

文部科学省は、昭和 42 年度から、海外に在留する義務教育段階相当年齢の子供を対象に、国内で最も多く採択されている教科書を無償給与している。

教科書給与方法は次のとおりである。

- (1) 各在外公館から報告された教科書給与対象者を外務省が取りまとめ、文部科学省に報告
 - (2) 文部科学省は、外務省からの報告を受け、各教科書発行者から教科書を購入し、各在外公館に送付
 - (3) 各在外公館から在外教育施設を通し（一部については直接）、海外子女に配布
- また、年度途中に出国する子女に対しても、財団法人海外子女教育振興財団に配布業務が委託されており、出国前に同財団から教科書の給与を受けることとなっている。

海外子女への教科書無償給与の仕組み



(注) 網掛け期限：前期手続の期限
網掛けなしの期限：後期手続の期限

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。
2 中学校用教科書については、年 1 回の給与であり、需要数調査も 10 月のみである。

表 2 - (3) - イ - ②

無償給与されている教科書

無償給与される教科書は全世界共通であり、国内の義務教育諸学校で最も多く使用されている教科書が選定されている。

無償給与されている小学校用教科書（平成 19 年度）

区分	出版社	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
国語	光村図書	◎	◎	◎	◎	◎	◎
書写	光村図書	○	○	○	○	○	○
社会	東京書籍	—	—	◎（継続使用）		◎	◎
地図	帝国書院	—	—	—	○（継続使用）		
算数	東京書籍	○	◎	◎	◎	◎	◎
理科	大日本図書	—	—	○	◎	◎	◎
音楽	教育芸術社	○	○	○	○	○	○
図画工作	日本文教出版	◎（継続使用）		◎（継続使用）		◎（継続使用）	
家庭	開隆社	—	—	—	—	○（継続使用）	
生活	東京書籍	◎（継続使用）		—	—	—	—
保健	学習研究社	—	—	○（継続使用）		○（継続使用）	

無償給与されている中学校用教科書（平成 19 年度）

区分	出版社	1 年	2 年	3 年
国語	光村図書	○	○	○
書写	光村図書	○	○（継続使用）	
社会	東京書籍	○（継続使用）		—
		○（継続使用）		—
		—		○
地図	帝国書院	○（継続使用）		
数学	東京書籍	○	○	○
理科	東京書籍	※上（1 年次配付）下（2 年次配付）（継続使用）		
		※上（1 年次配付）下（2 年次配付）（継続使用）		
音楽	一般	○	●（継続使用）	
	器楽	○（継続使用）		
美術	日本文教出版	○	●（継続使用）	
保健体育	学習研究社	○（継続使用）		
技術・家庭	技術	○（継続使用）		
	家庭	○（継続使用）		
英語	東京書籍	○	○	○

(注) 1 財団法人海外子女教育振興財団の資料等に基づき、当省が作成した。
 2 表中の記号については、「◎」は年 2 回各 1 冊（上巻・下巻）配布を、「○」は年 1 回 1 冊配布を、「●」は年 1 回 2 冊配布されているものを、それぞれ示す。

表 2 - (3) - イ - ③

在外公館に対する教科書の無償給与事業に係る需要数調査の実施指示

平成 18 年度前期用教科書需要数調査（平成 17 年 9 月 27 日付け外務省訓令領政第 120308 号）

1. 調査の実施

平成 18 年度前期用教科書の無償給与事業に係る需要数調査を実施するので、以下の諸点に留意し、別添調査票に記入の上、10 月 21 日までに（本省必着）回電ありたい。

(1) 給与対象者

(イ) 日本国籍を保持し（重国籍者を含む）、海外に長期滞在する義務教育学齢期の子女（日本人学校、補習授業校、現地校もしくは国際学校、また不就学等、所属は不問）とする。

なお、給与は該当学年の 1 セットのみであり、他学年分等の入手を希望する場合は、OCS を通じて各自購入することとなる。

永住者及び日系人の子女は原則無償給与の対象外であるが、次の者については対象として差し支えない。

(a) 本来は長期滞在者であるが、在留国の事情により便宜的に永住査証（永住権）を取得して滞在している者。

(b) 両親が日本人もしくは両親の一方が日本人である子女、外国人と養子縁組した日本国籍を保持する子女で、永住査証（永住権）を取得しており、本来は永住者に分類されるが、将来、本邦の中学校、高等学校等への進学又は就労を希望する意志を有する者。

(ロ) 次の者は給与対象とならないので留意ありたい。仮に給与対象者以外の者から教科書入手の要望があった場合は、最寄りの OCS から入手するよう案内ありたい。

ホームページ：http://www.ocs.co.jp/office/addover_expsub.html

(a) 外国籍のみ保持者（外国籍のみ保持者が、日本人学校或いは補習授業校に在学している場合は、教科書代及び送料の双方を自己負担し、各自購入する必要がある。）。

(b) 日本人学校及び補習授業校等の教員。

(2) 調査票記入上の注意点

(イ) 調査票の提出は、原則、総需要数を記入した 1 枚のみ。

(ロ) 管轄地域内に、複数の日本人学校・補習授業校または私立の在外教育施設を有する公館において、学校別の調査票を作成する場合は必ず総表を添付すること。

※総表、内訳の別が分かるように作成すること。（内訳表については調査票右上に内訳（頁／総頁数）と記すこと。

(ハ) 日本人学校・補習授業校に通学しない子女について調査漏れがないよう留意する。

(ニ) 調査票の 1. ～ 3. は全ての公館において提出する。

（対象者がいない場合も提出のこと。）

(ホ) 調査票 4.（特殊教育用需要数）は対象者のある場合のみ提出する。

(ヘ) 被兼轄国がある公館においては、国毎に調査票を作成し、公館の総表を添付すること。

(ト) 本邦から渡航予定の子女は、渡航前に各自「海外子女教育振興財団」から教科書入手の所持参することとなるので需要数への計上は不要。

2. 文部科学省は、本調査報告を受けて送付部数を算出し、10 月 28 日には部数を確定する予定のところ、本件調査報告締切及び文部科学省の調整後に、種々の事情による不足が生じた場合は、送料現地負担（原則受益者負担、購入費は不要）にて送付するので次の①～⑦を明記の上りん請ありたい。

①当該子女名（住所、保護者名及び保護者勤務先を併記）

②必要教科名（学年、上・下巻の別、冊数を併記）

③送付方法：国内宛郵便、国際郵便、国際宅急便、船便のいずれか。

④送付先宛名及び住所

⑤送料負担者名

⑥送料支払い方法：国際宅急便は着払い可（地域により不可の場合もある。）。

その他については荷物到着後、(財)海外子女教育振興財団指定本邦口座へ

の振り込み（本邦親族等が振り込む方法が一般的。）となるので請求書送付先を明記する。

⑦送付を必要とする理由

※その他、保護者等が一時帰国等で本邦に居る場合は、(財)海外子女教育振興財団から直接受け取ることも可能。その場合は、受取者名、本邦連絡先、受取日時を明記の上りん請すること。

3. 発送及び引き取り

(1) 発送方法について、文部科学省の予算逼迫の事情により、基本的に全て船便にて送付するところ、以下につき回電ありたい。

(イ) 引き取りに相当な時間を要する公館については到着時期のデッドライン（期限）。

(ロ) 船便による送付に問題があり、空便による送付を必要とする特段の事情がある場合はその理由。

なお、(イ)については、発送日を優先的に早めることにより対処することとする。

(2) 引き取りに際し、特に必要な書類がある場合は、併せ明記の上、回電ありたい。

(インボイス、AIR WAY BILL、梱包明細、その他証明書等) (了)

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 1.-(1)-(イ)の「OCS」とは、海外新聞普及株式会社 (OVERSEAS COURIER SERVICE CO., LTD) のことである。

表 2 - (3) - イ - ④

海外の子供に対する教科書の給与冊数と対象人数の推移

(単位：セット、人)

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	小学校用	中学校用	小学校用	中学校用	小学校用	中学校用
日本人学校	32,779	4,781	30,794	4,942	32,400	5,079
補習授業校	35,445	5,718	36,175	5,640	36,925	5,644
その他子女	29,332	4,699	30,212	4,835	31,763	5,055
出国・追加送付	4,158	1,351	4,232	1,342	5,041	1,805
計	101,714	16,549	101,413	16,759	106,129	17,583
対象人数	約 67,000		約 67,000		約 70,000	

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「出国・追加送付」分については、国内で在籍していた小・中学校において配布済みの教科書が海外子女用と同じである場合には、当該教科書を給与していないことから、セット数としては把握できないため推計値(冊数/年間平均教科書数(9冊))を記載した。

3 小学校用教科書は前期と後期の2回支給されるため、対象人数は給与セット数の2分の1として計算した。

表 2 - (3) - イ - ⑤

海外の子供に対する教科書無償給与に係る経費の推移

(単位：円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
教科書の購入経費	205,118,407	208,466,147	220,383,316
教科書の梱包・輸送経費	27,853,613	48,782,980	47,040,891
合計	232,972,020	257,249,127	267,424,207

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2 - (3) - イ - ⑥

日本人学校等における教科書需要見込数の算出方法

(総括表)

(単位：校)

区 分	学 校 数
在籍者の帰国予定調査等を実施し算出	8
過去数年間の在籍者数を勘案して増減の見込数を算出	20
需要数調査時点の在籍者数をそのまま報告	1
需要数調査時点の在籍者数に一定数を加算して算出	7
無回答	2
計	38

(個表)

日本人学校等名	内 容
在籍者の帰国予定調査等を実施し算出	
M日本人学校	様々な情報から確実な数を算出（最近は、予想外の転入児童生徒が多く、不足することが多い。）
T日本人学校	当国に居住する日本人は少ないので、次年度の入学児童生徒の把握は容易である。年間を通してその実態を把握している。
U日本人学校	帰国予定調査において、在籍予定者数をできる限り正確に把握し、その数に教科書の支給を受けていない児童生徒の転入を考慮して約1割を加えて算出
W日本人学校	保護者の家庭を通じて異動の有無を聞き、総数を把握し、その総数に10名程度加算して算出
Y日本人学校	過去3年間の在籍者数の平均、今後の予定転入学者数を算出すること等により、需要見込数を算出
AC日本人学校	前期は入学・在学の調査を行い、見込数を算定。後期は転出者の数を考慮して算出
AF日本人学校	在籍者の帰国予定調査を実施し、その動向を調べる。 運営委員会を通じて、各企業の駐在員の動向を調べる。 上記の調査を勘案し、さらに3名～5名の余裕を見込んで算出
AG日本人学校	帰国予定調査により来年度の在籍予定者数を把握し、その数に1名加算して算出
過去数年間の在籍者数等を勘案して増減の見込数を算出	
A日本人学校	毎年度、9月1日現在の在籍者数に過去2年間の伸率の平均を乗じて算出
B日本人学校b1校	過去数年間の各学期に転入する児童生徒の平均値で算出
D日本人学校d1校	在籍児童生徒数については、各校の現状、これまでの過去のデータをもとに独自に児童生徒数の見込みを算出している。ただし、本校が配布を担当する邦人子女は、本校の児童生徒以外にも500人以上おり、かつ、在籍する学校もバラバラのため、かなり把握が難しい。
D日本人学校d2校	
D日本人学校d3校	
E日本人学校	毎年度、8月の児童生徒数を基準に、転入児童生徒数を見込んで概数を算出
G日本人学校	在籍者数と幼稚園等からの新入生調査及び例年の増加数を見込んで算出

I 日本人学校	前年度在籍者数に、各学年の児童生徒の平均増加率を乗じ、1割を増した冊数を基に、転出入見込児童生徒数の動向を加味して算出
J 日本人学校	ここ数年、在籍者数が横ばいなので、半年前の在籍者数を基準にしている。新小学1年生は、本校幼稚部年長園児数×2で算出
K 1 日本人学校	在籍者数の毎月の実績数から増減率を予想して算出
L 日本人学校	近年の増加傾向（日本人会の会員数の伸び率）から本校児童生徒数増加率を換算し、その値から過去3年間の教科書需要見込数と実数との違いを比べて修正し、各学年に現在在籍数に加算して算出
N 日本人学校	在籍児童生徒数と年間平均転入児童生徒数に1名～2名を加算して算出
O 日本人学校	過去の在籍者を参考に増加分を見込んで算出
P 補習授業校	過去3年間の児童生徒数の推移を参考にして各学年の増減傾向をみている。その傾向を踏まえて、前年の児童生徒数をもとに予測を立てて算出
R 日本人学校	過去3年間の需要数を基に算出。特に低学年の編入学が増加傾向にあるため、低学年の見込数を若干多くしている。
V 日本人学校	過去3年間で転入、編入の最も多かった学年の増加数の平均を、中学3年生を除くすべての学年に割り当てて算出
AD 日本人学校	過去3年間の在籍者数、進出企業数の増加割合などを参考に算出
AE 日本人学校	新小学1学年については、この3年～4年の数を参考に10名以内で見込数を算出。その他の学年は、年度当初数に2名分程度増量して見込数を算出
AH 日本人学校	在留邦人数に占める日本人学校在籍者数や転勤による異動の情報を基に、過去数年間の児童生徒数の推移も勘案して、児童生徒数の増減を予測
AI 日本人学校	過去3年間の在籍者数の平均に、在籍者の平均伸率である1割を乗じて算出
需要数調査時点の在籍者数をそのまま報告	
H 補習授業校	需要数調査時点の在籍者数をそのまま報告
需要数調査時点の在籍者数に一定数を加算して算出	
C 日本人学校	調査時点での在籍者数にインターナショナル・スクール等の在籍者数を各学年に10名加算して算出
F 日本人学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学1年生は、前年度実数に約15%を加算 ・ 中学1年生は、前年度実数 ・ 小学2～6年生は、前年度実数に10%を加算 ・ 中学2～3年生は、前年度実数に0%～5%を加算
Q 日本人学校	在籍者に、過去の転入見込数を上乗せして算出（決まった数式はない。）
S 日本人学校	調査時点の在籍者数に1名を加算して算出
X 日本人学校	調査時点の在籍者数の1割増しで算出
AA 日本人学校	調査時点の在籍者数に1名を加算して算出
AB 日本人学校	おおむね年度当初在籍数の2割程度を加算して算出
無回答	
K 2 補習授業校	—
Z 日本人学校	—

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-イ-⑦

教科書の配布状況（平成18年度）

（単位：セット、％）

区分 日本人学校等名	小学部				中学部			
	送付数a	在籍者数b	a-b	a-b/b	送付数a	在籍者数b	a-b	a-b/b
A日本人学校	537	491	46	9	175	158	17	11
B日本人学校※	2,278	2,059	219	11	510	466	44	9
C日本人学校	331	288	43	15	90	66	24	36
D日本人学校 d1 校	735	634	101	16	-	-	-	-
D日本人学校 d2 校	680	563	117	21	-	-	-	-
D日本人学校 d3 校	-	-	-	-	440	359	81	23
E日本人学校	732	646	86	13	276	216	60	28
F日本人学校	404	363	41	11	124	89	35	39
G日本人学校	1,805	1,818	-13	-1	580	470	110	23
H補習授業校	41	33	8	24	13	5	8	160
I日本人学校	126	120	6	5	20	20	0	0
J日本人学校	678	626	52	8	204	163	41	25
K 1日本人学校	1,248	1,212	36	3	444	446	-2	0
K 2補習授業校	287	265	22	8	37	33	4	12
L日本人学校	74	66	8	12	23	23	0	0
M日本人学校	21	22	-1	-5	2	1	1	100
N日本人学校	12	12	0	0	4	5	-1	-20
O日本人学校	38	36	2	6	21	22	-1	-5
P補習授業校※	1,907	1,441	466	32	738	487	251	52
Q日本人学校	154	112	42	38	77	42	35	83
R日本人学校※	196	151	45	30	67	46	21	46
S日本人学校	39	36	3	8	13	13	0	0
T日本人学校	10	9	1	11	8	9	-1	-11
U日本人学校	160	134	26	19	49	39	10	26
V日本人学校	375	354	21	6	160	127	33	26
W日本人学校	247	175	72	41	87	51	36	71
X日本人学校	499	433	66	15	165	130	35	27
Y日本人学校	274	290	-16	-6	69	58	11	19
Z日本人学校※	267	241	26	11	81	76	5	7
AA日本人学校	54	42	12	29	18	11	7	64
AB日本人学校	31	18	13	72	12	6	6	100
AC日本人学校	107	108	-1	-1	26	17	9	53
AD日本人学校	105	77	28	36	39	21	18	86
AE日本人学校	46	31	15	48	14	10	4	40
AF日本人学校	67	52	15	29	23	16	7	44
AG日本人学校	27	30	-3	-10	6	7	-1	-14
AH日本人学校	24	28	-4	-14	9	5	4	80
AI日本人学校	38	35	3	9	14	14	0	0
合計	14,654	13,051	1,603	12	4,638	3,727	911	24

(注) 1 文部科学省及び外務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「送付数」欄は、文部科学省が在外公館へ各日本人学校等分として送付した数である。

3 「在籍者数」欄は、外務省の「在外教育施設在籍児童生徒数調査」（4月15日現在）の長期滞在者及び永住者の合計である。

4 ※を付した学校については、次に掲げる複数校の合計値を記載した。

(1) B日本人学校：B日本人学校（b1校、b2校）及びAJ日本人学校

(2) P補習授業校：P補習授業校、AK補習授業校及びAL補習授業校

(3) R日本人学校：R日本人学校及びAM日本人学校

(4) Z日本人学校：Z日本人学校及びAN日本人学校

5 網掛け箇所は、在籍児童生徒数が100人以上規模の日本人学校等で、平成16年度から18年度の3年間連続して送付冊数が在籍児童生徒数を上回っているもの（おおむね30%以上）を示す。

表2-(3)-イ-⑦

教科書の配布状況(平成17年度)

(単位:セット、%)

区分 日本人学校等名	小学部				中学部			
	送付数a	在籍者数b	a-b	a-b/b	送付数a	在籍者数b	a-b	a-b/b
A日本人学校	479	462	17	4	117	118	-1	-1
B日本人学校※	1,687	1,773	-86	-5	451	367	84	23
C日本人学校	342	278	64	23	97	60	37	62
D日本人学校 d1 校	665	617	48	8	-	-	-	-
D日本人学校 d2 校	680	612	68	11	-	-	-	-
D日本人学校 d3 校	-	-	-	-	420	364	56	15
E日本人学校	697	637	60	9	274	222	52	23
F日本人学校	371	373	-2	-1	88	82	6	7
G日本人学校	1,730	1,723	7	0	570	436	134	31
H補習授業校	40	37	3	8	11	7	4	57
I日本人学校	127	85	42	49	30	10	20	200
J日本人学校	747	629	118	19	243	170	73	43
K 1日本人学校	1,343	1,223	120	10	469	410	59	14
K 2補習授業校	270	234	36	15	33	32	1	3
L日本人学校	69	60	9	15	25	22	3	14
M日本人学校	22	17	5	29	6	1	5	500
N日本人学校	13	11	2	18	2	3	-1	-33
O日本人学校	60	34	26	76	45	28	17	61
P補習授業校※	1,921	1,509	412	27	771	493	278	56
Q日本人学校	150	143	7	5	54	47	7	15
R日本人学校※	218	151	67	44	74	44	30	68
S日本人学校	35	38	-3	-8	11	9	2	22
T日本人学校	12	11	1	9	11	11	0	0
U日本人学校	140	129	11	9	47	35	12	34
V日本人学校	360	331	29	9	140	127	13	10
W日本人学校	253	176	77	44	105	61	44	72
X日本人学校	536	434	102	24	189	144	45	31
Y日本人学校	244	256	-12	-5	57	61	-4	-7
Z日本人学校※	320	242	78	32	94	74	20	27
AA日本人学校	47	34	13	38	12	10	2	20
AB日本人学校	30	21	9	43	15	5	10	200
AC日本人学校	70	86	-16	-19	17	18	-1	-6
AD日本人学校	92	60	32	53	37	21	16	76
AE日本人学校	36	33	3	9	16	14	2	14
AF日本人学校	53	45	8	18	19	14	5	36
AG日本人学校	28	24	4	17	9	8	1	13
AH日本人学校	28	26	2	8	11	10	1	10
AI日本人学校	24	34	-10	-29	9	10	-1	-10
合計	13,939	12,588	1,351	11	4,579	3,548	1,031	29

(注) 1 文部科学省及び外務省の資料に基づき、本省が作成した。

2 「送付数」欄は、文部科学省が在外公館へ各日本人学校等分として送付した数である。

3 「在籍者数」欄は、外務省の「在外教育施設在籍児童生徒数調査」(4月15日現在)の長期滞在者及び永住者の合計である。

4 ※を付した学校については、次に掲げる複数校の合計値を記載した。

(1) B日本人学校: B日本人学校及びAJ日本人学校

(2) P補習授業校: P補習授業校、AK補習授業校及びAL補習授業校

(3) R日本人学校: R日本人学校及びAM日本人学校

(4) Z日本人学校: Z日本人学校及びAN日本人学校

5 網掛け箇所は、在籍児童生徒数が100人以上規模の日本人学校等で、平成16年度から18年度の3年間連続して送付冊数が在籍児童生徒数を上回っているもの(おおむね30%以上)を示す。

表2-(3)-イ-⑦

教科書の配布状況(平成16年度)

(単位:セット、%)

区分 日本人学校等名	小学部				中学部			
	送付数a	在籍者数b	a-b	a-b/b	送付数a	在籍者数b	a-b	a-b/b
A日本人学校	427	370	57	15	115	87	28	32
B日本人学校	1,401	1,328	73	5	388	320	68	21
C日本人学校	331	263	68	26	76	61	15	25
D日本人学校 d1校	680	632	48	8	-	-	-	-
D日本人学校 d2校	740	660	80	12	-	-	-	-
D日本人学校 d3校	-	-	-	-	440	343	97	28
E日本人学校	711	641	70	11	235	204	31	15
F日本人学校	404	373	31	8	127	85	42	49
G日本人学校	1,714	1,628	86	5	492	447	45	10
H補習授業校	44	24	20	83	12	9	3	33
I日本人学校	76	61	15	25	24	17	7	41
J日本人学校	680	657	23	4	214	179	35	20
K1日本人学校	1,425	1,307	118	9	450	423	27	6
K2補習授業校	260	236	24	10	40	23	17	74
L日本人学校	71	64	7	11	24	21	3	14
M日本人学校	25	15	10	67	7	2	5	250
N日本人学校	11	9	2	22	3	3	0	0
O日本人学校※	265	200	65	33	108	65	43	66
P補習授業校※	2,059	1,544	515	33	821	548	273	50
Q日本人学校	164	138	26	19	62	42	20	48
R日本人学校※	186	139	47	34	62	31	31	100
S日本人学校	34	33	1	3	13	9	4	44
T日本人学校	20	18	2	11	9	8	1	13
U日本人学校	129	107	22	21	40	32	8	25
V日本人学校	385	344	41	12	170	125	45	36
W日本人学校	291	191	100	52	109	70	39	56
X日本人学校	586	475	111	23	195	144	51	35
Y日本人学校	258	236	22	9	75	51	24	47
Z日本人学校※	269	265	4	2	102	74	28	38
AA日本人学校	39	38	1	3	11	5	6	120
AB日本人学校	29	17	12	71	18	9	9	100
AC日本人学校	52	59	-7	-12	15	13	2	15
AD日本人学校	114	68	46	68	42	20	22	110
AE日本人学校	44	35	9	26	18	10	8	80
AF日本人学校	50	36	14	39	21	12	9	75
AG日本人学校	19	25	-6	-24	5	5	0	0
AH日本人学校	36	31	5	16	8	4	4	100
AI日本人学校	29	27	2	7	10	9	1	11
合計	14,058	12,294	1,764	14	4,561	3,510	1,051	30

(注) 1 文部科学省及び外務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「送付数」欄は、文部科学省が在外公館へ各日本人学校等分として送付した数である。

3 「在籍者数」欄は、外務省の「在外教育施設在籍児童生徒数調査」(4月15日現在)の長期滞在者及び永住者の合計である。

4 ※を付した学校については、次に掲げる複数校の合計値を記載した。

(1) O日本人学校: AO日本人学校(ao1校(現O日本人学校)、ao2校)

(2) P補習授業校: P補習授業校、AK補習授業校及びAL補習授業校

(3) R日本人学校: R日本人学校及びAM日本人学校

(4) Z日本人学校: Z日本人学校及びAN日本人学校

5 網掛け箇所は、在籍児童生徒数が100人以上規模の日本人学校等で、平成16年度から18年度の3年間連続して送付冊数が在籍児童生徒数を上回っているもの(おおむね30%以上)を示す。

(参考) 日本人学校等における飲食料等の備蓄状況

(制度の概要)

日本人学校等の児童生徒が在校中に暴動等の緊急事態が発生又は発生の可能性が高まった場合、児童生徒を帰宅させられず学校内に留め置かなければならないことが想定されることから、そのような状況に備え、一定の食料や飲料水等を日本人学校等に備蓄しておくことが重要である。

このため、文部科学省は、安全ハンドブック等の中で、事変（戦争、内乱、クーデター、暴動等）発生の可能性が高まった場合、児童生徒が在校中に事変の脅威が急激に高まって下校させられない状況となった場合に備えて、飲食料（飲料水及び食料）、救急薬品類、毛布・寝袋類、暖房器具、スクールバス等の車両の燃料（以下「飲食料等」という。）を備蓄し、適宜備蓄状況を確認しておくこととしている（参考表1）。

また、文部科学省は、日本人学校の校長等に対し、「在外教育施設における安全確保対策について（通知）」を發出し、在外公館との連携を強化し、常に最新の治安情勢を入手するとともに、安全対策について具体的な指導を受けることを要請している。

(調査結果)

今回、38日本人学校等における飲食料等6品目の備蓄状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① 38校中20校（53%）では全く備蓄を行っておらず、飲食料等6品目のうち1品目以上備蓄しているのは18校（47%）となっている（参考表2）。

備蓄を全く行っていない日本人学校等20校の所在地は、北米3校、中南米2校、欧州9校、アジア6校となっている。

備蓄を行っていない理由について、16校では現地の治安情勢等から備蓄の必要性を感じていないとしており、1校（G日本人学校）では備蓄の必要性は認識しているが、児童生徒及び教職員を含めた2,500人分の食料等を保管できる場所がない等としている（参考表3）。

一方、1品目以上の備蓄を行っている日本人学校等18校の所在地は、中東・アフリカ5校、アジア11校、中南米2校となっている。

- ② 品目ごとの備蓄状況をみると、最も多いのは飲料水が17校、次いで食料が10校、救急薬品類が10校、毛布・寝袋類が2校、車両燃料が1校となっている（参考表2）。

また、飲料水又は食料を備蓄している18校における備蓄数量は区々となっており、児童生徒や教職員の1日分程度を備蓄するとの方針の下に一定量を備蓄しているものも2校（E日本人学校及びN日本人学校）あるが、大半の日本人学校等ではどの程度備蓄すればよいのか分からないとして、取りあえず500mlから1ℓ入りのペットボトルや乾パン等を人数分備蓄している状況となっている（参考表4）。

この点に関し、一定量の飲料水や食料の備蓄に取り組んでいるものの、何をどのくらい備蓄すればよいのか判断が難しいとしているものが3校（F日本人学校、AI日本人学校及びAE日本人学校）あり、これらの中には、在外公館に対し児童生徒等の人数を勘案した備蓄すべき品目と数量に係るリストの提供を要望しているものもある（参考表4）。

参考表 1

飲食料等の備蓄について

○安全ハンドブック（平成7年12月文部省教育助成局海外子女教育課作成）（抜粋）

第3章 緊急事態に対する学校の対応と留意点

4 事変（戦争・内乱・クーデター・暴動等）の場合

(1) 事変発生の可能性が高まった場合

ア 緊急体制の確立

イ～オ (略)

カ 飲食料等の備蓄とチェック

児童生徒が在校中に事変の脅威が急激に高まって下校させられない状況に立ち至った場合に備えて、次の物品を備蓄し、適宜備蓄状況をチェックしておく。

◎ 飲食料

◎ 緊急薬品類

◎ 毛布・寝袋類

◎ 暖房器具（地域により必要度に差がある）

◎ スクールバスなど車両の燃料

(2) 事変が実際に発生した場合 (略)

(3) 一時避難(帰国)する場合の対応 (略)

○在外教育施設安全対策資料「危機管理編」（平成19年1月文部科学省初等中等教育局国際教育課作成）（抜粋）

第5章 事変が発生した場合の具体的対応

5.1. 事変発生の可能性が高まった場合

5.1.1. 緊急体制の確立 (略)

5.1.2. 休校その他の措置 (略)

5.1.3. 児童生徒の動向の把握 (略)

5.1.4. スクールバスへの添乗 (略)

5.1.5. 飲食料等の備蓄と確認

児童生徒が在校中に事変の脅威が急激に高まって下校させられない状況に立ち至った場合に備えて、次の物品を備蓄し、適宜備蓄状況を確認しておく。

① 飲食料

② 緊急薬品類

③ 毛布、寝袋類

④ 暖房器具（地域により必要度に差がある）

⑤ スクールバスなど車両の燃料

⑥ (略)

(注) 下線は、当省が付した。

参考表 2

日本人学校等における飲食料等の備蓄状況（平成 18 年 12 月）

No.	地域名	日本人学校等名	安全ハンドブック提示品目					計	
			飲料水	食料	救急薬品類	毛布・寝袋類	暖房器具		車両燃料
1	アジア	A 日本人学校	○	×	○	×	×	×	2
2		B 日本人学校 b1 校	○	×	×	×	×	×	1
3		C 日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
4		D 日本人学校 d1 校	○	×	○	×	×	×	2
5		D 日本人学校 d2 校	○	×	○	×	×	×	2
6		D 日本人学校 d3 校	○	×	○	×	×	×	2
7		E 日本人学校	○	○	○	○	×	○	5
8		F 日本人学校	○	○	○	×	×	×	3
9		G 日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
10		H 補習授業校	×	×	×	×	×	×	0
11		I 日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
12		J 日本人学校	○	○	×	×	×	×	2
13		K 1 日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
14		K 2 補習授業校	×	×	×	×	×	×	0
15		L 日本人学校	○	×	○	×	×	×	2
16		M 日本人学校	○	×	○	×	×	×	2
17		N 日本人学校	○	○	○	×	×	×	3
18		北米	O 日本人学校	×	×	×	×	×	×
19	P 補習授業校		×	×	×	×	×	×	0
20	Q 日本人学校		×	×	×	×	×	×	0
21	中南米	R 日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
22		S 日本人学校	○	○	×	×	×	×	2
23		T 日本人学校	×	○	×	×	×	×	1
24		U 日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
25	欧州	V 日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
26		W 日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
27		X 日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
28		Y 日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
29		Z 日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
30		AA 日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
31		AB 日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
32		AC 日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
33		AD 日本人学校	×	×	×	×	×	×	0
34		中東・アフリカ	AE 日本人学校	○	×	○	×	×	×
35	AF 日本人学校		○	○	×	×	×	×	2
36	AG 日本人学校		○	○	×	×	×	×	2
37	AH 日本人学校		○	○	×	○	×	×	3
38	AI 日本人学校		○	○	×	×	×	×	2
計			○17 ×21	○10 ×28	○10 ×28	○ 2 ×36	○ 0 ×38	○ 1 ×37	0:20 1: 2 2:12 3: 3 5: 1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の記号については、「○」は当該品目が備蓄されているものを、「×」は当該品目が備蓄されていないものを、それぞれ示す。

参考表 3

飲食料の備蓄を行っていない理由

日本人学校等名	備蓄していない理由
現地の治安情勢等から備蓄の必要性を感じていない（16校）	
C 日本人学校	当校は、在外公館から在留邦人の避難場所に指定され、備蓄物資が保管されているため。
I 日本人学校	現在のところ、必要性を感じていない。
K 1 日本人学校	学校が隔離されるおそれはないと判断している。
K 2 補習授業校	授業が土曜日午後のみ補習校であるため、必要性は乏しい。
O 日本人学校	必要性がない。今後は水については検討したい。
P 補習授業校	現地校（校舎の貸主）の物資を借りることが出来るため、備蓄の必要はない。
Q 日本人学校	特に必要性がない。
R 日本人学校	当校は、在外公館から在留邦人の避難場所に指定され、備蓄物資が保管されているため。
U 日本人学校	学校にとどまるよりも一刻も早く保護者の元へ送り届けることが大切であると考え。水は、自家用の井戸により確保出来る。
V 日本人学校	現在は必要性を感じていないが、今後検討する。
X 日本人学校	必要ない。
Y 日本人学校	現在の所在国の状況から、備蓄が必要な状況を想定していない。
Z 日本人学校	現在のところ必要性がなく、また、緊急時は現地の制度を活用することが可能である。
AA 日本人学校	校内に長時間とどまる可能性が極めて少ないため。
AB 日本人学校	公館からの指導・指示がなく、また、治安が安定していること、台風、地震等の自然災害がほとんどないことから、緊急時の備蓄の必要性を感じていない。
AC 日本人学校	緊急時には下校させることとしており、学校での滞在は考えていない。
備蓄の必要性は認識しているが適当な保管場所がない（1校）	
G 日本人学校	備蓄する必要性は感じるが、児童生徒及び教職員を含め、2,500人分の緊急時対応資材の保管場所の確保が難しい。また、品質の保持も大きな課題になることが予想される。
その他（1校）	
AD 日本人学校	本校は、所在国の外務省が管理する建物を他国と共同で借用しており、教室、ホール以外収納スペースがない。現在は、各家庭での備蓄をお願いしている。
無回答（2校）	
H 補習授業校	無回答
W 日本人学校	無回答

（注）当省の調査結果による。

参考表 4

飲料水又は食料を備蓄している日本人学校の状況

日本人学校名	児童生徒数等	備蓄内容		学校の備蓄方針等	備蓄についての意見等
		飲料水	食料		
飲食料を児童生徒及び教職員全員の1日分程度を備蓄しているもの（2校）					
E日本人学校	991	380L(19L/本×20本)、その他(井戸水は煮沸すれば使用可)	米200kg、クラッカー・ビスケット類(数量不明)	900人/1日分を備蓄	特になし
N日本人学校	54	飲料水、ジュース(各30人分)	ビスケット、ポテトチップス(各30人分)	児童生徒数等の1日分を備蓄	特になし
飲食料を一定量備蓄しているもの（7校）					
F日本人学校	498	570L(5ガロン/本×30本)1ガロン÷3.7Lで換算	ビスケット60kg(3kg/缶×20缶)	特になし	現在、飲料水及び食料を備蓄しているが、どの程度備蓄すれば、児童生徒及び教職員等の分をカバーできるかの判断が難しい(何日分、何人分確保すべきかなど)。
J日本人学校	891	500ml×人数分	乾パン(6枚/袋×人数分)	特になし	特になし
S日本人学校	82	有(数量不明)	クラッカー(数量不明)	短時間の避難に備える	特になし
AF日本人学校	86	240L(1.5L×160本)	ビスケット36kg(3kg/缶×12缶)	特になし	特になし
AG日本人学校	54	有(数量不明)	有(品目、数量とも不明)	教員の家庭用を一週間分	特になし
AH日本人学校	54	200L	ビスケット60人分(20枚/1人)、板チョコ30枚、キャンディー600粒	特になし	特になし
AI日本人学校	77	500ml/1人×人数分	ラスク(2個/1人×人数分)	特になし	現在、飲食料を備蓄しているが、何日分の備蓄が必要なのか試行錯誤の状態である。
飲料水のみ備蓄しているもの（8校）					
A日本人学校	714	ペットボトル1L×120本	—	緊急時に対応できる程度の量	特になし
B日本人学校 b1校	813	500L~1,000L	—	特になし	特になし
D日本人学校 d1校	693	有(数量不明)	—	特になし	特になし
D日本人学校 d2校	605	有(数量不明)	—	特になし	特になし
D日本人学校 d3校	392	有(数量不明)	—	特になし	特になし
L日本人学校	130	有(数量不明)	—	特になし	特になし
M日本人学校	54	有(数量不明)	—	特になし	特になし
AE日本人学校	66	ペットボトル100本	—	特になし	現在、飲料水のみ備蓄。食料の備蓄については、目安が分からないため、公館に対し備蓄リスト(収容人数に対応する物品と数量を示したものを早急に提示していただくように依頼している)。
食料のみ備蓄しているもの（1校）					
T日本人学校	50	—	有(10人分)	特になし	特になし

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 児童生徒数等は、児童生徒数及び教職員数を示す。
 3 児童生徒数等は、当省の調査結果(平成18年5月1日現在)による。